

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年6月27日提出
【計算期間】	第19期(自 平成28年3月26日至 平成29年3月27日)
【ファンド名】	日本大型株式ファンド 日本小型株式ファンド 日本債券ファンド 北米株式ファンド 欧州先進国株式ファンド アジア太平洋先進国株式ファンド 海外債券ファンド
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<日本大型株式ファンド>

わが国の大型株式の動き（ラッセル野村大型インデックス）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<日本小型株式ファンド>

わが国の小型株式の動き（ラッセル野村小型インデックス）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<日本債券ファンド>

わが国の公社債市場全体の動き（NOMURA-BPI総合）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<北米株式ファンド>

米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス（ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<欧州先進国株式ファンド>

欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI欧州インデックス（ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<海外債券ファンド>

世界の主要国の債券市場の動き（シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

<日本大型株式ファンド>

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(株式 大型株))	その他 ( )	中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 大型株))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

「大型株」とは、目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

<日本小型株式ファンド>

### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(株式 中小型株))	その他 ( )	中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 中小型株))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

「中小型株」とは、目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

## <日本債券ファンド>

### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信			ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	その他 ( )	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

< 北米株式ファンド >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり
公債	(隔月)	アジア		( )
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米		
	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## &lt; 欧州先進国株式ファンド &gt;

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	その他 ( )	エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州



目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

#### 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

### <アジア太平洋先進国株式ファンド>

#### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回	欧州		( )
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
( )				
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他	アフリカ	ファンズ	
その他資産	( )			
(投資信託証券(株		中近東		
式一般))		(中東)		
資産複合		エマージング		
( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

オセアニア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 海外債券ファンド >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ( )	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(債券一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### その他資産(投資信託証券(債券一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

#### 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

#### グローバル(除く日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

#### 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

### ファンドの特色

## 1. ファミリーファンド方式で運用を行ないます。各ファンドが投資するマザーファンドは次の通りです。

ファンド	マザーファンド
日本大型株式ファンド	「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村大型インデックスを上回る投資成果の獲得をめざします。
日本小型株式ファンド	「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村小型インデックスを上回る投資成果の獲得をめざします。
日本債券ファンド	「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:三井住友信託銀行株式会社 ・わが国の公社債を中心に投資を行ない、NOMURA-BPI総合を上回る投資成果の獲得をめざします。
北米株式ファンド	「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:ジャンナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー ・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI北米インデックス(ヘッジなし円ベース)を上回る投資成果の獲得をめざします。
欧州先進国株式ファンド	「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド ・欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI欧州インデックス(ヘッジなし円ベース)を上回る投資成果の獲得をめざします。
アジア太平洋先進国株式ファンド	「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:シュローダー・インベストメント・マネジメント(シンガポール)リミテッド ・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く、ヘッジなし円ベース)を上回る投資成果の獲得をめざします。
海外債券ファンド	「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用(投資顧問)会社:ウエリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー ・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)を上回る投資成果の獲得をめざします。

## 2. 日興グローバルラップ株式会社(日興GW)より各マザーファンドの運用アドバイザー(投資顧問会社)の評価、アドバイスを受けます。\*

\*最終的な運用アドバイザーの決定は、日興GWに加えて日興アセットマネジメント アメリカズ・インクからの情報提供や助言をもとに、日興アセットマネジメントが行ないます。

\*運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

日興グローバルラップ株式会社(日興GW)とは

◆日興GWは、運用アドバイザーの評価・選定や資産配分の策定など、資産運用サービスをご提供するコンサルティングカンパニーです。前身の「株式会社グローバルラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大した「投資信託ラップ」を日本で初めて導入しました。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクとは

◆日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、日興アセットマネジメント・グループ\*の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。

※「日興アセットマネジメント・グループ」とは日興アセットマネジメント株式会社とそのグループ会社の総称です。

### 【各マザーファンドとベンチマーク・インデックスについて】

- 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド…………… ラッセル野村大型インデックス
- 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド…………… ラッセル野村小型インデックス
- 日本債券グローバル・ラップマザーファンド…………… NOMURA-BPI総合
- 北米株式グローバル・ラップマザーファンド…………… MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース\*)
- 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド…………… MSCI欧州インデックス(ヘッジなし・円ベース\*)
- アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド …… MSCI太平洋フリー・インデックス  
(日本を除く、ヘッジなし・円ベース\*)
- 海外債券グローバル・ラップマザーファンド…………… シティ世界国債インデックス  
(除く日本、ヘッジなし・円ベース\*)

\*ヘッジなし円ベースとは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

※ラッセル野村大型インデックスおよびラッセル野村小型インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村證券株式会社およびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※MSCI指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※シティ世界国債インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループグローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループグローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。



## 〈ファンドの仕組み〉

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



●各ファンド間でスイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

### 主な投資制限

#### 「日本大型株式ファンド」「日本小型株式ファンド」

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 「日本債券ファンド」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

#### 「北米株式ファンド」「欧州先進国株式ファンド」「アジア太平洋先進国株式ファンド」

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 「海外債券ファンド」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 分配方針

#### 「日本大型株式ファンド」「日本小型株式ファンド」「日本債券ファンド」「北米株式ファンド」

#### 「欧州先進国株式ファンド」「アジア太平洋先進国株式ファンド」「海外債券ファンド」

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
- ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成10年 5月29日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成13年9月14日

- ・ファミリーファンド方式の導入、信託期間の無期限化

平成15年9月10日

- ・「エマージング株式ファンド」繰上償還

平成16年12月28日

- ・「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

平成17年9月22日

- ・「ハイイールド・ボンドファンド」および「ハイイールド・ボンドグローバル・ラップマザーファンド」繰上償還

平成17年12月9日

- ・「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更

平成20年11月18日

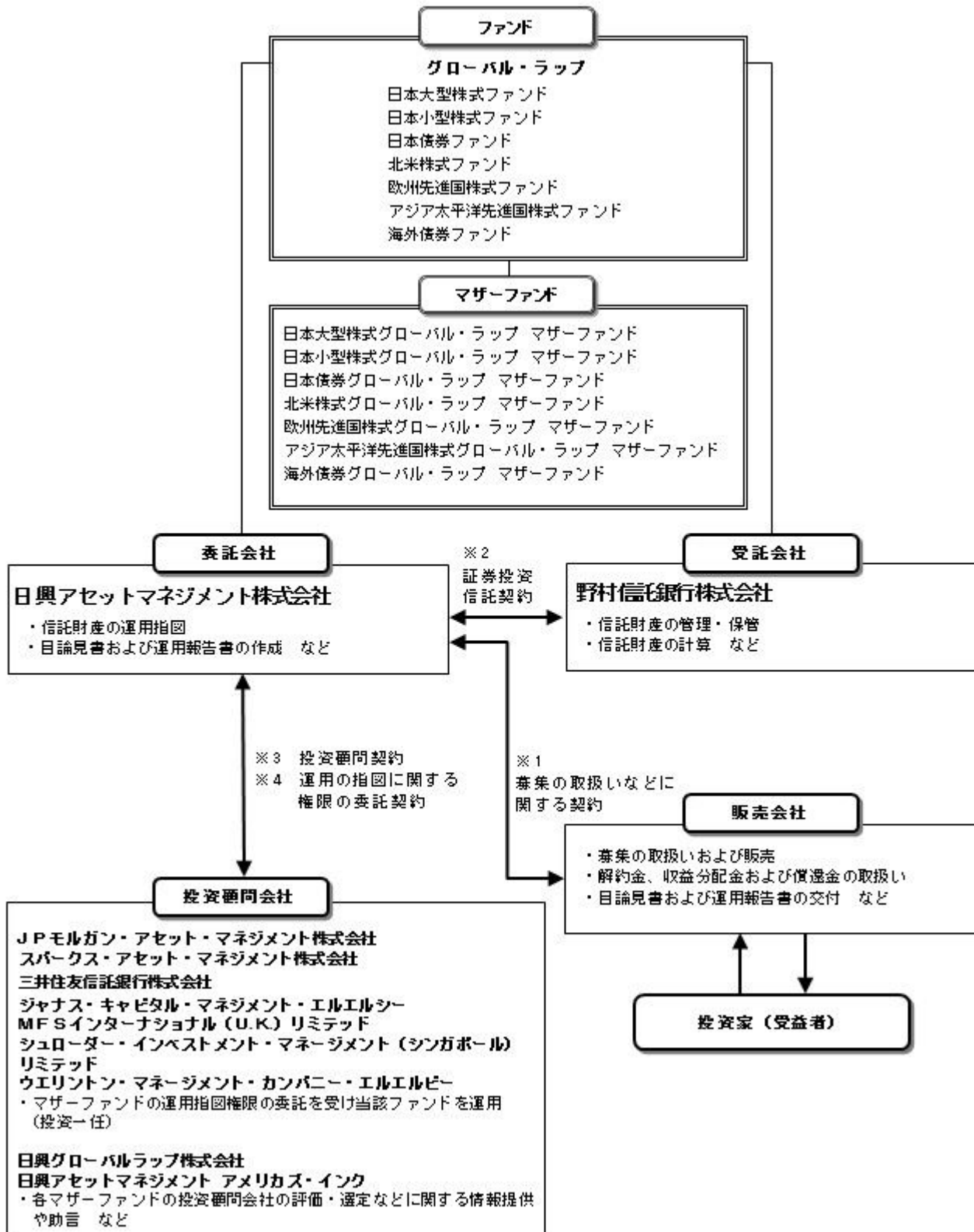
- ・「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など

平成22年5月18日

- ・「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

### （3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- 4 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成29年3月末現在）



## 1) 資本金

17,363百万円

## 2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;日本大型株式ファンド&gt;

- ・「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともにわが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;日本小型株式ファンド&gt;

- ・「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともにわが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;日本債券ファンド&gt;

- ・「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともにわが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。
- ・公社債の実質組入比率は原則として高位を維持します。

## &lt;北米株式ファンド&gt;

- ・「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに米国およびカナダの

金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。

- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

#### <欧州先進国株式ファンド>

- ・「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに欧州主要先進国(MSCI欧州インデックス採用国)の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

#### <アジア太平洋先進国株式ファンド>

- ・「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)採用国・地域)の株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

#### <海外債券ファンド>

- ・「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

## (2)【投資対象】

#### <日本大型株式ファンド>

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

#### <日本小型株式ファンド>

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

#### <日本債券ファンド>

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにわが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

#### <北米株式ファンド>

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびに米国およびカナダの金融商品取引所

上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

< 欧州先進国株式ファンド >

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびに欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

< アジア太平洋先進国株式ファンド >

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにアジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。

< 海外債券ファンド >

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびに海外の公社債を主要投資対象とします。

各ファンドの投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りま。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

各ファンドは、主として、次の各マザーファンド受益証券に投資します。

ファンド	マザーファンド
日本大型株式ファンド	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本小型株式ファンド	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本債券ファンド	日本債券グローバル・ラップマザーファンド
北米株式ファンド	北米株式グローバル・ラップマザーファンド
欧州先進国株式ファンド	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
アジア太平洋先進国株式 ファンド	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
海外債券ファンド	海外債券グローバル・ラップマザーファンド

「日本大型株式ファンド」および「日本小型株式ファンド」は、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
「日本債券ファンド」は、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)~8)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に類する証券
- 11) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 12) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 13) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
「北米株式ファンド」、「欧州先進国株式ファンド」および「アジア太平洋先進国株式ファンド」は、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
- 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 15) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの  
「海外債券ファンド」は、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))で投資法人債券に類する証券
- 11) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 13) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
各ファンドは、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの(「日本債券ファンド」を除きます。))  
各ファンドは、次の取引ができます。
    - 1) 信用取引
    - 2) 先物取引等
    - 3) スワップ取引
    - 4) 金利先渡取引
    - 5) 為替先渡取引(「日本債券ファンド」は行ないません。)
    - 6) 有価証券の貸付
    - 7) 公社債の空売
    - 8) 公社債の借入
    - 9) 外国為替予約取引(「日本債券ファンド」は行ないません。)
    - 10) 資金の借入

<日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

<日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

<北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

<欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

<アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。

<海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

海外の公社債を主要投資対象とします。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」および「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」および「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、

有価証券に係るものに限ります。）

- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)～8)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 12) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または

外国投資証券で投資法人債券に類する証券

- 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 15) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの  
「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))で投資法人債券に類する証券
- 11) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 13) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
各マザーファンドは、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの(「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を除きます。)各マザーファンドは、次の取引ができます。
  - 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引



- 5) 為替先渡取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）  
 6) 有価証券の貸付  
 7) 公社債の空売  
 8) 公社債の借入  
 9) 外国為替予約取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）

### 投資対象とするマザーファンドの概要

#### <日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（ラッセル野村大型インデックス <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\*ラッセル野村大型インデックスは、野村證券株式会社とFrank Russell Companyが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける大型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額上位85%の銘柄群で構成されています。  
 同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村證券株式会社およびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、

信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き（ラッセル野村小型インデックス <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* ラッセル野村小型インデックスは、野村證券株式会社とFrank Russell Companyが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける小型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額下位15%の銘柄群で構成されています。同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村證券株式会社およびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

<日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（NOMURA-BPI総合 <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>・国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。</li> <li>・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	三井住友信託銀行株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* NOMURA-BPI総合は、野村証券株式会社が公表している、わが国の債券市場の動きを示す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債、MBS、ABSなど、国内で発行された円建公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存期間1年以上、残存額面10億円以上で、事業債、円建外債、MBS、ABSについては、A格相当以上の格付を取得しているものに限られます。

同指数の知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

< 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >

#### 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス（ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

#### ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

#### その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

<sup>\*</sup> MSCI北米インデックスは、MSCI Inc.が発表している、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

< 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

#### 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI 欧州インデックス（ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州主要先進国（MSCI 欧州インデックス採用国）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・ 投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・ また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>・ 株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・ 外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

<sup>\*</sup> MSCI 欧州インデックスは、MSCI Inc. が発表している、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

< アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く、ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成13年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）は、MSCI Inc.が発表している、オーストラリア、香港など、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### <DR（預託証券）>

ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

#### <カントリーファンド>

特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

#### <海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、世界の主要国の債券市場の動き（シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（投資一任）

信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

\*シティ世界国債インデックス(除く日本)は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、残存年数1年以上の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

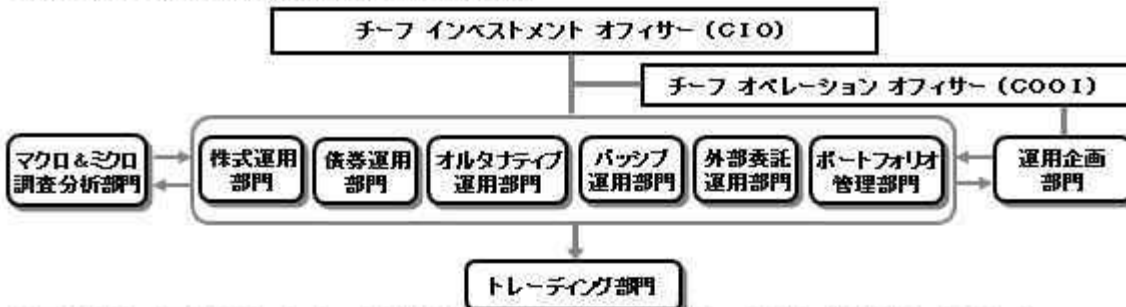
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

### (3) 【運用体制】

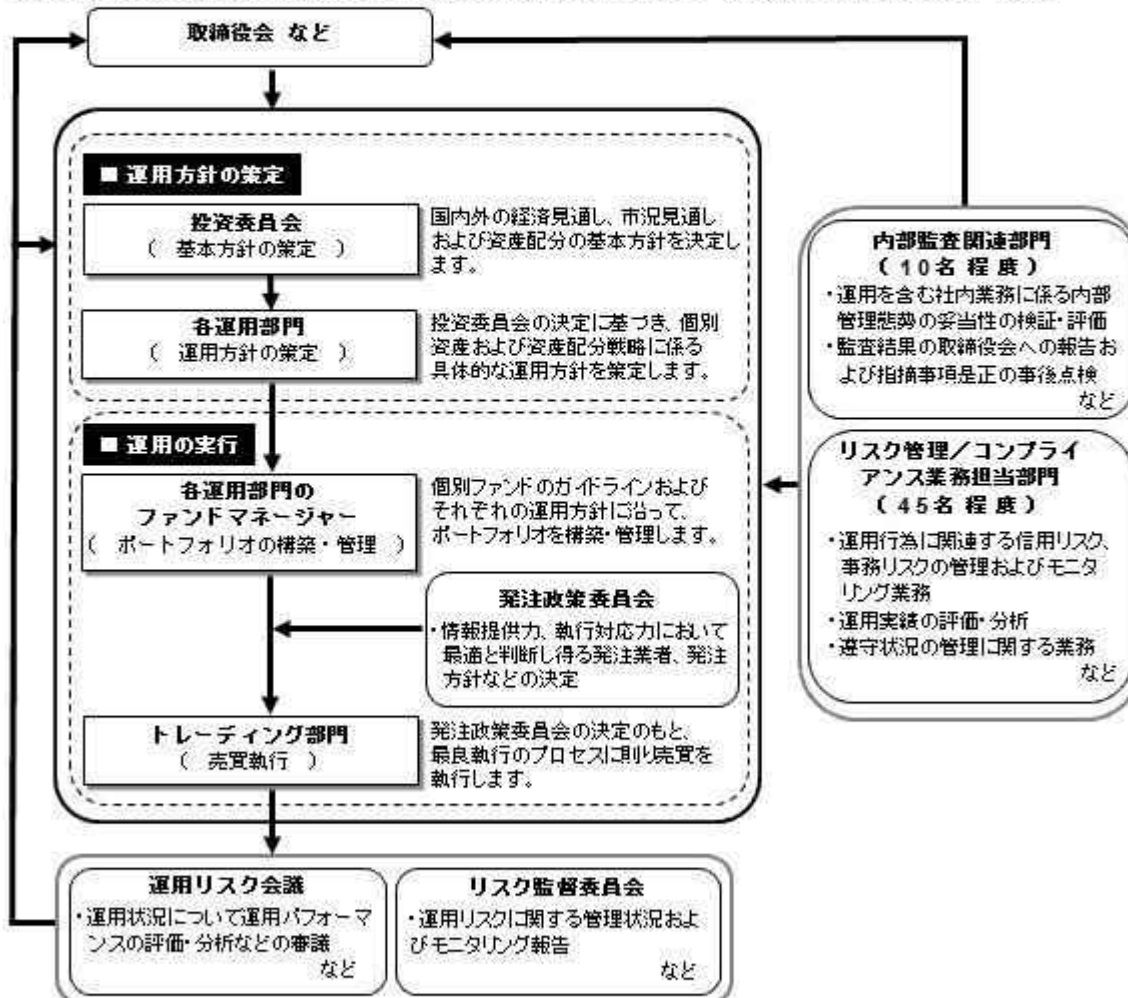
<日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)における運用体制>



## ◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



## ◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



## 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

上記体制は平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

各マザーファンドの運用アドバイザー（投資顧問会社）は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

以下の内容は、各社提供の情報に基づいて作成しています。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、「JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社」に委託します。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の日本拠点のひとつであり、「JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー」の資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに属しています。同グループの運用総資産は約207兆円にのぼります（2016年12月末）。

同社のJPMorgan(JPM)日本株運用の運用哲学は、アナリストが市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことによって当該企業株価の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格のカイ離を捉えるというものです。また、配当割引モデル(DDM)を活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積上げをめざします。

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメントは、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社です。同社は創業以来「マクロはミクロの集積」という投資哲学の下、「徹底した企業調査をベースにした投資」を一貫して行なっています。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。2016年12月末現在の同社を含むグループ全体の運用資産額は約9,978億円です。

徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、三井住友信託銀行株式会社に委託します。

三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・グループに属している信託銀行であり、資産運用で高い専門性を有しています。

長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ(=市場が注目する材料)」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。三井住友信託銀行における運用資産総額は約52兆円(2016年12月末現在)にのぼります。

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託します。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、ジャナス・ヘンダーソン・グループの一員です。同グループは、ニューヨーク証券取引所およびオーストラリア証券取引所に上場しているグローバル・アクティブ運用会社で、世界27都市のオフィスに2,000名超の従業員が在籍しています。(2017年5月末時点)

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、創設以来、一貫して資産運用に専念し、揺るぎない投資哲学と豊富な専門知識、グローバルに広がるネットワークを基盤に、様々な資産運用戦略の提供に取り組み、確かな実績を築いています。

ジャナスの株式運用は、綿密なファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択に重点を置いています。企業利益の中長期的成長性や競争優位性の高い銘柄を見極め、より多くの情報とアナリストが推奨する最良の投資アイデアの中から、ボトムアップアプローチによる銘柄選択によって超過収益の獲得を目指します。

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドに委託します。

MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドは、米国に本拠を置くマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(MFS)グループの英国法人です。MFSは1924年米国初のミューチュアル・ファンドの設定と共に創業した米国最古の資産運用会社で、発祥の地であるボストンの他、ロンドン・シンガポール・東京・シドニー・メキシコシティ・トロント、香港、サンパウロにリサーチ拠点を置くグローバルな運用会社として、世界中の投資家から約50兆円の運用資産を受託しています(2016年12月末現在)。

同社は、「企業の利益・キャッシュフローの持続的な成長こそが中長期的な株価上昇に繋がる」との信念のもと、独自のリサーチ活動を通じて、産業や個別企業について徹底したファンダメンタルズ分析を行なっています。業界平均以上の、かつ継続的に高い収益成長が期待できるクオリティの高い企業を発掘し、相対的に割安な株価水準でポートフォリオに組み入れるよう努めています。

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約49兆円にのぼります(2016年9月末現在)。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施される徹底した調査、分析によって、本来の投資価値

に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(ウエリントン)は、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構えるアメリカの独立系投資運用会社です。その起源は1928年に遡るアメリカでも歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粋に資産運用業務のみに専念しています。ウエリントン・マネージメント・グループ全体での運用資産額は約114兆円におよび、アメリカでも大手の一角を担っています(2016年12月末現在)。

ウエリントンでは、「専門性を持ったリサーチ」、「分散されたアルファ源泉における多様な戦略」、「統合されたリスク管理」を通じて、超過収益の獲得を目指しています。マクロ、定量、スプレッドの各チームが、独立した投資アイデアを創出するとともに、個別取引・戦略レベルとポートフォリオ・レベルでアクティブにリスクを管理しています。

各マザーファンドの運用アドバイザーの評価・選定などについて、日興グローバルラップ株式会社(日興GW)および日興アセットマネジメント アメリカズ・インクより情報提供や助言を受けます。

- ・日興GWは、月例で投資政策に関する委員会を開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。
- ・日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、運用会社に関する情報収集と評価分析をグローバルベースで実施可能な調査体制を有しており、運用会社調査に関しての豊かな経験と実績があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

##### 収益分配金の支払い

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

##### <日本大型株式ファンド>

##### <日本小型株式ファンド>

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

15)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<日本債券ファンド>

- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3)外貨建資産への投資は行ないません。
- 4)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5)わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6)わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 10)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ)解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範

## 圏内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

二）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

13) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
  - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< 海外債券ファンド >

  - 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。
  - 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
  - 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
  - 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なっ



た受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。



- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。 )への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。 )されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

<欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

<アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を

行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

<日本大型株式ファンド>

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- ・ 一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### <日本小型株式ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

### 流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

### 信用リスク

- ・ 一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがあります

が、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### <日本債券ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### <海外債券ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・ 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・ 格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### <その他の留意事項>

##### ・ システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

##### ・ 投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

##### ・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

##### ・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

##### ・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

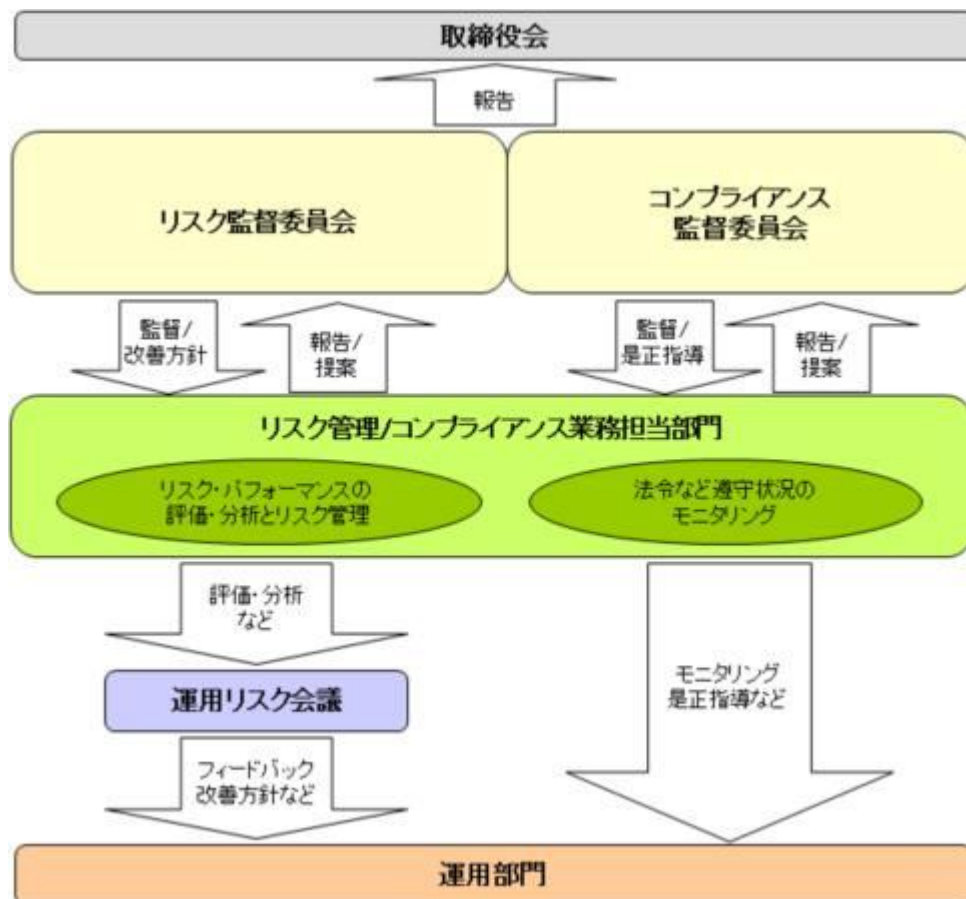
##### ・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制

### <日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)におけるリスク管理体制>





### 全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

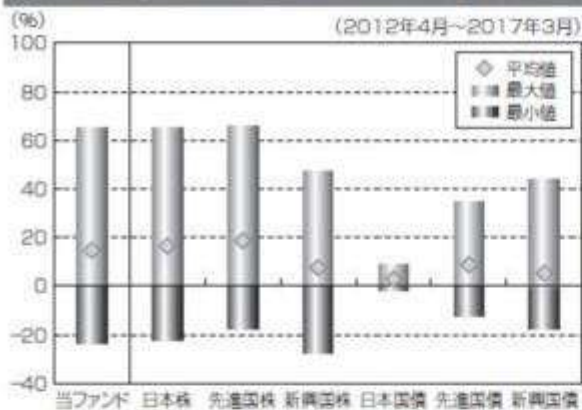
上記体制は平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## 〔参考情報〕

## 「日本大型株式ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



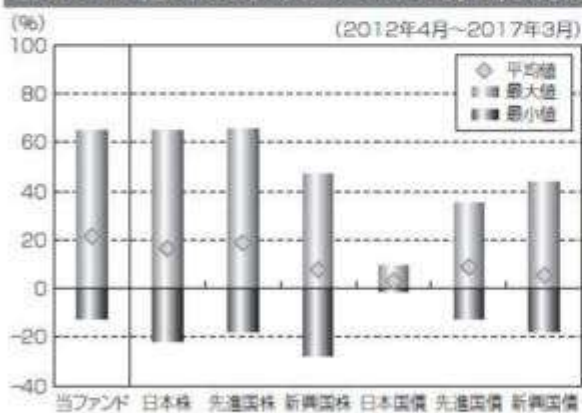
## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	14.8%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	65.3%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-23.7%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 「日本小型株式ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	21.4%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	65.1%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-12.5%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

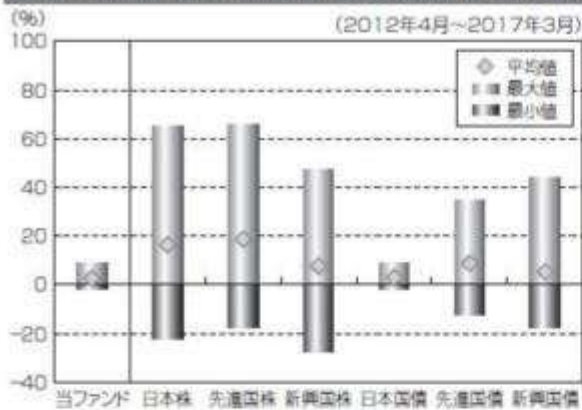
## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 「日本債券ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.7%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	8.8%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-1.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

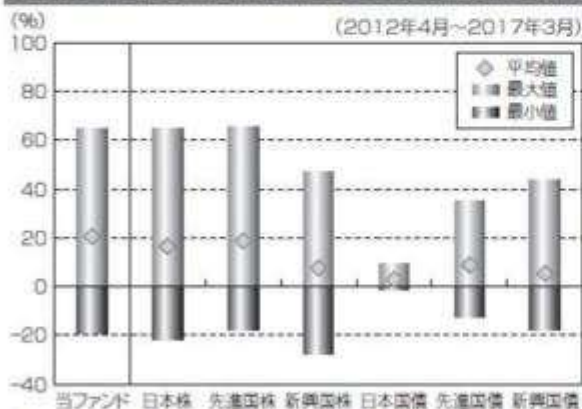
## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 「北米株式ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	20.6%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	64.7%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-18.9%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

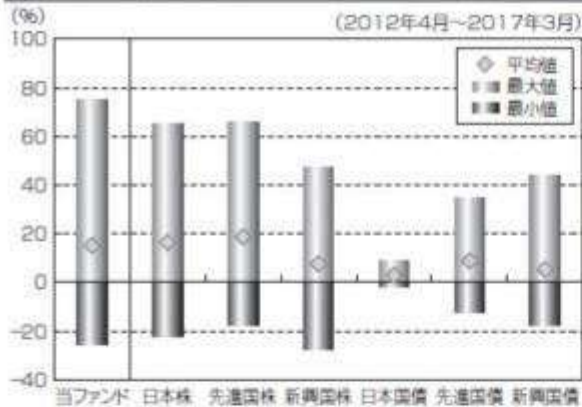


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



## 「欧州先進国株式ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	15.2%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	75.3%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-25.7%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

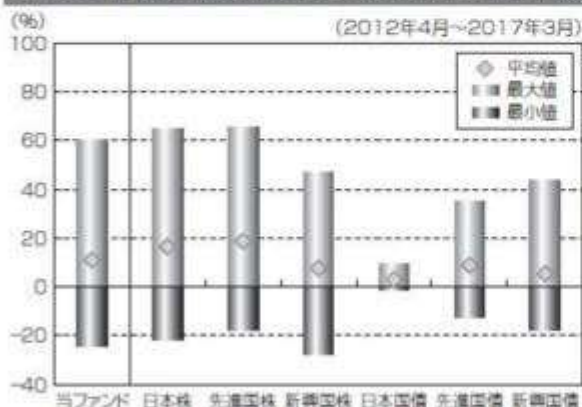
## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 「アジア太平洋先進国株式ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	11.0%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	60.0%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-24.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

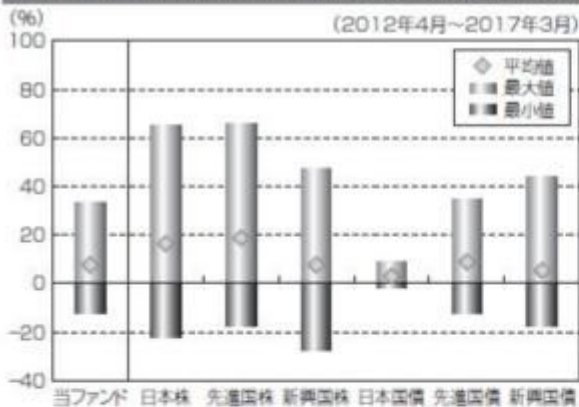
## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 「海外債券ファンド」

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.7%	16.5%	18.8%	7.7%	3.0%	8.9%	5.4%
最大値	33.7%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-12.3%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-1.3%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2012年4月から2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものであるとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)  
 先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)  
 新興国株……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込、円ベース)  
 日本国債……NOMURA-BPI国債  
 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルレティバシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

## 東証株価指数(TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

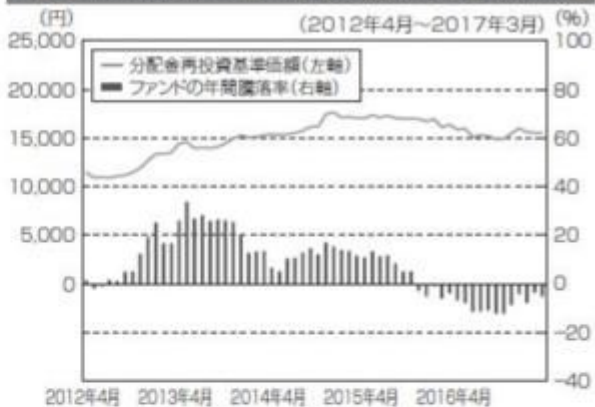
## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2012年4月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものであるとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）**

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

**4【手数料等及び税金】****（１）【申込手数料】**

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
  - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
  - ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

**（２）【換金（解約）手数料】**

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

**（３）【信託報酬等】**

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

＜日本大型株式ファンド＞

年率1.4256%（税抜1.32%）

＜日本小型株式ファンド＞

年率1.5336%（税抜1.42%）

＜日本債券ファンド＞

年率0.6696%（税抜0.62%）

＜北米株式ファンド＞

年率1.4256%（税抜1.32%）

＜欧州先進国株式ファンド＞

年率1.5336%（税抜1.42%）

＜アジア太平洋先進国株式ファンド＞

年率1.5876%（税抜1.47%）

＜海外債券ファンド＞

年率1.1016%（税抜1.02%）

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
---------------------------

ファンド	合計	委託会社	販売会社	受託会社
日本大型株式ファンド	1.32%	1.07%	0.20%	0.05%
日本小型株式ファンド	1.42%	1.20%	0.17%	
日本債券ファンド	0.62%	0.47%	0.10%	
北米株式ファンド	1.32%	1.10%	0.17%	
欧州先進国株式ファンド	1.42%	1.24%	0.13%	
アジア太平洋先進国株式ファンド	1.47%	1.25%	0.17%	
海外債券ファンド	1.02%	0.87%	0.10%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- < 日本大型株式ファンド >
- < 日本小型株式ファンド >
- < 北米株式ファンド >
- < 欧州先進国株式ファンド >
- < アジア太平洋先進国株式ファンド >
- < 海外債券ファンド >

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

- < 日本債券ファンド >

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

- ・ 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など



監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(「日本大型株式ファンド」および「日本小型株式ファンド」は、配当控除の適用があります。その他のファンドは、配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

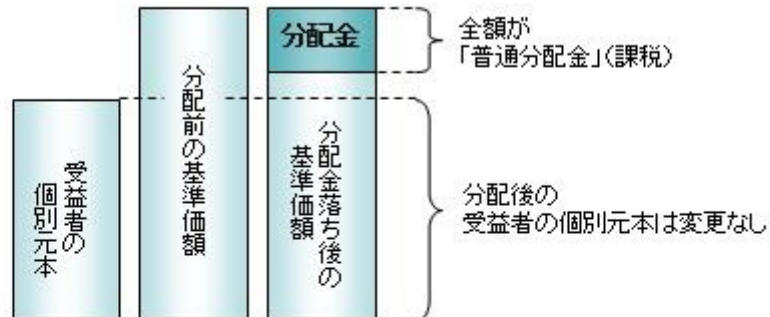
1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

## 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

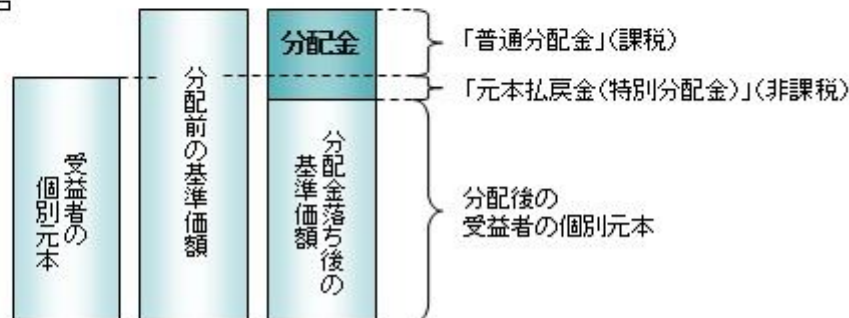
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## イ) の場合



## ロ)、ハ) の場合



上記は平成29年 6月27日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## 【日本大型株式ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	173,995,282	97.52
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		4,431,776	2.48
合計(純資産総額)		178,427,058	100.00

## (2) 【投資資産】



## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	87,725,765	1.9765	173,398,283	1.9834	173,995,282	97.52

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.52
合 計	97.52

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	766	766	0.9758	0.9758
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	436	436	0.6429	0.6429
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	424	424	0.7968	0.7968
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	297	297	0.7172	0.7172
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	235	235	0.7184	0.7184
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	225	225	0.9018	0.9018
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	184	185	0.9908	0.9938
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	222	223	1.3368	1.3398
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	174	175	1.1465	1.1495
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	177	177	1.2958	1.2988
2016年 3月末日	174		1.1435	
4月末日	175		1.1472	
5月末日	180		1.1786	
6月末日	162		1.0613	

7月末日	172	1.1269
8月末日	174	1.1390
9月末日	170	1.1361
10月末日	177	1.1920
11月末日	184	1.2625
12月末日	180	1.3022
2017年 1月末日	180	1.3073
2月末日	179	1.3122
3月末日	178	1.3000

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0000
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0000
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0000
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0000
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0000
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	29.73
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	34.12
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	23.94
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	9.99
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.17
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	25.53
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	10.20
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	35.22
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	14.01
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	13.28

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	25,755,282	306,523,077
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	13,949,333	120,200,442
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	14,915,190	161,635,002
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	3,118,921	120,742,043
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	229,114	88,137,634
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0	76,744,400
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	341,146	64,264,578
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	523,731	20,629,304
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	291,000	14,165,374
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	317,507	15,911,184

## 【日本小型株式ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	263,999,213	97.53
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		6,687,526	2.47
合計（純資産総額）		270,686,739	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本小型株式グローバル・ラップマ ザーファンド	52,176,851	5.0161	261,727,046	5.0597	263,999,213	97.53

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.53
合計	97.53

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	513	513	1.4542	1.4542
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	338	338	1.1065	1.1065
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	320	321	1.3642	1.3672
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	250	251	1.3207	1.3237
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	229	229	1.4534	1.4564
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	219	219	1.8450	1.8480
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	226	226	2.3662	2.3712
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	256	256	3.0907	3.0957
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	238	238	3.0697	3.0747
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	268	268	3.7126	3.7176
2016年 3月末日	241		3.1039	
4月末日	235		3.0351	
5月末日	244		3.1487	
6月末日	227		2.9273	
7月末日	237		3.0566	
8月末日	230		2.9736	
9月末日	238		3.0948	
10月末日	247		3.2226	
11月末日	260		3.4007	
12月末日	254		3.4866	
2017年 1月末日	258		3.5428	
2月末日	265		3.6726	
3月末日	270		3.7434	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0000
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0030
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0030
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0030
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0030
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0050
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0050
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0050
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0050

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	28.37
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	23.91
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	23.56
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	2.97
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	10.27
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	27.15
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	28.52
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	30.83
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.52
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	21.11

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	5,357,863	135,772,472
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	4,321,177	51,447,270
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	1,914,272	72,513,170
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	536,442	46,004,850
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	460,925	32,511,707
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	289,436	39,138,510
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	506,018	23,762,351
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	157,196	12,881,899
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	112,176	5,485,316
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	97,714	5,411,265

## 【日本債券ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	53,154,579	97.50
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,361,907	2.50
合計（純資産総額）		54,516,486	100.00

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	39,038,322	1.3626	53,193,699	1.3616	53,154,579	97.50

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.50
合計	97.50

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	333	337	1.0179	1.0279

第11計算期間末	(2009年 3月25日)	256	256	1.0126	1.0156
第12計算期間末	(2010年 3月25日)	181	182	1.0331	1.0361
第13計算期間末	(2011年 3月25日)	149	149	1.0381	1.0411
第14計算期間末	(2012年 3月26日)	111	112	1.0594	1.0624
第15計算期間末	(2013年 3月25日)	91	91	1.0941	1.0971
第16計算期間末	(2014年 3月25日)	71	71	1.0988	1.1018
第17計算期間末	(2015年 3月25日)	65	65	1.1302	1.1332
第18計算期間末	(2016年 3月25日)	61	61	1.1892	1.1922
第19計算期間末	(2017年 3月27日)	54	54	1.1669	1.1699
	2016年 3月末日	61		1.1851	
	4月末日	62		1.1956	
	5月末日	62		1.1996	
	6月末日	63		1.2166	
	7月末日	62		1.2055	
	8月末日	61		1.1925	
	9月末日	61		1.1927	
	10月末日	61		1.1891	
	11月末日	55		1.1814	
	12月末日	55		1.1738	
	2017年 1月末日	55		1.1670	
	2月末日	54		1.1704	
	3月末日	54		1.1660	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0100
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0030
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0030
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0030
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0030
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0030
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	2.78

第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.23
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	2.32
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.77
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	2.34
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	3.56
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.70
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	3.13
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	5.49
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	1.62

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	73,730,458	112,045,140
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	18,780,101	93,843,954
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	19,656,762	96,443,811
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	6,069,514	38,416,198
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	3,790,438	41,837,133
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	348,206	22,307,483
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	197,084	18,654,193
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	133,941	7,788,508
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	850,397	6,728,059
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	96,625	5,204,937

#### 【北米株式ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	119,813,172	97.57
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,982,435	2.43
合計（純資産総額）		122,795,607	100.00

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】



## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	50,856,646	2.2944	116,688,471	2.3559	119,813,172	97.57

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.57
合 計	97.57

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	316	316	0.7213	0.7213
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	172	172	0.4304	0.4304
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	198	198	0.6032	0.6032
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	154	154	0.6061	0.6061
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	133	133	0.6458	0.6458
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	138	138	0.8297	0.8297
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	151	151	1.1103	1.1133
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	146	146	1.4702	1.4732
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	116	116	1.2649	1.2679
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	119	119	1.4090	1.4120
2016年 3月末日	117		1.2783	
4月末日	117		1.2820	
5月末日	119		1.3021	
6月末日	108		1.1831	
7月末日	115		1.2599	
8月末日	114		1.2417	

9月末日	109		1.2052
10月末日	111		1.2267
11月末日	122		1.3584
12月末日	120		1.4212
2017年 1月末日	121		1.4231
2月末日	123		1.4596
3月末日	122		1.4455

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0000
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0000
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0000
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0000
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0000
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	22.51
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	40.33
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	40.15
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.48
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	6.55
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	28.48
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	34.18
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	32.68
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	13.76
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	11.63

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	14,633,297	141,718,589
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	28,292,463	66,143,756
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	21,937,430	93,013,320
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	7,457,946	81,749,909
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	465,482	49,683,435
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0	39,611,120
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	29,728	30,388,244
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	303,888	36,939,370
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	157,750	7,974,544
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	168,595	7,111,244

### 【欧州先進国株式ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	101,956,328	97.53
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,583,263	2.47
合計（純資産総額）		104,539,591	100.00

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	35,042,560	2.8848	101,090,967	2.9095	101,956,328	97.53

##### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.53
合計	97.53

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	439	449	1.0112	1.0362
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	216	216	0.5506	0.5506
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	248	248	0.7642	0.7642
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	205	205	0.7825	0.7825
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	170	170	0.7682	0.7682
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	187	187	1.0219	1.0219
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	194	194	1.2805	1.2835
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	134	134	1.5195	1.5225
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	108	108	1.3170	1.3200
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	103	103	1.3896	1.3926
2016年 3月末日	111		1.3507	
4月末日	110		1.3351	
5月末日	112		1.3672	
6月末日	97		1.1749	
7月末日	103		1.2486	
8月末日	104		1.2671	
9月末日	99		1.2353	
10月末日	99		1.2356	
11月末日	102		1.2837	
12月末日	102		1.3684	
2017年 1月末日	101		1.3627	
2月末日	101		1.3587	
3月末日	104		1.4010	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0250
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0000

第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0000
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0000
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0000
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	23.53
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	45.55
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	38.79
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	2.39
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	1.83
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	33.03
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	25.60
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	18.90
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	13.13
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	5.74

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	34,166,662	121,442,692
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	16,617,267	58,000,152
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	7,047,033	74,250,064
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	817,571	63,328,984
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	161,239	41,494,214
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	26,262	38,022,560
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0	32,132,108
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	284,395	63,640,017
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	135,776	6,134,211
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	145,779	8,083,625

## 【アジア太平洋先進国株式ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100,837,697	97.58
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		2,496,026	2.42
合計(純資産総額)		103,333,723	100.00

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	16,328,405	5.9830	97,693,972	6.1756	100,837,697	97.58

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.58
合計	97.58

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	411	417	2.0614	2.0914
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	206	206	1.1942	1.1942
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	294	297	1.9863	2.0063
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	245	248	1.9734	1.9934

第14計算期間末	(2012年 3月26日)	217	220	1.9620	1.9820
第15計算期間末	(2013年 3月25日)	264	266	2.6844	2.7044
第16計算期間末	(2014年 3月25日)	245	247	2.7990	2.8190
第17計算期間末	(2015年 3月25日)	129	130	3.3569	3.3769
第18計算期間末	(2016年 3月25日)	91	92	2.6918	2.7118
第19計算期間末	(2017年 3月27日)	99	100	3.1142	3.1342
	2016年 3月末日	92		2.6957	
	4月末日	92		2.6956	
	5月末日	92		2.6793	
	6月末日	83		2.4451	
	7月末日	91		2.6773	
	8月末日	90		2.6288	
	9月末日	90		2.6497	
	10月末日	91		2.6925	
	11月末日	99		2.9212	
	12月末日	97		3.0042	
	2017年 1月末日	100		3.0995	
	2月末日	100		3.1288	
	3月末日	103		3.2113	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0300
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0200
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0200
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0200
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0200
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0200
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0200
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0200
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0200

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	10.20
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	42.07
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	68.00
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.36

第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.44
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	37.84
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	5.01
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	20.65
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	19.22
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	16.44

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	20,909,865	55,491,727
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	8,315,475	34,706,357
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	12,430,499	37,598,291
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	1,427,276	24,914,058
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	1,225,667	14,747,877
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	886,647	13,407,311
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	725,810	11,481,104
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	425,552	49,673,996
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	207,074	4,640,236
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	196,627	2,321,403

#### 【海外債券ファンド】

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	108,969,233	97.53
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		2,757,531	2.47
合計(純資産総額)		111,726,764	100.00

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細



国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	45,903,043	2.3486	107,809,003	2.3739	108,969,233	97.53

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.53
合計	97.53

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10計算期間末 (2008年 3月25日)	599	608	1.2374	1.2574
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	455	457	1.1136	1.1186
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	373	374	1.1761	1.1811
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	297	298	1.0909	1.0959
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	272	273	1.1590	1.1640
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	281	282	1.3650	1.3700
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	271	272	1.5087	1.5137
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	151	151	1.6954	1.7004
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	133	133	1.6052	1.6102
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	110	110	1.5103	1.5153
2016年 3月末日	134		1.6164	
4月末日	130		1.5650	
5月末日	131		1.5767	
6月末日	123		1.4902	
7月末日	125		1.5117	
8月末日	124		1.4992	
9月末日	120		1.4696	
10月末日	120		1.4717	

11月末日	118		1.5265
12月末日	115		1.5790
2017年 1月末日	112		1.5412
2月末日	111		1.5318
3月末日	111		1.5259

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	0.0200
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0050
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0050
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0050
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0050
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0050
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0050
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0050
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0050
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0050

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	2.48
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	9.60
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	6.06
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	6.82
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	6.70
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	18.21
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	10.89
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	12.71
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	5.03
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	5.60

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
---	----	---------	---------

第10期	2007年 3月27日～2008年 3月25日	17,508,760	115,655,952
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	15,123,890	90,538,514
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	3,185,765	94,807,979
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	2,198,429	46,920,939
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	1,545,202	38,828,381
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	965,895	30,136,836
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	696,776	27,064,492
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	520,102	91,192,462
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	201,104	6,346,245
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	197,183	10,092,182

(参考)

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	34,131,868,500	98.15
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		642,250,326	1.85
合計(純資産総額)		34,774,118,826	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,294,500	704.60	1,616,704,700	699.70	1,605,461,650	4.62
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	266,200	4,930.00	1,312,366,000	4,752.00	1,264,982,400	3.64
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	324,700	3,390.00	1,100,733,000	3,351.00	1,088,069,700	3.13
日本	株式	ソニー	電気機器	284,900	3,577.00	1,019,087,300	3,766.00	1,072,933,400	3.09
日本	株式	三菱商事	卸売業	394,300	2,425.31	956,302,245	2,405.50	948,488,650	2.73
日本	株式	日本電産	電気機器	88,300	10,215.00	901,984,500	10,595.00	935,538,500	2.69
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	153,600	6,158.00	945,868,800	6,042.00	928,051,200	2.67
日本	株式	キーエンス	電気機器	20,000	43,950.00	879,000,000	44,580.00	891,600,000	2.56
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	101,700	7,862.00	799,565,400	7,862.00	799,565,400	2.30

日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	158,100	5,109.00	807,732,900	5,022.00	793,978,200	2.28
日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	97,500	7,450.00	726,375,000	7,241.00	705,997,500	2.03
日本	株式	スズキ	輸送用機器	152,000	4,639.00	705,128,000	4,622.00	702,544,000	2.02
日本	株式	ダイキン工業	機械	60,400	11,110.00	671,044,000	11,185.00	675,574,000	1.94
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,092,000	606.70	662,516,400	602.50	657,930,000	1.89
日本	株式	協和発酵キリン	医薬品	371,500	1,748.00	649,382,000	1,762.00	654,583,000	1.88
日本	株式	日本航空	空運業	174,400	3,629.00	632,897,600	3,526.00	614,934,400	1.77
日本	株式	オリックス	その他金融業	370,600	1,681.00	622,978,600	1,647.50	610,563,500	1.76
日本	株式	ローム	電気機器	78,100	7,370.00	575,597,000	7,400.00	577,940,000	1.66
日本	株式	味の素	食料品	249,500	2,254.00	562,373,000	2,196.50	548,026,750	1.58
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	131,500	4,153.00	546,119,500	4,045.00	531,917,500	1.53
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	144,700	3,725.00	539,007,500	3,618.00	523,524,600	1.51
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	157,900	3,199.00	505,122,100	3,196.00	504,648,400	1.45
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	108,900	4,476.00	487,436,400	4,503.00	490,376,700	1.41
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	100,100	4,782.00	478,678,200	4,696.00	470,069,600	1.35
日本	株式	オリンパス	精密機器	108,300	4,250.00	460,275,000	4,280.00	463,524,000	1.33
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	98,600	4,690.00	462,434,000	4,690.00	462,434,000	1.33
日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	1,355,000	338.00	457,990,000	338.00	457,990,000	1.32
日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	573,000	814.00	466,422,000	788.00	451,524,000	1.30
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	177,100	2,482.00	439,562,200	2,544.00	450,542,400	1.30
日本	株式	マツダ	輸送用機器	280,700	1,567.08	439,880,334	1,603.00	449,962,100	1.29

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.42
		食料品	5.63
		化学	5.88
		医薬品	4.99
		ゴム製品	1.41
		ガラス・土石製品	1.30
		鉄鋼	1.72
		非鉄金属	1.15
		機械	3.44
		電気機器	13.81
		輸送用機器	10.76
		精密機器	1.62
		その他製品	0.51
		電気・ガス業	1.76
		陸運業	3.33
		空運業	1.77
情報・通信業	8.55		

	卸売業	4.44
	小売業	3.72
	銀行業	8.55
	保険業	3.33
	その他金融業	1.76
	不動産業	1.99
	サービス業	3.31
合 計		98.15

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	11,354,664,200	95.95
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		479,474,771	4.05
合計（純資産総額）		11,834,138,971	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	トーカロ	金属製品	90,600	2,997.00	271,528,200	2,891.00	261,924,600	2.21
日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	112,200	2,281.00	255,928,200	2,299.00	257,947,800	2.18
日本	株式	日特エンジニアリング	機械	103,100	2,308.00	237,954,800	2,491.00	256,822,100	2.17
日本	株式	TOWA	機械	122,600	1,976.00	242,257,600	1,987.00	243,606,200	2.06
日本	株式	アイチ コーポレーション	機械	283,800	855.00	242,649,000	856.00	242,932,800	2.05
日本	株式	阪和興業	卸売業	306,000	804.00	246,024,000	791.00	242,046,000	2.05
日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	158,300	1,506.00	238,399,800	1,520.00	240,616,000	2.03

日本	株式	エレコム	電気機器	112,600	2,166.00	243,891,600	2,121.00	238,824,600	2.02
日本	株式	ナカノフード建設	建設業	359,500	660.00	237,270,000	643.00	231,158,500	1.95
日本	株式	東洋紡	繊維製品	1,164,000	199.00	231,636,000	193.00	224,652,000	1.90
日本	株式	ダイヘン	電気機器	308,000	730.00	224,840,000	724.00	222,992,000	1.88
日本	株式	コーシン精機	機械	76,000	2,944.00	223,744,000	2,918.00	221,768,000	1.87
日本	株式	オプテックスグループ	電気機器	72,700	3,055.00	222,098,500	3,035.00	220,644,500	1.86
日本	株式	トラスコ中山	卸売業	84,200	2,556.00	215,215,200	2,581.00	217,320,200	1.84
日本	株式	フィード・ワン	食料品	1,054,100	200.00	210,820,000	198.00	208,711,800	1.76
日本	株式	ニチユ三菱フォークリフト	輸送用機器	290,500	711.00	206,545,500	714.00	207,417,000	1.75
日本	株式	京三製作所	電気機器	473,000	429.00	202,917,000	430.00	203,390,000	1.72
日本	株式	バルコ	小売業	161,500	1,244.00	200,906,000	1,191.00	192,346,500	1.63
日本	株式	ベルシステム24ホールディングス	サービス業	188,200	981.00	184,624,200	966.00	181,801,200	1.54
日本	株式	タケエイ	サービス業	171,800	1,040.00	178,672,000	1,048.00	180,046,400	1.52
日本	株式	ヨコオ	電気機器	122,900	1,460.00	179,434,000	1,378.00	169,356,200	1.43
日本	株式	イチネンホールディングス	サービス業	144,600	1,187.00	171,640,200	1,161.00	167,880,600	1.42
日本	株式	マクニカ・富士エレホールディングス	卸売業	106,200	1,616.00	171,619,200	1,579.00	167,689,800	1.42
日本	株式	ベネフィット・ワン	サービス業	49,000	3,545.00	173,705,000	3,415.00	167,335,000	1.41
日本	株式	第一実業	卸売業	239,000	715.00	170,885,000	697.00	166,583,000	1.41
日本	株式	セーレン	繊維製品	96,800	1,542.00	149,265,600	1,661.00	160,784,800	1.36
日本	株式	電通国際情報サービス	情報・通信業	62,300	2,474.00	154,130,200	2,519.00	156,933,700	1.33
日本	株式	ミライト・ホールディングス	建設業	143,300	1,127.00	161,499,100	1,093.00	156,626,900	1.32
日本	株式	コンドーテック	卸売業	166,100	930.00	154,473,000	933.00	154,971,300	1.31
日本	株式	日精エー・エス・ピー機械	機械	55,700	2,607.00	145,209,900	2,776.00	154,623,200	1.31

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	4.34
		食料品	1.76
		繊維製品	4.20
		化学	2.99
		ガラス・土石製品	1.06
		金属製品	3.17
		機械	15.10
		電気機器	15.84
		輸送用機器	3.01
		精密機器	1.30
		その他製品	3.86
		情報・通信業	7.09
		卸売業	13.86
		小売業	3.83
保険業	0.73		

	その他金融業	1.28
	不動産業	1.70
	サービス業	10.84
合 計		95.95

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	14,479,993,000	62.05
地方債証券	日本	529,146,000	2.27
社債券	日本	7,188,326,034	30.81
	ドイツ	99,255,000	0.43
	フランス	205,867,000	0.88
	イギリス	100,382,368	0.43
	韓国	300,580,055	1.29
	小計		7,894,410,457
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		431,266,773	1.85
合計（純資産総額）		23,334,816,230	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
日本	国債証券	第345回利付国債（10年）	2,600,000,000	100.53	2,613,832,000	100.43	2,611,284,000	0.100	2026/12/20	11.19
日本	国債証券	第335回利付国債（10年）	1,200,000,000	104.09	1,249,080,000	103.96	1,247,568,000	0.500	2024/9/20	5.35
日本	国債証券	第337回利付国債（10年）	900,000,000	102.59	923,364,000	102.47	922,239,000	0.300	2024/12/20	3.95

日本	国債証券	第140回利付国債(20年)	500,000,000	120.08	600,435,000	119.97	599,895,000	1.700	2032/9/20	2.57
日本	国債証券	第159回利付国債(20年)	600,000,000	99.47	596,838,000	99.56	597,366,000	0.600	2036/12/20	2.56
日本	国債証券	第127回利付国債(20年)	400,000,000	122.28	489,120,000	122.17	488,692,000	1.900	2031/3/20	2.09
日本	国債証券	第121回利付国債(20年)	400,000,000	121.91	487,652,000	121.80	487,228,000	1.900	2030/9/20	2.09
日本	国債証券	第130回利付国債(20年)	400,000,000	121.15	484,604,000	121.04	484,176,000	1.800	2031/9/20	2.07
日本	国債証券	第53回利付国債(30年)	500,000,000	94.06	470,335,000	93.84	469,235,000	0.600	2046/12/20	2.01
日本	国債証券	第144回利付国債(20年)	400,000,000	117.04	468,176,000	117.02	468,112,000	1.500	2033/3/20	2.01
日本	国債証券	第8回利付国債(40年)	400,000,000	115.29	461,172,000	114.63	458,532,000	1.400	2055/3/20	1.97
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	400,000,000	113.17	452,696,000	113.16	452,656,000	1.300	2035/6/20	1.94
日本	国債証券	第151回利付国債(20年)	400,000,000	111.76	447,052,000	111.75	447,012,000	1.200	2034/12/20	1.92
日本	社債券	第1回明治安田生命2012基金特定目的会社B号特定社債(一般担保付)	400,000,000	100.21	400,840,176	100.21	400,840,176	0.850	2017/8/9	1.72
日本	国債証券	第123回利付国債(20年)	300,000,000	124.80	374,409,000	124.69	374,076,000	2.100	2030/12/20	1.60
日本	国債証券	第146回利付国債(20年)	300,000,000	120.19	360,573,000	120.17	360,516,000	1.700	2033/9/20	1.54
日本	国債証券	第334回利付国債(10年)	300,000,000	104.79	314,370,000	104.66	313,998,000	0.600	2024/6/20	1.35
日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	300,000,000	100.44	301,338,000	100.34	301,038,000	0.100	2027/3/20	1.29
日本	社債券	第1回日本電産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	100.17	300,526,320	100.17	300,526,320	0.386	2017/9/20	1.29
日本	国債証券	第26回利付国債(30年)	200,000,000	133.05	266,112,000	133.03	266,064,000	2.400	2037/3/20	1.14
日本	国債証券	第30回利付国債(30年)	200,000,000	132.87	265,754,000	132.85	265,710,000	2.300	2039/3/20	1.14
日本	国債証券	第34回利付国債(30年)	200,000,000	132.56	265,126,000	132.26	264,538,000	2.200	2041/3/20	1.13
日本	国債証券	第31回利付国債(30年)	200,000,000	131.30	262,604,000	131.15	262,304,000	2.200	2039/9/20	1.12
日本	国債証券	第51回利付国債(30年)	300,000,000	86.61	259,848,000	86.52	259,566,000	0.300	2046/6/20	1.11
日本	国債証券	第35回利付国債(30年)	200,000,000	128.51	257,020,000	128.22	256,446,000	2.000	2041/9/20	1.10
日本	国債証券	第126回利付国債(20年)	200,000,000	123.63	247,262,000	123.52	247,042,000	2.000	2031/3/20	1.06
日本	国債証券	第133回利付国債(20年)	200,000,000	121.24	242,486,000	121.13	242,270,000	1.800	2031/12/20	1.04
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	200,000,000	120.17	240,352,000	120.15	240,312,000	1.700	2033/6/20	1.03
日本	社債券	第6回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	105.54	211,094,000	105.45	210,906,000	2.084	2020/3/4	0.90
日本	社債券	第87回住友不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	102.00	204,008,000	101.92	203,848,000	0.877	2020/3/19	0.87

## ロ. 種類別の投資比率



種類	投資比率(%)
国債証券	62.05
地方債証券	2.27
社債券	33.83
合 計	98.15

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	24,188,155,390	89.80
	カナダ	1,112,210,871	4.13
	オランダ	192,464,207	0.71
	アイルランド	187,692,649	0.70
	シンガポール	137,807,421	0.51
	ジャージー	215,798,250	0.80
	小計		26,034,128,788
投資証券	アメリカ	702,563,316	2.61
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		197,875,796	0.73
合計(純資産総額)		26,934,567,900	100.00

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・サービス	9,638	91,370.90	880,632,750	93,285.98	899,090,323	3.34
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	46,587	12,115.39	564,420,051	12,091.83	563,322,466	2.09

アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	75,729	7,290.10	552,072,452	7,372.00	558,274,559	2.07
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	55,388	9,805.01	543,080,439	9,988.27	553,230,614	2.05
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	63,075	8,208.94	517,779,035	8,083.28	509,853,485	1.89
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	5,176	94,868.98	491,041,871	98,316.58	508,886,642	1.89
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	30,419	15,744.74	478,939,386	15,976.97	486,003,691	1.80
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	28,443	15,778.40	448,785,077	16,147.50	459,283,533	1.71
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	71,925	6,259.32	450,201,834	6,309.56	453,815,506	1.68
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	24,295	18,594.37	451,750,233	18,441.79	448,043,341	1.66
アメリカ	株式	ANADARKO PETROLEUM CORP	エネルギー	63,746	6,769.54	431,531,390	6,974.85	444,618,935	1.65
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	43,855	10,004.47	438,746,265	9,986.03	437,937,429	1.63
アメリカ	株式	CSX CORP	運輸	82,343	5,196.64	427,906,994	5,311.07	437,329,816	1.62
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	45,265	9,444.15	427,489,639	9,509.22	430,435,042	1.60
アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	28,501	14,326.66	408,324,222	14,540.94	414,431,499	1.54
アメリカ	株式	MASTERCARD INC	ソフトウェア・サービス	31,189	12,564.81	391,884,104	12,640.44	394,242,911	1.46
アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	メディア	29,981	12,580.98	377,190,559	12,697.66	380,688,670	1.41
アメリカ	株式	TD AMERITRADE HOLDING CORP	各種金融	85,974	4,228.44	363,535,995	4,364.19	375,206,957	1.39
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP		27,655	13,386.51	370,203,956	13,564.89	375,137,113	1.39
アメリカ	株式	NRG ENERGY INC	公益事業	180,104	2,037.37	366,938,559	2,060.93	371,181,791	1.38
アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー	66,691	5,543.30	369,688,747	5,499.55	366,770,742	1.36
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	76,565	4,725.44	361,803,528	4,779.29	365,926,645	1.36
アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	44,521	7,962.12	354,481,736	8,065.33	359,076,962	1.33
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	50,613	6,515.85	329,786,852	6,788.61	343,592,267	1.28
アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・サービス	124,409	2,728.46	339,445,080	2,743.04	341,259,548	1.27
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	17,938	18,625.78	334,109,310	18,835.57	337,872,618	1.25
アメリカ	株式	SYNCHRONY FINANCIAL	各種金融	87,271	3,737.04	326,135,995	3,862.70	337,101,840	1.25
アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	家庭用品・パーソナル用品	34,910	9,649.46	336,862,714	9,574.29	334,238,624	1.24
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	73,062	4,434.54	323,996,912	4,429.26	323,610,682	1.20
アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	小売	34,684	9,223.13	319,895,384	9,233.23	320,245,592	1.19

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	7.92
		素材	3.81
		資本財	5.33
		商業・専門サービス	1.71
		運輸	3.60
		自動車・自動車部品	0.80
		耐久消費財・アパレル	1.77
		消費者サービス	4.29
		メディア	2.40
		小売	5.07
		食品・生活必需品小売り	1.25
		食品・飲料・タバコ	4.12
		家庭用品・パーソナル用品	1.24
		ヘルスケア機器・サービス	4.30
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.51
		銀行	6.23
		各種金融	5.08
		保険	1.20
		ソフトウェア・サービス	19.33
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.10
電気通信サービス	0.46		
公益事業	2.31		
半導体・半導体製造装置	0.81		
投資証券			2.61
合計			99.27

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
-------	------	---------	---------

株式	ドイツ	1,947,051,127	8.47
	イタリア	1,180,901,867	5.14
	フランス	2,972,667,358	12.94
	オランダ	1,391,659,680	6.06
	スペイン	824,496,247	3.59
	ベルギー	541,184,554	2.36
	アイルランド	739,849,601	3.22
	ポルトガル	482,652,138	2.10
	イギリス	6,059,741,294	26.37
	スイス	3,590,532,265	15.63
	スウェーデン	1,013,646,570	4.41
	ノルウェー	189,607,843	0.83
	デンマーク	849,439,237	3.70
	バミューダ	287,600,629	1.25
	ジャージー	374,819,298	1.63
小計	22,445,849,708	97.69	
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		530,976,886	2.31
合計(純資産総額)		22,976,826,594	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		73,313,115	0.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	124,839	8,651.80	1,080,082,559	8,663.01	1,081,481,630	4.71
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	26,208	28,342.50	742,800,318	28,902.85	757,485,971	3.30
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	65,372	8,265.16	540,310,203	8,410.85	549,834,315	2.39
イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	53,008	10,288.87	545,392,739	10,280.47	544,947,217	2.37
イギリス	株式	BEAZLEY PLC/UK	保険	901,504	613.83	553,370,704	599.54	540,489,872	2.35
オランダ	株式	AKZO NOBEL	素材	56,036	9,307.68	521,565,324	9,263.36	519,081,680	2.26

フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・パーソナル用品	24,128	21,304.65	514,038,631	21,448.39	517,506,983	2.25
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	768,522	632.95	486,437,136	646.67	496,987,284	2.16
ドイツ	株式	BAYER AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	38,535	12,817.53	493,923,519	12,793.57	493,000,297	2.15
アイルランド	株式	PADDY POWER BETFAIR PLC	消費者サービス	40,592	12,179.95	494,408,774	12,011.85	487,585,421	2.12
フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	63,843	7,619.84	486,473,566	7,612.65	486,014,701	2.12
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	64,361	7,242.50	466,134,761	7,403.02	476,465,899	2.07
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	18,474	24,089.76	445,034,392	24,305.39	449,017,793	1.95
ドイツ	株式	LINDE AG	素材	23,473	18,453.64	433,162,515	18,735.15	439,770,317	1.91
イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	217,514	1,795.65	390,579,471	1,835.18	399,177,952	1.74
スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	各種金融	222,437	1,741.56	387,389,117	1,787.51	397,609,808	1.73
オランダ	株式	RELX NV	商業・専門サービス	183,410	2,065.17	378,774,591	2,071.16	379,873,125	1.65
ジャージー	株式	MPP PLC	メディア	154,222	2,368.64	365,297,745	2,430.38	374,819,298	1.63
イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	81,169	4,563.10	370,382,750	4,608.63	374,078,051	1.63
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	45,265	8,063.06	364,974,633	8,191.24	370,776,488	1.61
スウェーデン	株式	ERICSSON LM-B SHS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	498,701	731.03	364,569,132	736.05	367,072,611	1.60
イタリア	株式	ENEL SPA	公益事業	697,400	513.65	358,226,149	523.24	364,909,473	1.59
オランダ	株式	KONINKLIJKE KPN NV	電気通信サービス	1,023,767	336.96	344,978,019	335.05	343,015,825	1.49
スウェーデン	株式	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	家庭用品・パーソナル用品	94,637	3,629.45	343,481,206	3,604.35	341,105,817	1.48
イギリス	株式	BOOKER GROUP PLC	食品・生活必需品小売り	1,210,801	281.56	340,914,098	276.23	334,468,956	1.46
ベルギー	株式	KBC GROEP NV	銀行	44,429	7,519.21	334,071,350	7,423.38	329,813,630	1.44
スペイン	株式	AENA SA	運輸	18,349	17,064.08	313,108,905	17,609.12	323,109,926	1.41
イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	1,031,776	304.02	313,687,781	302.58	312,204,624	1.36
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	1,057,745	296.40	313,525,434	292.48	309,376,704	1.35
スウェーデン	株式	COM HEM HOLDING AB	電気通信サービス	240,991	1,253.74	302,141,261	1,267.54	305,468,142	1.33

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	5.66
		素材	8.98
		資本財	4.75
		商業・専門サービス	2.75
		運輸	1.41
		自動車・自動車部品	0.61
		耐久消費財・アパレル	4.23
		消費者サービス	5.62

	メディア	2.26
	小売	1.42
	食品・生活必需品小売り	2.88
	食品・飲料・タバコ	6.82
	家庭用品・パーソナル用品	6.11
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.02
	銀行	9.51
	各種金融	3.57
	保険	3.60
	不動産	0.67
	ソフトウェア・サービス	4.72
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.60
	電気通信サービス	6.80
	公益事業	4.02
	半導体・半導体製造装置	0.65
合 計		97.69

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	英ポンド	売建	523,403.41	72,435,164	73,313,115	0.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	139,664,774	1.88
	アイルランド	173,015,476	2.33
	イギリス	91,327,224	1.23
	ケイマン	162,440,123	2.19
	オーストラリア	4,211,028,368	56.65
	バミューダ	187,729,546	2.53
	香港	1,293,112,391	17.40

	シンガポール	680,227,520	9.15
	中国	205,600,618	2.77
	小計	7,144,146,040	96.11
投資証券	オーストラリア	148,309,699	2.00
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		140,784,231	1.89
合計(純資産総額)		7,433,239,970	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		8,801,232	0.12
	売建		56,049,000	0.75

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	635,000	723.44	459,386,940	716.22	454,802,240	6.12
オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	141,743	2,754.60	390,446,061	2,874.78	407,480,168	5.48
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	177,008	2,082.47	368,615,337	2,066.16	365,728,407	4.92
オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	45,631	7,157.33	326,596,545	7,426.87	338,895,815	4.56
オーストラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,935	10,601.24	317,348,120	10,772.06	322,461,664	4.34
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	98,739	2,909.97	287,328,120	3,026.71	298,855,148	4.02
オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP	銀行	107,120	2,691.57	288,321,916	2,770.05	296,728,484	3.99
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	274,737	800.88	220,033,347	811.18	222,863,358	3.00
オーストラリア	株式	WOOLWORTHS LTD	食品・生活必需品小売り	91,050	2,226.68	202,740,088	2,291.92	208,680,044	2.81
オーストラリア	株式	WESFARMERS LTD	食品・生活必需品小売り	51,646	3,766.65	194,532,881	3,904.86	201,670,482	2.71
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	38,528	5,159.84	198,798,408	5,192.46	200,055,160	2.69
バミューダ	株式	JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	資本財	39,400	4,568.37	179,994,045	4,764.70	187,729,546	2.53
香港	株式	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	不動産	212,300	812.25	172,441,864	856.00	181,730,859	2.44
オーストラリア	株式	AGL ENERGY LTD	公益事業	77,679	2,234.41	173,567,139	2,236.13	173,700,498	2.34
アイルランド	株式	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	素材	97,417	1,736.54	169,168,829	1,776.02	173,015,476	2.33

オーストラリア	株式	ASX LTD	各種金融	39,604	4,263.67	168,858,497	4,352.94	172,394,089	2.32
ケイマン	株式	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	資本財	116,272	1,412.23	164,203,039	1,397.06	162,440,123	2.19
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	485,920	313.85	152,508,761	315.46	153,288,857	2.06
オーストラリア	投資証券	LENDLEASE GROUP		109,351	1,317.64	144,085,689	1,356.27	148,309,699	2.00
オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	素材	451,637	331.34	149,646,488	323.61	146,157,321	1.97
オーストラリア	株式	QBE INSURANCE GROUP LTD	保険	127,346	1,100.46	140,140,300	1,109.91	141,342,752	1.90
シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK LTD	銀行	79,292	1,748.28	138,624,666	1,767.54	140,152,210	1.89
アメリカ	株式	RESMED INC-CDI	ヘルスケア機器・サービス	172,905	805.17	139,219,509	807.75	139,664,774	1.88
香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	消費者サービス	222,000	600.70	133,356,288	622.36	138,164,808	1.86
香港	株式	SWIRE PROPERTIES LTD	不動産	381,600	355.07	135,497,132	359.55	137,206,570	1.85
香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	78,000	1,650.49	128,738,376	1,660.60	129,526,800	1.74
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	39,200	3,251.88	127,474,009	3,251.88	127,474,009	1.71
シンガポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	162,500	770.46	125,201,249	779.42	126,656,026	1.70
オーストラリア	株式	MEDIBANK PRIVATE LTD	保険	513,707	245.50	126,116,301	242.92	124,793,403	1.68
オーストラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM LTD	エネルギー	44,630	2,661.03	118,762,215	2,775.20	123,857,497	1.67

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	1.67
		素材	14.57
		資本財	4.71
		商業・専門サービス	3.00
		運輸	1.37
		耐久消費財・アパレル	1.49
		消費者サービス	2.33
		食品・生活必需品小売り	5.52
		ヘルスケア機器・サービス	1.88
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.34
		銀行	24.40
		各種金融	2.32
		保険	10.75
		不動産	7.44
		ソフトウェア・サービス	3.36
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.72
		電気通信サービス	3.90
公益事業	2.34		
投資証券			2.00



合 計	98.11
-----	-------

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	シンガポールドル	買建	109,659.02	8,749,913	8,801,232	0.12
	豪ドル	売建	300,000.00	25,540,800	25,746,000	0.35
	香港ドル	売建	2,100,000.00	30,104,130	30,303,000	0.41

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2017年 3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	3,463,028,795	27.78
	カナダ	186,089,120	1.49
	メキシコ	111,566,794	0.89
	ドイツ	859,092,355	6.89
	イタリア	1,086,481,185	8.72
	フランス	1,159,254,510	9.30
	オランダ	279,304,479	2.24
	スペイン	710,883,910	5.70
	ベルギー	363,108,726	2.91
	オーストリア	178,934,002	1.44
	フィンランド	136,768,906	1.10
	アイルランド	103,261,651	0.83
	イギリス	929,004,956	7.45
	スイス	14,636,700	0.12
	スウェーデン	64,319,770	0.52
	ノルウェー	59,347,727	0.48
	デンマーク	150,244,507	1.21
	ポーランド	84,814,877	0.68
オーストラリア	204,655,848	1.64	
ニュージーランド	225,518,676	1.81	

	シンガポール	83,072,025	0.67
	マレーシア	57,485,049	0.46
	南アフリカ	69,008,859	0.55
	小計	10,579,883,427	84.87
特殊債券	アメリカ	22,267,221	0.18
	ドイツ	95,543,253	0.77
	小計	117,810,474	0.95
社債券	アメリカ	1,078,413,453	8.65
	ルクセンブルク	50,143,469	0.40
	アイルランド	22,742,559	0.18
	イギリス	78,799,102	0.63
	スウェーデン	56,461,356	0.45
	小計	1,286,559,939	10.32
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		482,054,281	3.87
合計（純資産総額）		12,466,308,121	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	747,136,316	5.99
	買建	ドイツ	356,579,491	2.86
	買建	オーストラリア	389,991,492	3.13
	売建	カナダ	34,665,582	0.28
	売建	ドイツ	293,001,548	2.35
	売建	イギリス	53,639,433	0.43
その他先物取引	売建	アメリカ	110,753,968	0.89
	売建	イギリス	149,797,395	1.20

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		5,097,304,517	40.89
	売建		5,026,702,026	40.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,135,000	11,157.43	572,934,037	11,151.06	572,607,390	1.375	2020/4/30	4.59

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,430,000	10,922.96	374,657,673	10,904.56	374,026,582	2.000	2025/8/15	3.00
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,860,000	11,809.09	337,740,173	11,790.02	337,194,705	3.125	2021/5/15	2.70
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	11,273.55	315,659,624	11,269.39	315,543,081	1.500	2018/8/31	2.53
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,520,000	11,772.54	296,668,056	11,813.80	297,708,002	0.500	2025/5/25	2.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,525,000	11,419.71	288,347,908	11,397.80	287,794,663	2.500	2024/5/15	2.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,040,000	11,298.75	230,494,620	11,293.94	230,396,436	1.625	2019/3/31	1.85
ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	1,660,000	13,145.37	218,213,163	13,186.93	218,903,177	1.500	2022/9/4	1.76
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,915,000	11,187.45	214,239,709	11,140.33	213,337,365	3.000	2045/5/15	1.71
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,675,000	12,093.85	202,572,065	12,095.51	202,599,955	0.700	2020/5/1	1.63
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,335,000	14,619.77	195,173,937	14,678.46	195,957,543	5.500	2022/9/1	1.57
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,080,000	8,905.40	185,232,421	8,920.13	185,538,788	6.000	2021/5/15	1.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	11,142.53	167,137,970	11,131.13	166,966,992	1.750	2021/11/30	1.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,440,000	11,479.97	165,311,659	11,426.73	164,544,926	3.125	2043/2/15	1.32
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,305,000	12,094.23	157,829,806	12,089.45	157,767,431	0.000	2020/5/25	1.27
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,245,000	12,261.88	152,660,456	12,255.00	152,574,851	0.500	2019/11/25	1.22
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,140,000	13,112.51	149,482,646	13,287.74	151,480,255	3.500	2030/3/1	1.22
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	834,000	18,070.80	150,710,478	18,088.86	150,861,134	4.750	2035/4/25	1.21
イギリス	国債証券	UK TREASURY	660,000	21,619.94	142,691,652	21,875.76	144,380,025	3.750	2052/7/22	1.16
ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	1,101,000	12,830.05	141,258,960	12,905.31	142,087,486	1.000	2025/8/15	1.14
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,250,000	11,343.90	141,798,764	11,339.30	141,741,267	2.125	2021/8/15	1.14
イギリス	国債証券	UK TREASURY	950,000	14,611.56	138,809,846	14,641.48	139,094,096	1.500	2021/1/22	1.12
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,220,000	11,251.20	137,264,759	11,203.00	136,676,621	3.000	2042/5/15	1.10
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	935,000	14,582.30	136,344,507	14,599.96	136,509,712	5.500	2021/4/30	1.10
デンマーク	国債証券	KINGDOM OF DENMARK	7,290,000	1,798.20	131,089,436	1,799.49	131,183,331	4.000	2019/11/15	1.05
イギリス	国債証券	UK TREASURY	655,000	19,788.14	129,612,376	19,942.71	130,624,772	4.750	2030/12/7	1.05
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	735,000	17,226.68	126,616,160	17,311.77	127,241,548	6.000	2029/1/31	1.02
イギリス	国債証券	UK TREASURY	645,000	19,120.77	123,329,030	19,344.06	124,769,235	3.500	2045/1/22	1.00
ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	610,000	19,763.97	120,560,232	19,848.84	121,077,946	5.500	2031/1/4	0.97
オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	830,000	13,585.47	112,759,482	13,629.02	113,120,894	2.000	2024/7/15	0.91

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	84.87
特殊債券	0.95
社債券	10.32
合計	96.13

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	TNOTE2Y 1706	買建	8	米ドル	1,731,250	194,228,938	1,731,000	194,200,890	1.56
	アメリカ	シカゴ商品取引所	TNOTE5Y 1706	買建	25	米ドル	2,941,793.34	330,039,794	2,939,062.5	329,733,421	2.64
	アメリカ	シカゴ商品取引所	TNOTE10Y1706	買建	16	米ドル	1,993,417.18	223,641,473	1,989,500	223,202,005	1.79
	カナダ	モントリオール取引所	CAN 10Y 1706	売建	3	加ドル	412,685.9	34,686,250	412,440	34,665,582	0.28
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	FBTP10Y 1706	買建	2	ユーロ	261,241.7	31,294,143	261,680	31,346,647	0.25
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ2Y1706	買建	17	ユーロ	1,906,380	228,365,259	1,907,825	228,538,356	1.83
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL5Y 1706	売建	16	ユーロ	2,100,160	251,578,166	2,108,480	252,574,819	2.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1706	買建	5	ユーロ	801,100	95,963,769	807,200	96,694,488	0.78
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL30Y 1706	売建	2	ユーロ	335,138.3	40,146,217	337,480	40,426,729	0.32
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUSTR03Y1706	買建	28	豪ドル	3,125,413.76	268,285,517	3,129,754.6	268,658,135	2.16
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUSTR10Y1706	買建	11	豪ドル	1,411,936.32	121,200,613	1,413,482.73	121,333,357	0.97
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT10Y 1706	売建	3	英ポンド	380,309.2	53,273,712	382,920	53,639,433	0.43
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	90DEURO 1706	売建	4	米ドル	987,150	110,748,358	987,200	110,753,968	0.89
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	3MEUR1BR1903	売建	5	ユーロ	1,249,994.5	149,736,841	1,250,500	149,797,395	1.20

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	26,577,221.16	2,931,452,835	2,979,755,917	23.90
	加ドル	買建	2,615,000.00	216,299,209	219,694,100	1.76
	メキシコペソ	買建	4,356,000.00	25,529,245	26,018,760	0.21
	ユーロ	買建	5,366,000.00	644,593,229	642,821,040	5.16
	英ポンド	買建	1,169,000.00	162,156,848	163,728,330	1.31
	スイスフラン	買建	716,000.00	80,385,571	80,263,720	0.64

スウェーデンクローナ	買建	21,004,000.00	264,542,067	263,600,200	2.11
ノルウェークローネ	買建	2,943,000.00	38,381,026	38,494,240	0.31
デンマーククローネ	買建	4,442,000.00	71,817,770	71,516,200	0.57
ポーランドズロチ	買建	317,000.00	8,967,084	9,009,140	0.07
豪ドル	買建	2,660,000.00	223,947,798	228,176,400	1.83
ニュージーランドドル	買建	4,309,000.00	335,579,466	337,868,690	2.71
シンガポールドル	買建	453,000.00	35,929,246	36,357,780	0.29
米ドル	売建	19,875,563.27	2,195,751,597	2,228,903,956	17.88
加ドル	売建	1,440,000.00	119,197,900	121,017,600	0.97
メキシコペソ	売建	3,603,000.00	21,157,140	21,545,940	0.17
ユーロ	売建	8,519,000.00	1,020,232,640	1,020,613,500	8.19
英ポンド	売建	1,432,000.00	197,962,370	200,550,960	1.61
スイスフラン	売建	622,000.00	69,541,360	69,721,620	0.56
スウェーデンクローナ	売建	10,996,000.00	138,219,720	137,999,800	1.11
ノルウェークローネ	売建	4,956,000.00	64,597,210	64,804,150	0.52
デンマーククローネ	売建	8,884,000.00	143,032,400	143,076,820	1.15
ポーランドズロチ	売建	634,000.00	17,790,040	18,002,430	0.14
豪ドル	売建	3,065,000.00	258,264,200	262,868,700	2.11
ニュージーランドドル	売建	8,488,000.00	660,575,350	664,917,230	5.33
シンガポールドル	売建	906,000.00	71,660,070	72,679,320	0.58

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### 参考情報

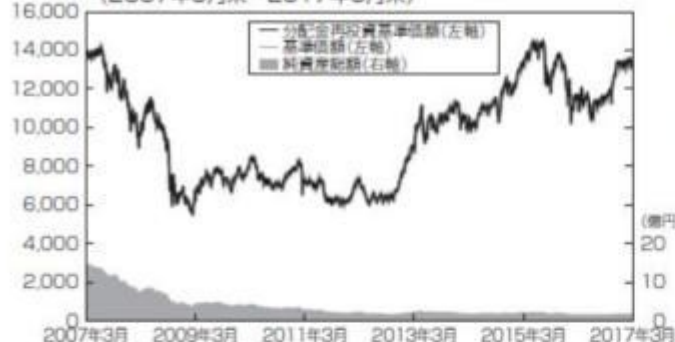
# 運用実績

2017年3月31日現在

## 「日本大型株式ファンド」

### 基準価額・純資産の推移

(円) (2007年3月末～2017年3月末)



基準価額……………13,000円

純資産総額……………1.78億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

### 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定来累計
0円	30円	30円	30円	30円	520円

### 主要な資産の状況

#### <資産構成比率>

組入資産	比率
株式	95.7%
うち先物	0.0%
現金その他	4.3%

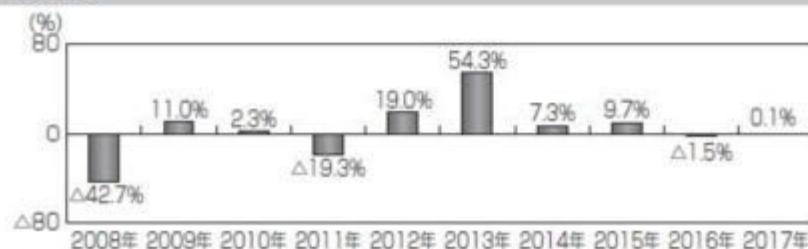
※当ファンドの実質組入比率です。

#### <組入上位10銘柄>

	銘柄	業種	比率
1	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	4.62%
2	日本電信電話	情報・通信業	3.64%
3	本田技研工業	輸送用機器	3.13%
4	ソニー	電気機器	3.09%
5	三菱商事	卸売業	2.73%
6	日本電産	電気機器	2.69%
7	トヨタ自動車	輸送用機器	2.67%
8	キーエンス	電気機器	2.56%
9	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.30%
10	大塚ホールディングス	医薬品	2.28%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

### 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

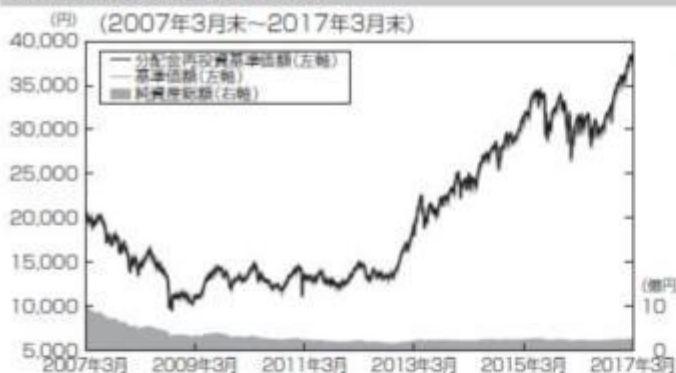
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

2017年3月31日現在

## 「日本小型株式ファンド」

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………37,434円

純資産総額……………2.70億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定来累計
30円	50円	50円	50円	50円	1,100円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
株式	93.6%
うち先物	0.0%
現金その他	6.4%

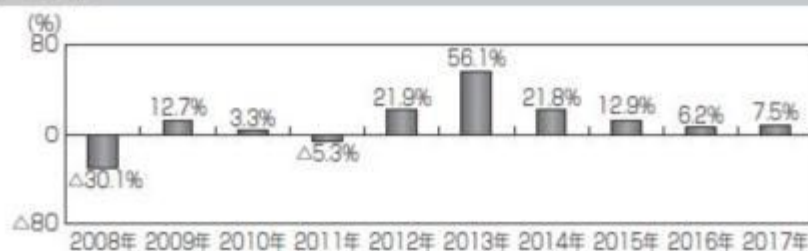
※当ファンドの実質組入比率です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

	銘柄	業種	比率
1	トーカロ	金属製品	2.21%
2	デジタルガレージ	情報・通信業	2.18%
3	日特エンジニアリング	機械	2.17%
4	TOWA	機械	2.06%
5	アイチ コーポレーション	機械	2.05%
6	阪和興業	卸売業	2.05%
7	日本ユニシス	情報・通信業	2.03%
8	エレコム	電気機器	2.02%
9	ナカノフドー建設	建設業	1.95%
10	東洋紡	繊維製品	1.90%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

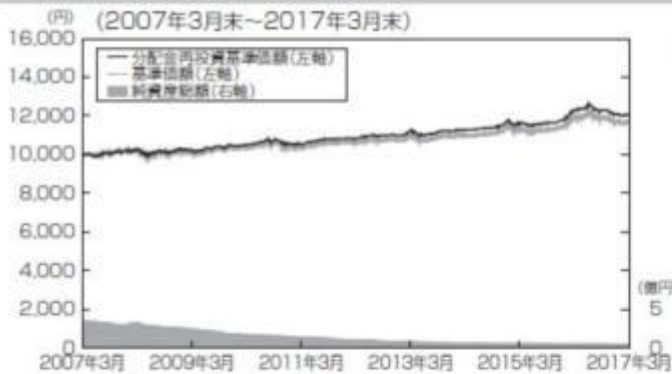
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



2017年3月31日現在

## 「日本債券ファンド」

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………11,660円

純資産総額……………0.54億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定来累計
30円	30円	30円	30円	30円	890円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
債券	95.7%
うち先物	0.0%
現金その他	4.3%

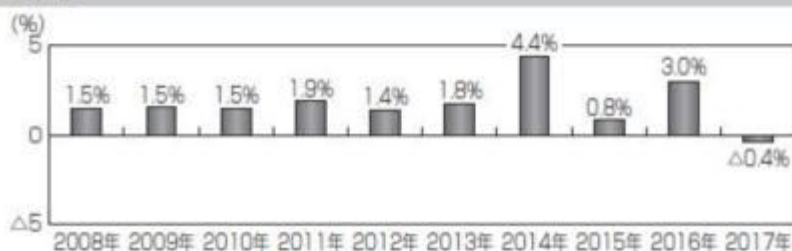
※当ファンドの実質組入比率です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

	銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	第345回利付国債(10年)	国債証券	0.100%	2026年12月20日	11.19%
2	第335回利付国債(10年)	国債証券	0.500%	2024年9月20日	5.35%
3	第337回利付国債(10年)	国債証券	0.300%	2024年12月20日	3.95%
4	第140回利付国債(20年)	国債証券	1.700%	2032年9月20日	2.57%
5	第159回利付国債(20年)	国債証券	0.600%	2036年12月20日	2.56%
6	第127回利付国債(20年)	国債証券	1.900%	2031年3月20日	2.09%
7	第121回利付国債(20年)	国債証券	1.900%	2030年9月20日	2.09%
8	第130回利付国債(20年)	国債証券	1.800%	2031年9月20日	2.07%
9	第53回利付国債(30年)	国債証券	0.600%	2046年12月20日	2.01%
10	第144回利付国債(20年)	国債証券	1.500%	2033年3月20日	2.01%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

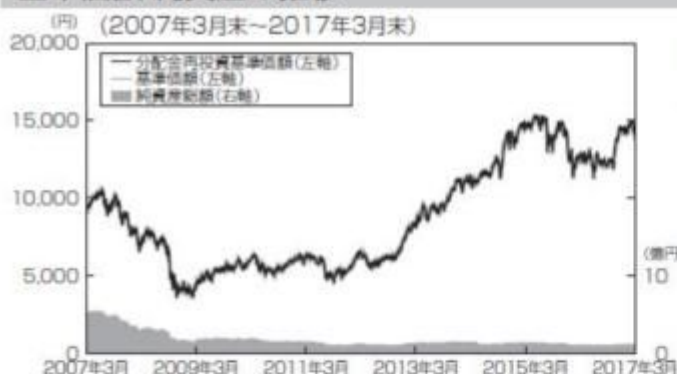
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



2017年3月31日現在

## 「北米株式ファンド」

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………14,455円

純資産総額……………1.22億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定以来累計
0円	30円	30円	30円	30円	120円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
株式	96.9%
うち先物	0.0%
現金その他	3.1%

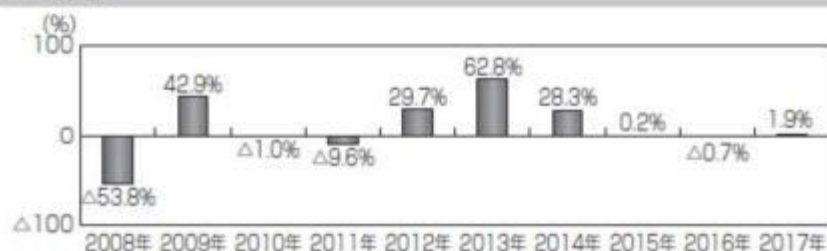
※当ファンドの実質組入比率です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

	銘柄	通貨	業種	比率
1	ALPHABET INC-CL C	アメリカドル	ソフトウェア・サービス	3.34%
2	CHEVRON CORP	アメリカドル	エネルギー	2.09%
3	MICROSOFT CORP	アメリカドル	ソフトウェア・サービス	2.07%
4	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカドル	銀行	2.05%
5	ALTRIA GROUP INC	アメリカドル	食品・飲料・タバコ	1.89%
6	AMAZON.COM INC	アメリカドル	小売	1.89%
7	FACEBOOK INC-A	アメリカドル	ソフトウェア・サービス	1.80%
8	APPLE INC	アメリカドル	テクノロジー・ハードウェア	1.71%
9	WELLS FARGO & CO	アメリカドル	銀行	1.68%
10	AMGEN INC	アメリカドル	医薬品・バイオテクノロジー	1.66%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

2017年3月31日現在

## 「欧州先進国株式ファンド」

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………14,010円

純資産総額……………1.04億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定来累計
0円	30円	30円	30円	30円	920円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
株式	95.3%
うち先物	0.0%
現金その他	4.7%

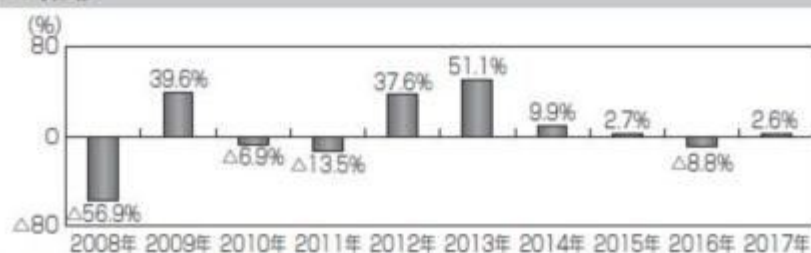
※当ファンドの実質組入比率です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

	銘柄	通貨	業種	比率
1	NESTLE SA-REG	スイスフラン	食品・飲料・タバコ	4.71%
2	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー	3.30%
3	NOVARTIS AG-REG	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー	2.39%
4	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	イギリスポンド	家庭用品・パーソナル用品	2.37%
5	BEAZLEY PLC/UK	イギリスポンド	保険	2.35%
6	AKZO NOBEL	ユーロ	素材	2.26%
7	L'OREAL	ユーロ	家庭用品・パーソナル用品	2.25%
8	BP PLC	イギリスポンド	エネルギー	2.16%
9	BAYER AG	ユーロ	医薬品・バイオテクノロジー	2.15%
10	PADDY POWER BETFAIR PLC	イギリスポンド	消費者サービス	2.12%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

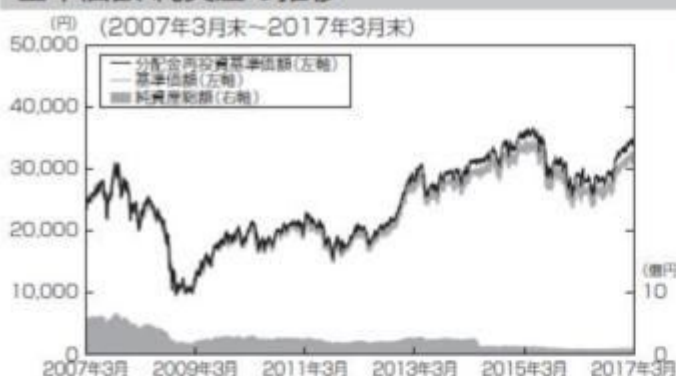
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

2017年3月31日現在

## 「アジア太平洋先進国株式ファンド」

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………32,113円

純資産総額……………1.03億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定来累計
200円	200円	200円	200円	200円	3,250円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
株式	95.7%
うち先物	0.0%
現金その他	4.3%

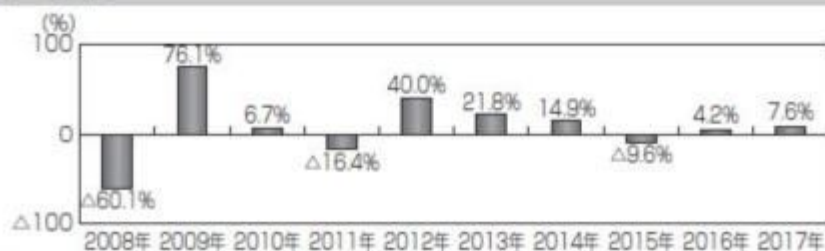
※当ファンドの実質組入比率です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

銘柄	通貨	業種	比率
1 AIA GROUP LTD	香港ドル	保険	6.12%
2 NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラリアドル	銀行	5.48%
3 BHP BILLITON LTD	オーストラリアドル	素材	4.92%
4 COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	オーストラリアドル	銀行	4.56%
5 CSL LTD	オーストラリアドル	医薬品・バイオテクノロジー	4.34%
6 WESTPAC BANKING CORP	オーストラリアドル	銀行	4.02%
7 AUST AND NZ BANKING GROUP	オーストラリアドル	銀行	3.99%
8 BRAMBLES LTD	オーストラリアドル	商業・専門サービス	3.00%
9 WOOLWORTHS LTD	オーストラリアドル	食品・生活必需品小売り	2.81%
10 WESFARMERS LTD	オーストラリアドル	食品・生活必需品小売り	2.71%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

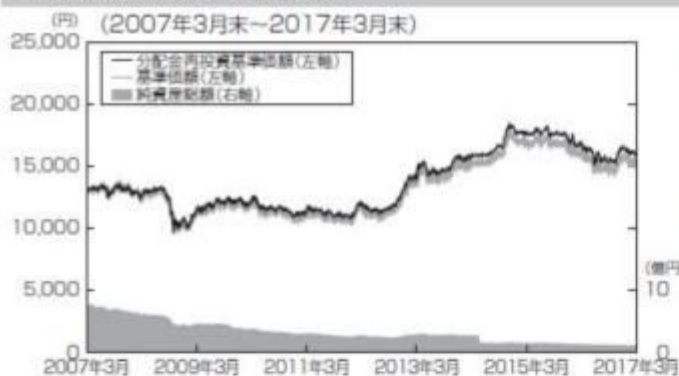
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



2017年3月31日現在

## 「海外債券ファンド」

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………15,259円

純資産総額……………1.11億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2007年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	1,650円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
債券	100.4%
うち先物	6.7%
現金その他	6.2%

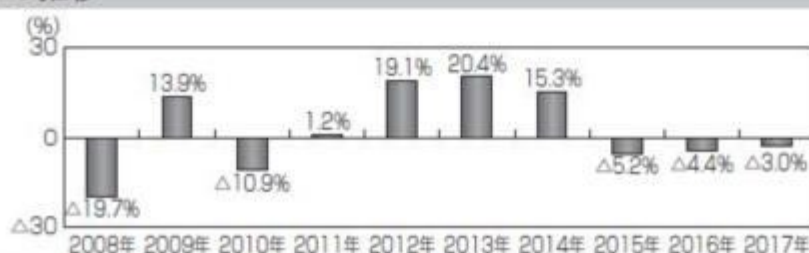
※当ファンドの実質組入比率です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;

銘柄	通貨	種類	クーポン	償還期限	比率
1 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	1.375%	2020年4月30日	4.59%
2 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	2.000%	2025年8月15日	3.00%
3 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	3.125%	2021年5月15日	2.70%
4 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	1.500%	2018年8月31日	2.53%
5 FRANCE (GOVT OF)	ユーロ	国債証券	0.500%	2025年5月25日	2.39%
6 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	2.500%	2024年5月15日	2.31%
7 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	1.625%	2019年3月31日	1.85%
8 BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ユーロ	国債証券	1.500%	2022年9月4日	1.76%
9 US TREASURY N/B	アメリカドル	国債証券	3.000%	2045年5月15日	1.71%
10 BUONI POLIENNALI DEL TES	ユーロ	国債証券	0.700%	2020年5月1日	1.63%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2017年は、2017年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

## (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

ファンドによっては、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。

北米株式ファンド	ニューヨーク証券取引所の休業日
海外債券ファンド	
欧州先進国株式ファンド	英国証券取引所の休業日
アジア太平洋先進国株式ファンド	オーストラリア証券取引所または香港証券取引所の休業日

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

＜日本大型株式ファンド＞

## &lt;日本小型株式ファンド&gt;

## &lt;日本債券ファンド&gt;

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「日本債券ファンド」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

## &lt;北米株式ファンド&gt;

## &lt;欧州先進国株式ファンド&gt;

## &lt;アジア太平洋先進国株式ファンド&gt;

## &lt;海外債券ファンド&gt;

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

## (11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

## (12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

## &lt; 解約請求による換金 &gt;

## ( 1 ) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## ( 2 ) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## ( 3 ) 解約請求不可日

ファンドによっては、販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。

## &lt; 北米株式ファンド &gt;

## &lt; 海外債券ファンド &gt;

1. ニューヨーク証券取引所の休業日

2. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

## &lt; 欧州先進国株式ファンド &gt;

1. 英国証券取引所の休業日

2. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全日が英国証券取引所の休業日に当たる場合

## &lt; アジア太平洋先進国株式ファンド &gt;

1. オーストラリア証券取引所または香港証券取引所の休業日

2. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全日がオーストラリア証券取引所の休業日に当たる場合

3. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中（解約請求日を除きます。）の全日が香港証券取引所の休業日に当たる場合

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ( 4 ) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ( 5 ) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt; 委託会社の照会先 &gt;

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時 ~ 午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

## ( 6 ) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

## ( 7 ) 解約単位

1 口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ( 8 ) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

## ( 9 ) 受付の中止および取消

< 日本大型株式ファンド >

< 日本小型株式ファンド >

< 日本債券ファンド >

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「日本債券ファンド」を除き

ます。) 、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

<海外債券ファンド>

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 買取請求不可日

ファンドによっては、販売会社の営業日であっても、買取請求日が解約請求不可日と同日の場合は、買取請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようするため、大口の買取



りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 買取価額

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の翌営業日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

(7) 買取単位

1口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 受付の中止および取消

<日本大型株式ファンド>

<日本小型株式ファンド>

<日本債券ファンド>

・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「日本債券ファンド」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取り（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

<海外債券ファンド>

・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取り（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が買取請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受け付けることができる日とします。）に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が買取請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

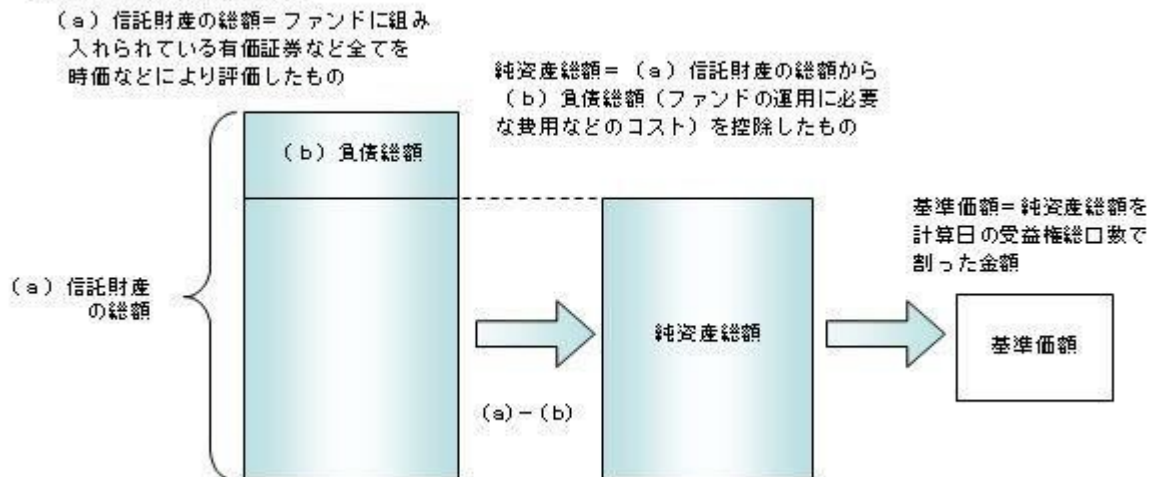
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

日本大型株式ファンド 日本小型株式ファンド	マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。 国内上場株式 原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。
--------------------------	--

日本債券ファンド	<p>マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。</p> <p>国内公社債 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。</p> <p>a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)</p> <p>b) 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)</p> <p>c) 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。</p>
北米株式ファンド 欧州先進国株式ファンド アジア太平洋先進国株式ファンド	<p>マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。</p> <p>外国株式 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。</p>
海外債券ファンド	<p>マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。</p> <p>外国公社債 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。</p> <p>a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)</p> <p>b) 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)</p> <p>c) 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。</p>

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします(平成10年5月29日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### （４）【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### （５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により各ファンド毎に、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

  - ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

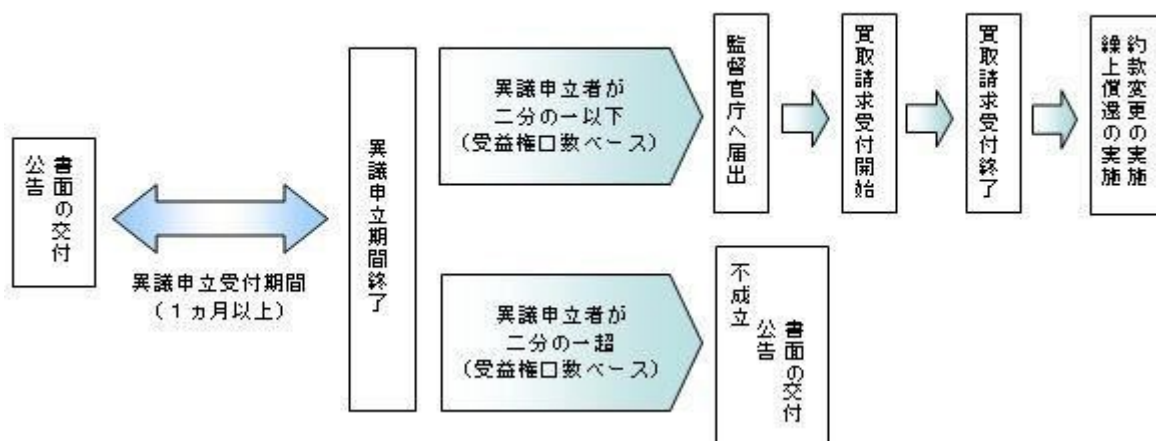
信託約款の変更

  - 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
  - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
  - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
  - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

  - 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
  - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
  - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



#### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

#### 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約または投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- <日本大型株式ファンド>
- <日本小型株式ファンド>
- <日本債券ファンド>
- <北米株式ファンド>
- <欧州先進国株式ファンド>
- <アジア太平洋先進国株式ファンド>
- <海外債券ファンド>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成28年3月26日から平成29年3月27日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【日本大型株式ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	4,330,051	-
コール・ローン	1,195,157	5,589,103
親投資信託受益証券	170,665,367	173,009,816
未収入金	575,274	636,557
流動資産合計	176,765,849	179,235,476
資産合計	176,765,849	179,235,476
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	457,800	411,019
未払受託者報酬	51,236	48,430
未払委託者報酬	1,302,963	1,231,721
未払利息	-	4
その他未払費用	4,975	4,690
流動負債合計	1,816,974	1,695,864
負債合計	1,816,974	1,695,864
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	152,600,306	137,006,629
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	22,348,569	40,532,983
( 分配準備積立金 )	58,723,737	55,022,523
元本等合計	174,948,875	177,539,612
純資産合計	174,948,875	177,539,612
負債純資産合計	176,765,849	179,235,476

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
営業収益				
受取利息		2,805		1
有価証券売買等損益		25,412,137		24,746,348
営業収益合計		25,409,332		24,746,349
営業費用				
支払利息		-		1,812
受託者報酬		110,273		95,320
委託者報酬		2,804,089		2,424,359
その他費用		10,704		9,243
営業費用合計		2,925,066		2,530,734
営業利益又は営業損失（ ）		28,334,398		22,215,615
経常利益又は経常損失（ ）		28,334,398		22,215,615
当期純利益又は当期純損失（ ）		28,334,398		22,215,615
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		252,994		1,336,472
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		56,066,521		22,348,569
剰余金増加額又は欠損金減少額		98,008		46,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		98,008		46,514
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,770,768		2,330,224
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,770,768		2,330,224
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		457,800		411,019
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		22,348,569		40,532,983



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年3月26日から平成29年3月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
1.	期首元本額	166,474,680円	152,600,306円
	期中追加設定元本額	291,000円	317,507円
	期中一部解約元本額	14,165,374円	15,911,184円
2.	受益権の総数	152,600,306口	137,006,629口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日		第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,184,100円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,024,087円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	811,293円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,820,062円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	21,601,344円	C 信託約款に定める収益調整金	19,506,512円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	58,370,244円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	52,613,480円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	80,782,881円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	74,940,054円
F 分配対象収益(1万口当たり)	5,293円	F 分配対象収益(1万口当たり)	5,469円
G 分配金額	457,800円	G 分配金額	411,019円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第18期（平成28年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,702,377
合計	25,702,377

第19期（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	23,012,537
合計	23,012,537

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.1465円	1口当たり純資産額	1.2958円
(1万口当たり純資産額)	(11,465円)	(1万口当たり純資産額)	(12,958円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	87,533,426	173,009,816	
合計		87,533,426	173,009,816	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【日本小型株式ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	5,672,635	-
コール・ローン	1,565,729	8,264,820
親投資信託受益証券	232,202,262	261,407,731
未収入金	861,908	828,258
流動資産合計	240,302,534	270,500,809
資産合計	240,302,534	270,500,809
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	387,748	361,180
未払受託者報酬	65,142	68,648
未払委託者報酬	1,786,519	1,882,622
未払利息	-	6
その他未払費用	6,331	6,666
流動負債合計	2,245,740	2,319,122
負債合計	2,245,740	2,319,122
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	77,549,628	72,236,077
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	160,507,166	195,945,610
(分配準備積立金)	143,502,056	178,096,961
元本等合計	238,056,794	268,181,687
純資産合計	238,056,794	268,181,687
負債純資産合計	240,302,534	270,500,809

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
営業収益				
受取利息		3,488		2
有価証券売買等損益		3,607,476		52,125,959
営業収益合計		3,610,964		52,125,961
営業費用				
支払利息		-		2,575
受託者報酬		137,128		132,527
委託者報酬		3,760,732		3,634,648
その他費用		13,323		12,887
営業費用合計		3,911,183		3,782,637
営業利益又は営業損失（ ）		300,219		48,343,324
経常利益又は経常損失（ ）		300,219		48,343,324
当期純利益又は当期純損失（ ）		300,219		48,343,324
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		940,780		1,546,087
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		173,368,351		160,507,166
剰余金増加額又は欠損金減少額		235,994		202,238
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		235,994		202,238
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,468,432		11,199,851
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,468,432		11,199,851
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		387,748		361,180
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		160,507,166		195,945,610

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年3月26日から平成29年3月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第18期 平成28年3月25日現在	第19期 平成29年3月27日現在
1.	期首元本額	82,922,768円	77,549,628円
	期中追加設定元本額	112,176円	97,714円
	期中一部解約元本額	5,485,316円	5,411,265円
2.	受益権の総数	77,549,628口	72,236,077口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自平成27年3月26日 至平成28年3月25日		第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,740,415円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,682,575円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	737,355円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,637,822円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	40,318,933円
C 信託約款に定める収益調整金	17,005,110円	C 信託約款に定める収益調整金	17,848,649円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	143,152,449円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	133,501,386円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	160,894,914円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	196,306,790円
F 分配対象収益(1万口当たり)	20,747円	F 分配対象収益(1万口当たり)	27,175円
G 分配金額	387,748円	G 分配金額	361,180円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)



第18期(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,334,840
合計	2,334,840

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,946,803
合計	49,946,803

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	3.0697円	1口当たり純資産額	3.7126円
(1万口当たり純資産額)	(30,697円)	(1万口当たり純資産額)	(37,126円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	52,114,779	261,407,731	
合計		52,114,779	261,407,731	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【日本債券ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	1,278,905	-
コール・ローン	352,996	1,529,458
親投資信託受益証券	60,036,672	53,100,793
未収入金	265,673	156,838
流動資産合計	61,934,246	54,787,089
資産合計	61,934,246	54,787,089
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	155,325	140,000
未払受託者報酬	16,395	15,166
未払委託者報酬	187,716	173,603
未払利息	-	1
その他未払費用	1,539	1,422
流動負債合計	360,975	330,192
負債合計	360,975	330,192
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	51,775,304	46,666,992
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	9,797,967	7,789,905
(分配準備積立金)	9,135,588	8,098,877
元本等合計	61,573,271	54,456,897
純資産合計	61,573,271	54,456,897
負債純資産合計	61,934,246	54,787,089

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
営業収益				
受取利息		693		-
有価証券売買等損益		3,650,140		512,865
営業収益合計		3,650,833		512,865
営業費用				
支払利息		-		467
受託者報酬		34,094		32,122
委託者報酬		390,179		367,671
その他費用		3,222		3,037
営業費用合計		427,495		403,297
営業利益又は営業損失（ ）		3,223,338		916,162
経常利益又は経常損失（ ）		3,223,338		916,162
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,223,338		916,162
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		10,274		14,779
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		7,509,215		9,797,967
剰余金増加額又は欠損金減少額		106,892		18,281
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		106,892		18,281
剰余金減少額又は欠損金増加額		875,879		984,960
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		875,879		984,960
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		155,325		140,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		9,797,967		7,789,905

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年3月26日から平成29年3月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第18期 平成28年3月25日現在	第19期 平成29年3月27日現在
1.	期首元本額	57,652,966円	51,775,304円
	期中追加設定元本額	850,397円	96,625円
	期中一部解約元本額	6,728,059円	5,204,937円
2.	受益権の総数	51,775,304口	46,666,992口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自平成27年3月26日 至平成28年3月25日		第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	133,332円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	125,606円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	528,402円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	19,951円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	2,684,662円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	3,196,359円	C 信託約款に定める収益調整金	2,896,356円
D 信託約款に定める分配準備積立金	6,077,849円	D 信託約款に定める分配準備積立金	8,218,926円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	12,487,272円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	11,135,233円
F 分配対象収益(1万口当たり)	2,411円	F 分配対象収益(1万口当たり)	2,386円
G 分配金額	155,325円	G 分配金額	140,000円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第18期(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,594,957
合計	3,594,957

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	522,201
合計	522,201

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.1892円	1口当たり純資産額	1.1669円
(1万口当たり純資産額)	(11,892円)	(1万口当たり純資産額)	(11,669円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	38,970,199	53,100,793	
合計		38,970,199	53,100,793	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【北米株式ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	2,626,565	-
コール・ローン	724,970	3,802,649
親投資信託受益証券	113,226,210	116,430,890
未収入金	649,105	366,188
流動資産合計	117,226,850	120,599,727
資産合計	117,226,850	120,599,727
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	275,257	254,429
未払受託者報酬	33,514	32,106
未払委託者報酬	852,807	816,990
未払利息	-	3
その他未払費用	3,222	3,091
流動負債合計	1,164,800	1,106,619
負債合計	1,164,800	1,106,619
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	91,752,496	84,809,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	24,309,554	34,683,261
( 分配準備積立金 )	60,326,282	56,647,747
元本等合計	116,062,050	119,493,108
純資産合計	116,062,050	119,493,108
負債純資産合計	117,226,850	120,599,727

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
営業収益				
受取利息		1,796		-
有価証券売買等損益		16,974,552		14,649,248
営業収益合計		16,972,756		14,649,248
営業費用				
支払利息		-		1,163
受託者報酬		72,119		63,210
委託者報酬		1,834,838		1,608,775
その他費用		6,946		6,093
営業費用合計		1,913,903		1,679,241
営業利益又は営業損失（ ）		18,886,659		12,970,007
経常利益又は経常損失（ ）		18,886,659		12,970,007
当期純利益又は当期純損失（ ）		18,886,659		12,970,007
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		326,670		502,384
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		46,820,514		24,309,554
剰余金増加額又は欠損金減少額		74,174		44,660
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		74,174		44,660
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,749,888		1,884,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,749,888		1,884,147
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		275,257		254,429
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		24,309,554		34,683,261

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年3月26日から平成29年3月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第18期 平成28年3月25日現在	第19期 平成29年3月27日現在
1.	期首元本額	99,569,290円	91,752,496円
	期中追加設定元本額	157,750円	168,595円
	期中一部解約元本額	7,974,544円	7,111,244円
2.	受益権の総数	91,752,496口	84,809,847口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自平成27年3月26日 至平成28年3月25日		第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	652,274円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	572,018円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,242,995円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	6,717,842円	C 信託約款に定める収益調整金	6,311,837円
D 信託約款に定める分配準備積立金	60,601,539円	D 信託約款に定める分配準備積立金	55,659,181円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	67,319,381円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	63,214,013円
F 分配対象収益(1万口当たり)	7,337円	F 分配対象収益(1万口当たり)	7,453円
G 分配金額	275,257円	G 分配金額	254,429円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第18期（平成28年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,645,968
合計	16,645,968

第19期（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	13,924,614
合計	13,924,614

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.2649円	1口当たり純資産額	1.4090円
(1万口当たり純資産額)	(12,649円)	(1万口当たり純資産額)	(14,090円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	50,745,681	116,430,890	
	合計	50,745,681	116,430,890	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【欧州先進国株式ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	2,702,901	-
コール・ローン	746,040	3,180,518
親投資信託受益証券	105,857,908	100,917,302
未収入金	421,680	423,382
流動資産合計	109,728,529	104,521,202
資産合計	109,728,529	104,521,202
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	247,299	223,485
未払受託者報酬	32,068	27,287
未払委託者報酬	880,292	749,120
未払利息	-	2
その他未払費用	3,084	2,614
流動負債合計	1,162,743	1,002,508
負債合計	1,162,743	1,002,508
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	82,433,071	74,495,225
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	26,132,715	29,023,469
(分配準備積立金)	56,148,017	52,272,853
元本等合計	108,565,786	103,518,694
純資産合計	108,565,786	103,518,694
負債純資産合計	109,728,529	104,521,202

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
営業収益				
受取利息		1,735		-
有価証券売買等損益		14,523,590		6,920,122
営業収益合計		14,521,855		6,920,122
営業費用				
支払利息		-		1,015
受託者報酬		69,119		55,889
委託者報酬		1,897,112		1,534,589
その他費用		6,664		5,363
営業費用合計		1,972,895		1,596,856
営業利益又は営業損失（ ）		16,494,750		5,323,266
経常利益又は経常損失（ ）		16,494,750		5,323,266
当期純利益又は当期純損失（ ）		16,494,750		5,323,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		54,791		307,485
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		45,935,886		26,132,715
剰余金増加額又は欠損金減少額		70,535		46,211
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		70,535		46,211
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,186,448		2,562,723
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,186,448		2,562,723
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		247,299		223,485
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		26,132,715		29,023,469



## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年 3月26日から平成29年 3月27日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

		第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
1.	期首元本額	88,431,506円	82,433,071円
	期中追加設定元本額	135,776円	145,779円
	期中一部解約元本額	6,134,211円	8,083,625円
2.	受益権の総数	82,433,071口	74,495,225口

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日		第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	625,136円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	505,780円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,363,461円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,844,798円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	9,926,407円	C 信託約款に定める収益調整金	9,060,094円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	55,031,855円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	50,651,540円
E 分配対象収益 ( A+B+C+D )	66,321,723円	E 分配対象収益 ( A+B+C+D )	61,556,432円
F 分配対象収益(1万口当たり)	8,045円	F 分配対象収益(1万口当たり)	8,263円
G 分配金額	247,299円	G 分配金額	223,485円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第18期（平成28年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,529,905
合計	14,529,905

第19期（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,125,919
合計	7,125,919

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.3170円	1口当たり純資産額	1.3896円
(1万口当たり純資産額)	(13,170円)	(1万口当たり純資産額)	(13,896円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	34,982,426	100,917,302	
	合計	34,982,426	100,917,302	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジア太平洋先進国株式ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	2,197,263	-
コール・ローン	606,476	3,153,588
親投資信託受益証券	89,626,149	97,162,446
未収入金	930,816	809,348
流動資産合計	93,360,704	101,125,382
資産合計	93,360,704	101,125,382
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	682,875	640,380
未払受託者報酬	26,074	26,146
未払委託者報酬	742,205	744,268
未払利息	-	2
その他未払費用	2,508	2,506
流動負債合計	1,453,662	1,413,302
負債合計	1,453,662	1,413,302
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	34,143,799	32,019,023
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	57,763,243	67,693,057
(分配準備積立金)	68,032,480	65,688,092
元本等合計	91,907,042	99,712,080
純資産合計	91,907,042	99,712,080
負債純資産合計	93,360,704	101,125,382

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
営業収益				
受取利息		1,474		-
有価証券売買等損益		22,239,324		16,168,913
営業収益合計		22,237,850		16,168,913
営業費用				
支払利息		-		910
受託者報酬		59,187		50,636
委託者報酬		1,684,375		1,441,648
その他費用		5,691		4,860
営業費用合計		1,749,253		1,498,054
営業利益又は営業損失( )		23,987,103		14,670,859
経常利益又は経常損失( )		23,987,103		14,670,859
当期純利益又は当期純損失( )		23,987,103		14,670,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		1,957,817		506,065
期首剰余金又は期首欠損金( )		90,923,505		57,763,243
剰余金増加額又は欠損金減少額		488,745		332,653
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		488,745		332,653
剰余金減少額又は欠損金増加額		10,936,846		3,927,253
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		10,936,846		3,927,253
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		682,875		640,380
期末剰余金又は期末欠損金( )		57,763,243		67,693,057

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年3月26日から平成29年3月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第18期 平成28年3月25日現在	第19期 平成29年3月27日現在
1.	期首元本額	38,576,961円	34,143,799円
	期中追加設定元本額	207,074円	196,627円
	期中一部解約元本額	4,640,236円	2,321,403円
2.	受益権の総数	34,143,799口	32,019,023口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自平成27年3月26日 至平成28年3月25日		第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	642,424円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	550,156円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,981,064円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,894,953円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	15,025,766円	C 信託約款に定める収益調整金	14,456,017円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	66,734,291円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	63,433,519円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	83,741,121円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	80,784,489円
F 分配対象収益(1万口当たり)	24,526円	F 分配対象収益(1万口当たり)	25,230円
G 分配金額	682,875円	G 分配金額	640,380円
H 分配金額(1万口当たり)	200円	H 分配金額(1万口当たり)	200円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)



第18期(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,104,143
合計	20,104,143

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,371,697
合計	15,371,697

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	2.6918円	1口当たり純資産額	3.1142円
(1万口当たり純資産額)	(26,918円)	(1万口当たり純資産額)	(31,142円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	16,240,568	97,162,446	
	合計	16,240,568	97,162,446	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【海外債券ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	3,088,013	-
コール・ローン	852,336	3,339,819
親投資信託受益証券	129,848,617	107,534,258
未収入金	515,674	432,176
流動資産合計	134,304,640	111,306,253
資産合計	134,304,640	111,306,253
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	414,650	365,175
未払受託者報酬	37,467	31,085
未払委託者報酬	727,959	604,152
未払利息	-	2
その他未払費用	3,619	2,996
流動負債合計	1,183,695	1,003,410
負債合計	1,183,695	1,003,410
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	82,930,151	73,035,152
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	50,190,794	37,267,691
( 分配準備積立金 )	63,179,466	56,809,603
元本等合計	133,120,945	110,302,843
純資産合計	133,120,945	110,302,843
負債純資産合計	134,304,640	111,306,253

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期		第19期	
	自	平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
<b>営業収益</b>				
受取利息		1,890		-
有価証券売買等損益		5,481,259		6,279,084
営業収益合計		5,479,369		6,279,084
<b>営業費用</b>				
支払利息		-		1,205
受託者報酬		78,435		65,675
委託者報酬		1,523,995		1,276,409
その他費用		7,580		6,327
営業費用合計		1,610,010		1,349,616
営業利益又は営業損失（ ）		7,089,379		7,628,700
経常利益又は経常損失（ ）		7,089,379		7,628,700
当期純利益又は当期純損失（ ）		7,089,379		7,628,700
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		28,217		1,059,416
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		61,939,730		50,190,794
剰余金増加額又は欠損金減少額		139,847		119,335
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		139,847		119,335
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,412,971		6,107,979
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,412,971		6,107,979
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		414,650		365,175
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		50,190,794		37,267,691

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成28年3月26日から平成29年3月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
1.	期首元本額	89,075,292円	82,930,151円
	期中追加設定元本額	201,104円	197,183円
	期中一部解約元本額	6,346,245円	10,092,182円
2.	受益権の総数	82,930,151口	73,035,152口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日		第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	425,485円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	356,290円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,451,058円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,665,715円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	10,845,946円	C 信託約款に定める収益調整金	9,683,927円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	62,143,058円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	55,509,063円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	74,440,062円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	66,858,705円
F 分配対象収益(1万口当たり)	8,976円	F 分配対象収益(1万口当たり)	9,154円
G 分配金額	414,650円	G 分配金額	365,175円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第18期 平成28年 3月25日現在	第19期 平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第18期(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,503,044
合計	5,503,044

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,256,295
合計	5,256,295

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第18期 平成28年 3月25日現在		第19期 平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.6052円	1口当たり純資産額	1.5103円
(1万口当たり純資産額)	(16,052円)	(1万口当たり純資産額)	(15,103円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	45,786,536	107,534,258	
合計		45,786,536	107,534,258	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「日本大型株式ファンド」は、「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「日本小型株式ファンド」は、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「日本債券ファンド」は、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「北米株式ファンド」は、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「欧州先進国株式ファンド」は、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「アジア太平洋先進国株式ファンド」は、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「海外債券ファンド」は、「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)



## 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	582,837,461	-
コール・ローン	160,871,547	190,068,392
株式	29,521,666,110	34,248,757,900
未収入金	-	203,162,576
未収配当金	33,071,650	38,599,700
未収利息	4	-
流動資産合計	30,298,446,772	34,680,588,568
資産合計	30,298,446,772	34,680,588,568
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	24,339,630	31,104,501
未払利息	-	159
流動負債合計	24,339,630	31,104,660
負債合計	24,339,630	31,104,660
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,664,832,135	17,531,159,533
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,609,275,007	17,118,324,375
元本等合計	30,274,107,142	34,649,483,908
純資産合計	30,274,107,142	34,649,483,908
負債純資産合計	30,298,446,772	34,680,588,568

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	20,332,682,393円	17,664,832,135円
	期首からの追加設定元本額	3,648,616,328円	5,579,454,944円
	期首からの一部解約元本額	6,316,466,586円	5,713,127,546円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	7,900,082,989円	7,775,488,161円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	269,788,029円	259,098,637円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	567,850,249円	480,843,459円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	4,110,405,087円	4,022,271,956円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	1,719,209,279円	1,696,943,603円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,889,024,176円	1,890,696,633円
	日本大型株式ファンド	99,583,013円	87,533,426円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	49,646,510円	62,956,178円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	131,087,269円	161,654,792円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	175,870,426円	207,930,607円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	393,763,232円	468,083,727円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	358,521,876円	417,658,354円
	計	17,664,832,135円	17,531,159,533円
2.	受益権の総数	17,664,832,135口	17,531,159,533口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左
----------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,314,952,778
合計	4,314,952,778

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	-------------------

株式	3,598,180,341
合計	3,598,180,341

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.7138円	1口当たり純資産額	1.9765円
(1万口当たり純資産額)	(17,138円)	(1万口当たり純資産額)	(19,765円)

## 附属明細表

### 第 1 有価証券明細表

#### (1)株式

( 単位 : 円 )

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
鹿島建設	394,000	743.00	292,742,000	
住友林業	235,100	1,752.00	411,895,200	
大和ハウス工業	157,900	3,199.00	505,122,100	
日本ハム	142,000	3,170.00	450,140,000	
サントリー食品インターナショナル	98,600	4,690.00	462,434,000	
味の素	249,500	2,254.00	562,373,000	
日本たばこ産業	144,700	3,725.00	539,007,500	
住友化学	584,000	621.00	362,664,000	
信越化学工業	14,400	9,559.00	137,649,600	
日本触媒	36,100	7,600.00	274,360,000	
ダイセル	179,300	1,325.00	237,572,500	
花王	51,900	6,124.00	317,835,600	
D I C	78,400	4,100.00	321,440,000	
富士フイルムホールディングス	89,500	4,411.00	394,784,500	

協和発酵キリン	371,500	1,748.00	649,382,000
田辺三菱製薬	60,600	2,310.00	139,986,000
第一三共	58,900	2,552.50	150,342,250
大塚ホールディングス	158,100	5,109.00	807,732,900
ブリヂストン	108,900	4,476.00	487,436,400
日本特殊陶業	177,100	2,482.00	439,562,200
神戸製鋼所	268,300	1,000.00	268,300,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	171,400	1,914.00	328,059,600
三菱マテリアル	28,200	3,380.00	95,316,000
住友電気工業	165,300	1,824.00	301,507,200
アマダホールディングス	135,200	1,260.00	170,352,000
D M G 森精機	200,200	1,734.00	347,146,800
ダイキン工業	60,400	11,110.00	671,044,000
日立製作所	1,092,000	606.70	662,516,400
マブチモーター	49,800	6,230.00	310,254,000
日本電産	88,300	10,215.00	901,984,500
富士通	206,000	664.40	136,866,400
パナソニック	170,300	1,195.50	203,593,650
ソニー	284,900	3,577.00	1,019,087,300
キーエンス	20,000	43,950.00	879,000,000
ローム	78,100	7,370.00	575,597,000
川崎重工業	1,355,000	338.00	457,990,000
日産自動車	107,900	1,124.00	121,279,600
トヨタ自動車	170,800	6,158.00	1,051,786,400
マツダ	214,700	1,558.50	334,609,950
本田技研工業	324,700	3,390.00	1,100,733,000
スズキ	174,200	4,639.00	808,113,800
島津製作所	55,600	1,793.00	99,690,800
オリンパス	108,300	4,250.00	460,275,000
任天堂	6,900	26,885.00	185,506,500
九州電力	125,800	1,190.00	149,702,000
電源開発	125,800	2,580.00	324,564,000
東京瓦斯	268,000	509.90	136,653,200
東京急行電鉄	573,000	814.00	466,422,000
西日本旅客鉄道	97,500	7,450.00	726,375,000
日本航空	174,400	3,629.00	632,897,600

大塚商会	65,200	5,830.00	380,116,000	
日本テレビホールディングス	140,000	1,962.00	274,680,000	
日本電信電話	266,200	4,930.00	1,312,366,000	
K D D I	84,800	2,972.00	252,025,600	
ソフトバンクグループ	101,700	7,862.00	799,565,400	
丸紅	574,500	692.60	397,898,700	
三菱商事	352,200	2,422.50	853,204,500	
スズケン	55,700	3,720.00	207,204,000	
J . フロント リテイリング	230,200	1,670.00	384,434,000	
丸井グループ	215,000	1,547.00	332,605,000	
ヤマダ電機	558,400	576.00	321,638,400	
ニトリホールディングス	19,700	13,340.00	262,798,000	
めぶきフィナンシャルグループ	512,300	452.00	231,559,600	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	457,000	529.80	242,118,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,294,500	704.60	1,616,704,700	
三井住友トラスト・ホールディングス	96,400	3,881.00	374,128,400	
三井住友フィナンシャルグループ	131,500	4,153.00	546,119,500	
S O M P Oホールディングス	60,800	4,152.00	252,441,600	
第一生命ホールディングス	220,100	2,023.50	445,372,350	
東京海上ホールディングス	100,100	4,782.00	478,678,200	
オリックス	370,600	1,681.00	622,978,600	
東急不動産ホールディングス	349,300	615.00	214,819,500	
三井不動産	96,000	2,393.00	229,728,000	
住友不動産	88,000	2,920.00	256,960,000	
テンプホールディングス	143,400	2,034.00	291,675,600	
ディー・エヌ・エー	76,600	2,330.00	178,478,000	
電通	64,700	6,020.00	389,494,000	
オリエンタルランド	20,500	6,329.00	129,744,500	
楽天	90,900	1,073.00	97,535,700	
合 計	18,127,800		34,248,757,900	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

##### 貸借対照表

（単位：円）

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	354,290,066	-
コール・ローン	97,789,169	235,725,446
株式	12,176,780,700	11,481,267,200
未収入金	262,169,675	109,659,743
未収配当金	12,054,400	11,126,350
未収利息	2	-
流動資産合計	12,903,084,012	11,837,778,739
資産合計	12,903,084,012	11,837,778,739
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	164,825,539	53,395,485
未払利息	-	197
流動負債合計	164,825,539	53,395,682
負債合計	164,825,539	53,395,682
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,139,345,155	2,349,363,393
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,598,913,318	9,435,019,664
元本等合計	12,738,258,473	11,784,383,057
純資産合計	12,738,258,473	11,784,383,057
負債純資産合計	12,903,084,012	11,837,778,739

##### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
-----------------	--

	<p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--	--

## (貸借対照表に関する注記)

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	3,350,249,415円	3,139,345,155円
	期首からの追加設定元本額	906,358,284円	166,367,303円
	期首からの一部解約元本額	1,117,262,544円	956,349,065円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	1,418,760,741円	1,040,389,323円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	73,623,415円	53,116,141円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	121,599,398円	78,716,785円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	717,977,184円	546,096,068円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	282,427,614円	207,626,936円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	249,677,161円	170,708,475円
	日本小型株式ファンド	57,226,504円	52,114,779円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定型)	16,924,831円	15,736,435円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定成長型)	35,037,995円	34,217,722円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(成長型)	38,029,830円	35,020,633円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(積極成長型)	69,900,298円	64,549,789円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(積極型)	58,160,184円	51,070,307円
	計	3,139,345,155円	2,349,363,393円
2.	受益権の総数	3,139,345,155口	2,349,363,393口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
--	--------------------------------	--------------------------------



金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	23,948,525
合計	23,948,525

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,039,330,980
合計	2,039,330,980

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	4.0576円	1口当たり純資産額	5.0160円
(1万口当たり純資産額)	(40,576円)	(1万口当たり純資産額)	(50,160円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ミライト・ホールディングス	143,300	1,127.00	161,499,100	
ナカノフード建設	359,500	660.00	237,270,000	
日成ビルド工業	228,000	578.00	131,784,000	

フィード・ワン	1,054,100	200.00	210,820,000	
東洋紡	1,164,000	199.00	231,636,000	
セーレン	96,800	1,542.00	149,265,600	
ヤマトインターナショナル	266,200	414.00	110,206,800	
セントラル硝子	171,000	485.00	82,935,000	
藤倉化成	152,500	651.00	99,277,500	
三光合成	191,000	346.00	66,086,000	
東リ	318,000	394.00	125,292,000	
アジアパイルホールディングス	206,400	628.00	129,619,200	
宮地エンジニアリンググループ	531,000	225.00	119,475,000	
トーカロ	90,600	2,997.00	271,528,200	
富士機械製造	85,700	1,444.00	123,750,800	
日特エンジニアリング	103,100	2,308.00	237,954,800	
日精エー・エス・ピー機械	55,700	2,607.00	145,209,900	
サトーホールディングス	47,700	2,434.00	116,101,800	
TOWA	122,600	1,976.00	242,257,600	
アイチ コーポレーション	283,800	855.00	242,649,000	
アネスト岩田	99,000	1,013.00	100,287,000	
キトー	86,600	1,150.00	99,590,000	
T P R	36,800	3,635.00	133,768,000	
ユーシン精機	76,000	2,944.00	223,744,000	
キッツ	122,700	751.00	92,147,700	
ダイヘン	308,000	730.00	224,840,000	
ミマキエンジニアリング	196,400	659.00	129,427,600	
アイホン	63,800	1,810.00	115,478,000	
京三製作所	473,000	429.00	202,917,000	
エレコム	112,600	2,166.00	243,891,600	
タムラ製作所	290,000	460.00	133,400,000	
フォスター電機	48,000	1,850.00	88,800,000	
ヨコオ	122,900	1,460.00	179,434,000	
オブテックスグループ	72,700	3,055.00	222,098,500	
日本電子	103,000	544.00	56,032,000	
芝浦電子	34,200	2,729.00	93,331,800	
日本ケミコン	319,000	365.00	116,435,000	
ニチユ三菱フォークリフト	290,500	711.00	206,545,500	
ファルテック	2,200	1,441.00	3,170,200	

プレス工業	261,300	550.00	143,715,000	
愛知時計電機	40,900	3,740.00	152,966,000	
東京ボード工業	47,600	985.00	46,886,000	
前田工織	100,400	1,408.00	141,363,200	
フルヤ金属	25,100	2,000.00	50,200,000	
萩原工業	45,100	2,652.00	119,605,200	
T A S A K I	78,300	2,176.00	170,380,800	
岡村製作所	95,300	997.00	95,014,100	
ヒト・コミュニケーションズ	70,100	1,826.00	128,002,600	
ブイキューブ	89,500	611.00	54,684,500	
電通国際情報サービス	62,300	2,474.00	154,130,200	
デジタルガレージ	112,200	2,281.00	255,928,200	
日本ユニシス	158,300	1,506.00	238,399,800	
マクニカ・富士エレホールディングス	106,200	1,616.00	171,619,200	
ラクト・ジャパン	41,400	2,004.00	82,965,600	
U K Cホールディングス	40,000	2,036.00	81,440,000	
クリヤマホールディングス	30,000	1,633.00	48,990,000	
シップヘルスケアホールディングス	40,400	3,085.00	124,634,000	
コンドーテック	166,100	930.00	154,473,000	
ドウシシャ	62,900	2,100.00	132,090,000	
I D O M	101,100	691.00	69,860,100	
第一実業	239,000	715.00	170,885,000	
阪和興業	306,000	804.00	246,024,000	
P A L T A C	32,300	3,145.00	101,583,500	
ヤマタネ	37,200	1,563.00	58,143,600	
トラスコ中山	84,200	2,556.00	215,215,200	
ハニーズホールディングス	50,000	1,118.00	55,900,000	
D C Mホールディングス	119,600	1,015.00	121,394,000	
ジャパンミート	47,400	1,678.00	79,537,200	
パルコ	161,500	1,244.00	200,906,000	
ライフネット生命保険	225,500	381.00	85,915,500	
ジャックス	312,000	480.00	149,760,000	
オープンハウス	46,900	2,738.00	128,412,200	
ティーケーピー	300	9,970.00	2,991,000	
インテリックス	88,300	813.00	71,787,900	
日本工営	24,900	2,996.00	74,600,400	

タケエイ	171,800	1,040.00	178,672,000	
エス・エム・エス	47,500	2,728.00	129,580,000	
ベネフィット・ワン	49,000	3,545.00	173,705,000	
エスアールジータカミヤ	188,300	566.00	106,577,800	
イオンファンタジー	30,000	2,716.00	81,480,000	
バリューHR	26,400	2,617.00	69,088,800	
ベルシステム24ホールディングス	188,200	981.00	184,624,200	
リログループ	6,000	17,590.00	105,540,000	
イチネンホールディングス	144,600	1,187.00	171,640,200	
合 計	12,929,800		11,481,267,200	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	300,485,981	-
コール・ローン	82,938,465	231,724,154
国債証券	19,797,969,000	14,494,590,000
地方債証券	537,224,000	529,733,000
特殊債券	1,037,573,277	-
社債券	9,996,340,989	7,897,119,165
未収入金	101,937,000	513,291,000

未収利息	34,013,524	25,180,788
前払費用	2,953,416	3,592,316
流動資産合計	31,891,435,652	23,695,230,423
資産合計	31,891,435,652	23,695,230,423
負債の部		
流動負債		
未払金	-	301,961,000
未払解約金	127,336,724	6,649,056
未払利息	-	194
流動負債合計	127,336,724	308,610,250
負債合計	127,336,724	308,610,250
純資産の部		
元本等		
元本	23,082,502,776	17,163,841,068
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,681,596,152	6,222,779,105
元本等合計	31,764,098,928	23,386,620,173
純資産合計	31,764,098,928	23,386,620,173
負債純資産合計	31,891,435,652	23,695,230,423

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	27,430,391,660円	23,082,502,776円
	期首からの追加設定元本額	2,878,316,866円	1,429,309,989円
	期首からの一部解約元本額	7,226,205,750円	7,347,971,697円
	元本の内訳		
	GW 7つの卵	10,854,168,371円	8,025,118,229円

グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	1,538,624,813円	1,328,819,515円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	2,013,468,102円	1,508,332,963円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	5,586,184,641円	3,842,424,477円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	534,655,695円	24,252,701円
日本債券ファンド	43,628,132円	38,970,199円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	492,321,279円	560,855,779円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	741,251,639円	786,291,692円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	624,408,623円	596,013,612円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	539,026,820円	446,661,058円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	114,764,661円	6,100,843円
計	23,082,502,776円	17,163,841,068円
2. 受益権の総数	23,082,502,776口	17,163,841,068口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
--	---------------	---------------

貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成28年 3月25日現在)

## 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,091,872,000
地方債証券	14,573,000
特殊債券	31,638,277
社債券	44,963,279
合計	1,183,046,556

(平成29年 3月27日現在)

## 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	252,619,000
地方債証券	7,491,000
社債券	38,464,835
合計	298,574,835



(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	1.3761円	1口当たり純資産額	1.3626円
(1万口当たり純資産額)	(13,761円)	(1万口当たり純資産額)	(13,626円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第130回利付国債(5年)	100,000,000	101,311,000	
	第8回利付国債(40年)	400,000,000	461,172,000	
	第334回利付国債(10年)	300,000,000	314,370,000	
	第335回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,249,080,000	
	第337回利付国債(10年)	900,000,000	923,364,000	
	第345回利付国債(10年)	2,600,000,000	2,613,832,000	
	第346回利付国債(10年)	300,000,000	301,338,000	
	第26回利付国債(30年)	200,000,000	266,112,000	
	第29回利付国債(30年)	100,000,000	134,376,000	
	第30回利付国債(30年)	200,000,000	265,754,000	
	第31回利付国債(30年)	200,000,000	262,604,000	
	第34回利付国債(30年)	200,000,000	265,126,000	
	第35回利付国債(30年)	200,000,000	257,020,000	

	第38回利付国債(30年)	100,000,000	124,725,000	
	第41回利付国債(30年)	100,000,000	122,515,000	
	第51回利付国債(30年)	300,000,000	259,848,000	
	第53回利付国債(30年)	500,000,000	470,335,000	
	第54回利付国債(30年)	100,000,000	99,160,000	
	第121回利付国債(20年)	400,000,000	487,652,000	
	第123回利付国債(20年)	300,000,000	374,409,000	
	第125回利付国債(20年)	100,000,000	126,417,000	
	第126回利付国債(20年)	200,000,000	247,262,000	
	第127回利付国債(20年)	400,000,000	489,120,000	
	第130回利付国債(20年)	400,000,000	484,604,000	
	第133回利付国債(20年)	200,000,000	242,486,000	
	第140回利付国債(20年)	500,000,000	600,435,000	
	第144回利付国債(20年)	400,000,000	468,176,000	
	第145回利付国債(20年)	200,000,000	240,352,000	
	第146回利付国債(20年)	300,000,000	360,573,000	
	第151回利付国債(20年)	400,000,000	447,052,000	
	第153回利付国債(20年)	400,000,000	452,696,000	
	第157回利付国債(20年)	200,000,000	185,410,000	
	第158回利付国債(20年)	100,000,000	97,914,000	
	第159回利付国債(20年)	600,000,000	596,838,000	
	第160回利付国債(20年)	100,000,000	101,152,000	
国債証券 合計		13,200,000,000	14,494,590,000	
地方債証券	第698回東京都公募公債	100,000,000	104,374,000	
	第742回東京都公募公債	100,000,000	102,303,000	
	平成27年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	102,842,000	
	平成27年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	102,915,000	
	第1回札幌市公募公債(20年)	100,000,000	117,299,000	
地方債証券 合計		500,000,000	529,733,000	
社債券	第4回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)(2015)	100,000,000	105,513,000	
	第4回フランス電力円貨社債(2017)	100,000,000	100,600,000	
	第5回ドイツ銀行AGロンドン支店円貨社債(2007)	100,000,000	100,390,800	
	第9回ドイツ銀行円貨社債(2015)	100,000,000	99,252,000	
	第11回現代キャピタル・サービス・インク円貨社債(2015)	100,000,000	100,051,807	

第5回株式会社ケーティー円貨社債(2015)	100,000,000	100,068,888	
第6回釜山銀行円貨社債(2015)	100,000,000	100,467,000	
第10回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,434,000	
第40回鹿島建設株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,371,090	
第7回西松建設株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,319,000	
第2回五洋建設株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,687,000	
第3回ニチアス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,544,000	
第10回三和ホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,333,000	
第1回株式会社小森コーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,785,000	
第8回株式会社荏原製作所無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,309,000	
第1回日本電産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,538,480	
第48回日本電気株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,655,000	
第15回パナソニック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,023,000	
第26回ソニー株式会社無担保社債	100,000,000	104,371,000	
第31回ソニー株式会社無担保社債	100,000,000	100,155,000	
第38回川崎重工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,811,000	
第38回株式会社IHI無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,756,000	
第41回株式会社IHI無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,288,000	
第1回明治安田生命2012基金特定目的会社B号特定社債(一般担保付)	400,000,000	400,864,720	
第1回日本生命2015基金特定目的会社特定社債(一般担保付)	100,000,000	100,236,000	
第2回日本住宅ローン株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,075,000	
第2回株式会社トプコン無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,873,000	
第2回三菱商事利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,780,000	

第28回株式会社丸井グループ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,702,000	
第47回株式会社クレディセゾン無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,020,000	
第3回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,004,750	
第1回株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	100,000,000	102,522,000	
第6回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	211,094,000	
第3回株式会社武蔵野銀行期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,620,000	
第3回株式会社大垣共立銀行期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,650,000	
第9回三菱UFJ信託銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	106,065,000	
第1回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	100,000,000	103,036,000	
第38回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,790,000	
第40回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,809,000	
第15回東京センチュリーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,091,000	
第2回イオンフィナンシャルサービス株式会社期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,160,000	
第63回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,142,319	
第64回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,716,000	
第68回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,764,000	
第69回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	103,205,000	
第71回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,328,000	
第12回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,414,000	
第13回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,547,000	
第3回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,399,000	

第4回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,410,000	
第6回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,945,000	
第3回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,397,000	
第182回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,396,000	
第2回野村ホールディングス劣後無担保社債	100,000,000	115,901,000	
第1回三井住友海上火災保険利払繰延・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,180,000	
第2回損害保険ジャパン日本興亜期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,106,000	
第5回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,706,000	
第1回三菱地所利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,251,000	
第3回京阪神ビルディング株式会社無担保社債	100,000,000	100,350,311	
第87回住友不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	204,008,000	
第7回日本リテールファンド投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	104,440,000	
第7回グローバル・ワン不動産投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,842,000	
第15回ユナイテッド・アーバン投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,933,000	
第315回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,876,000	
第316回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	103,309,000	
第1回株式会社イチネンホールディングス無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,271,000	
第2回ファーストリテイリング無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,393,000	
第43回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,275,000	
第52回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,070,000	
第1回A号明治安田生命保険利払繰延・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	99,890,000	
第4回A号日本生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	98,539,000	

社債券 合計	7,800,000,000	7,897,119,165	
合計	21,500,000,000	22,921,442,165	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	795,589,244	157,791,738
コール・ローン	908,130	3,224,490
株式	29,749,969,583	25,402,205,922
投資証券	655,527,982	682,288,981
派生商品評価勘定	12,811	73,145
未収入金	-	142,995,864
未収配当金	16,528,531	13,548,134
流動資産合計	31,218,536,281	26,402,128,274
資産合計	31,218,536,281	26,402,128,274
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	302,734	26,247
未払金	-	170,519,244
未払解約金	55,182,797	15,636,686
未払利息	-	2
流動負債合計	55,485,531	186,182,179
負債合計	55,485,531	186,182,179
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	15,425,784,695	11,426,123,652
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	15,737,266,055	14,789,822,443
元本等合計	31,163,050,750	26,215,946,095
純資産合計	31,163,050,750	26,215,946,095
負債純資産合計	31,218,536,281	26,402,128,274

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>（３）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	18,259,221,910円	15,425,784,695円
	期首からの追加設定元本額	3,117,285,018円	1,600,797,972円
	期首からの一部解約元本額	5,950,722,233円	5,600,459,015円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	6,948,450,437円	5,141,356,221円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	247,840,587円	182,302,572円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	524,341,385円	335,348,344円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	3,603,135,037円	2,673,679,897円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	1,405,660,396円	1,044,215,326円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,661,300,575円	1,107,407,860円
	北米株式ファンド	56,047,030円	50,745,681円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	57,194,434円	53,737,263円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	120,688,685円	116,121,899円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	161,467,316円	148,519,938円

年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	345,971,259円	314,412,259円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	293,687,554円	258,276,392円
計	15,425,784,695円	11,426,123,652円
2. 受益権の総数	15,425,784,695口	11,426,123,652口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品



	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成28年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,551,795,457
投資証券	23,542,955
合計	1,528,252,502

（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,972,051,230
投資証券	35,241,766
合計	3,007,292,996

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（平成28年 3月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,615,707	-	2,628,518	12,811
	米ドル	2,615,707	-	2,628,518	12,811
	売建	55,182,797	-	55,485,531	302,734
	米ドル	55,182,797	-	55,485,531	302,734
合計		57,798,504	-	58,114,049	289,923

(平成29年 3月27日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,326,299	-	3,300,052	26,247
	米ドル	3,326,299	-	3,300,052	26,247
	売建	17,315,422	-	17,242,277	73,145
	米ドル	15,636,686	-	15,575,022	61,664
	加ドル	1,678,736	-	1,667,255	11,481
合計		20,641,721	-	20,542,329	46,898

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	2.0202円	1口当たり純資産額	2.2944円
(1万口当たり純資産額)	(20,202円)	(1万口当たり純資産額)	(22,944円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	63,746	60.34	3,846,433.64	
	ANTERO RESOURCES CORP	84,931	22.49	1,910,098.19	
	CHEVRON CORP	46,587	107.99	5,030,930.13	
	HALLIBURTON CO	66,691	49.41	3,295,202.31	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	19,723	134.94	2,661,421.62	
	MONSANTO CO	16,538	113.67	1,879,874.46	
	SEALED AIR CORP	46,530	44.67	2,078,495.10	
	VULCAN MATERIALS CO	21,850	112.74	2,463,369.00	
	AMETEK INC	39,753	53.42	2,123,605.26	
	GENERAL DYNAMICS CORP	13,988	187.52	2,623,029.76	
	ILLINOIS TOOL WORKS	16,429	132.77	2,181,278.33	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	8,218	236.88	1,946,679.84	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	38,936	42.21	1,643,488.56	
	SMITH (A.O.) CORP	30,590	51.23	1,567,125.70	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,571	124.91	570,963.61	
	EQUIFAX INC	13,177	135.93	1,791,149.61	
	VERISK ANALYTICS INC	25,182	79.71	2,007,257.22	
	CSX CORP	82,343	46.32	3,814,127.76	
	UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	33,535	67.93	2,278,032.55	
	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	23,747	78.90	1,873,638.30	
	NIKE INC -CL B	49,121	56.36	2,768,459.56	
	POLARIS INDUSTRIES INC	18,000	83.21	1,497,780.00	
	ARAMARK	54,156	36.57	1,980,484.92	
	DUNKIN' BRANDS GROUP INC	30,476	55.98	1,706,046.48	
	MCDONALD'S CORP	18,754	129.34	2,425,642.36	
	SERVICEMASTER GLOBAL HOLDING	41,060	39.68	1,629,260.80	
	STARBUCKS CORP	42,377	56.81	2,407,437.37	
	COMCAST CORP-CLASS A	63,343	37.38	2,367,761.34	
	THE WALT DISNEY CO.	29,981	112.14	3,362,069.34	
	AMAZON.COM INC	5,176	845.61	4,376,877.36	
AUTOZONE INC	2,167	721.16	1,562,753.72		
LOWE'S COS INC	34,684	82.21	2,851,371.64		

PRICELINE GROUP INC/THE	931	1,753.11	1,632,145.41
TRACTOR SUPPLY COMPANY	22,854	69.02	1,577,383.08
COSTCO WHOLESALE CORP	17,938	166.02	2,978,066.76
ALTRIA GROUP INC	63,075	73.17	4,615,197.75
COCA-COLA CO/THE	76,565	42.12	3,224,917.80
HERSHEY CO/THE	19,218	107.98	2,075,159.64
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	34,910	86.01	3,002,609.10
AETNA INC	18,558	126.77	2,352,597.66
ATHENAHEALTH INC	17,492	108.60	1,899,631.20
BOSTON SCIENTIFIC CORP	124,409	24.32	3,025,626.88
ENVISION HEALTHCARE CORP	23,603	64.25	1,516,492.75
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	12,020	121.89	1,465,117.80
ALDER BIOPHARMACEUTICALS INC	28,570	21.35	609,969.50
AMGEN INC	24,295	165.74	4,026,653.30
BIOGEN INC	7,111	274.82	1,954,245.02
CELGENE CORP	15,206	123.38	1,876,116.28
ELI LILLY & CO	45,265	84.18	3,810,407.70
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	11,484	143.14	1,643,819.76
PFIZER INC	72,698	34.00	2,471,732.00
QUINTILES IMS HOLDINGS INC	30,369	77.99	2,368,478.31
REGENERON PHARMACEUTICALS	4,275	373.00	1,594,575.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	15,302	154.04	2,357,120.08
CITIGROUP INC	47,357	58.07	2,750,020.99
JPMORGAN CHASE & CO	45,891	87.29	4,005,825.39
PACWEST BANCORP	33,692	51.33	1,729,410.36
SVB FINANCIAL GROUP	6,113	177.94	1,087,747.22
WELLS FARGO & CO	56,946	55.83	3,179,295.18
AMERICAN EXPRESS CO	11,910	78.20	931,362.00
BLACKROCK INC	1,933	374.41	723,734.53
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	41,774	35.95	1,501,775.30
CME GROUP INC	9,855	119.88	1,181,417.40
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	40,010	59.85	2,394,598.50
MORGAN STANLEY	11,986	42.46	508,925.56
S&P GLOBAL INC	6,275	129.69	813,804.75
SYNCHRONY FINANCIAL	87,271	33.31	2,906,997.01
TD AMERITRADE HOLDING CORP	85,974	37.69	3,240,360.06
PROGRESSIVE CORP	70,081	39.53	2,770,301.93
JONES LANG LASALLE INC	6,733	109.07	734,368.31
ACTIVISION BLIZZARD INC	49,563	49.12	2,434,534.56
ADOBE SYSTEMS INC	28,501	127.70	3,639,577.70
ALPHABET INC-CL C	9,638	814.43	7,849,476.34
AMDOCS LTD	34,520	62.52	2,158,190.40

	CADENCE DESIGN SYS INC	55,900	31.61	1,766,999.00	
	COSTAR GROUP INC	5,909	207.74	1,227,535.66	
	FACEBOOK INC-A	30,419	140.34	4,269,002.46	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	26,705	80.12	2,139,604.60	
	MASTERCARD INC	30,119	111.98	3,372,725.62	
	MICROSOFT CORP	75,729	64.98	4,920,870.42	
	SALESFORCE.COM INC	32,357	81.61	2,640,654.77	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	43,695	35.61	1,555,978.95	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	7,213	154.48	1,114,264.24	
	ULTIMATE SOFTWARE GROUP INC	8,802	190.39	1,675,812.78	
	VISA INC-CLASS A SHARES	41,168	89.19	3,671,773.92	
	AMPHENOL CORP-CL A	44,521	70.97	3,159,655.37	
	APPLE INC	28,443	140.64	4,000,223.52	
	COMMSCOPE HOLDING CO INC	31,174	41.22	1,284,992.28	
	FLEX LTD	73,159	16.63	1,216,634.17	
	T-MOBILE US INC	16,882	64.17	1,083,317.94	
	NRG ENERGY INC	180,104	18.16	3,270,688.64	
	SEMPRA ENERGY	20,342	112.47	2,287,864.74	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	24,133	80.59	1,944,878.47	
米ドル小計		3,235,305		221,745,409.66 (24,489,563,042)	
加ドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	62,347	42.84	2,670,945.48	
	MEG ENERGY CORP	103,262	6.09	628,865.58	
	SUNCOR ENERGY INC	73,536	40.84	3,003,210.24	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	16,064	194.65	3,126,857.60	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,442	653.17	1,595,041.14	
加ドル小計		257,651		11,024,920.04 (912,642,880)	
合計		3,492,956		25,402,205,922 (25,402,205,922)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	27,655	3,299,794.60	
		COLONY STARWOOD HOMES	54,703	1,831,456.44	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	6,232	1,046,664.40	
米ドル小計		88,590	6,177,915.44 (682,288,981)		
合計			682,288,981 (682,288,981)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 93銘柄	97.3%		93.9%
	投資証券 3銘柄		2.7%	2.6%
加ドル	株式 5銘柄	100.0%		3.5%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

#### 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 貸借対照表

（単位：円）

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	539,994,289	373,304,933
コール・ローン	19,052,470	20,122,462
株式	19,079,883,442	22,195,362,064
派生商品評価勘定	4,704	551,254
未収入金	-	347,286,085
未収配当金	74,212,611	62,885,689
流動資産合計	19,713,147,516	22,999,512,487
資産合計	19,713,147,516	22,999,512,487
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	105,785	524,811
未払金	43,170,082	21,555,153
未払解約金	67,387,219	93,228,515
未払利息	-	16
流動負債合計	110,663,086	115,308,495
負債合計	110,663,086	115,308,495
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,309,355,813	7,932,732,764
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,293,128,617	14,951,471,228
元本等合計	19,602,484,430	22,884,203,992
純資産合計	19,602,484,430	22,884,203,992
負債純資産合計	19,713,147,516	22,999,512,487

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	12,031,596,221円	7,309,355,813円
	期首からの追加設定元本額	971,097,256円	2,322,572,061円
	期首からの一部解約元本額	5,693,337,664円	1,699,195,110円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	3,187,482,430円	3,447,687,127円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	94,505,853円	102,763,016円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	229,071,400円	213,704,064円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	1,640,468,545円	1,792,852,187円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	674,319,995円	739,447,619円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,006,450,713円	1,026,754,806円
	欧州先進国株式ファンド	39,472,708円	34,982,426円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	21,987,589円	30,071,504円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	46,068,713円	64,008,475円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	70,993,761円	91,713,863円

年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	158,103,032円	207,592,394円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	140,431,074円	181,155,283円
計	7,309,355,813円	7,932,732,764円
2. 受益権の総数	7,309,355,813口	7,932,732,764口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品



	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成28年 3月25日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,476,214,370
合計	1,476,214,370

（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,455,968,076
合計	2,455,968,076

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（平成28年 3月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	22,658,316	-	22,652,290	6,026

	ユーロ	21,989,359	-	21,978,629	10,730
	英ポンド	668,957	-	673,661	4,704
	売建	21,989,359	-	22,084,414	95,055
	英ポンド	21,989,359	-	22,084,414	95,055
	合計	44,647,675	-	44,736,704	101,081

(平成29年 3月27日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	223,059,921	-	222,535,110	524,811
	英ポンド	223,059,921	-	222,535,110	524,811
	売建	316,173,276	-	315,622,022	551,254
	ユーロ	142,336,682	-	142,277,281	59,401
	英ポンド	93,228,515	-	92,842,536	385,979
	スイスフラン	53,928,175	-	53,860,728	67,447
	スウェーデンクローナ	10,774,621	-	10,757,505	17,116
	ノルウェークローネ	2,886,099	-	2,872,870	13,229
	デンマーククローネ	13,019,184	-	13,011,102	8,082
	合計	539,233,197	-	538,157,132	26,443

## (注) 1. 時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	2.6818円	1口当たり純資産額	2.8848円
(1万口当たり純資産額)	(26,818円)	(1万口当たり純資産額)	(28,848円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	ENI SPA	217,514	14.99	3,260,534.86	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	141,216	13.38	1,889,470.08	
	TECHNIPFMC PLC	25,762	29.05	748,386.10	
	AKZO NOBEL	56,036	77.70	4,353,997.20	
	LINDE AG	23,473	154.05	3,616,015.65	
	SYMRISE AG	41,259	60.80	2,508,547.20	
	GEA GROUP AG	56,504	39.94	2,257,052.28	
	LEGRAND SA	34,035	55.03	1,872,946.05	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	45,265	67.31	3,046,787.15	
	RELX NV	183,410	17.24	3,161,988.40	
	AENA SA	18,349	142.45	2,613,815.05	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	18,474	201.10	3,715,121.40	
	ELIOR GROUP	71,344	20.80	1,483,955.20	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	33,629	35.95	1,209,130.69	
	D' IETEREN SA/NV	40,364	43.29	1,747,559.38	
	JERONIMO MARTINS	123,237	15.77	1,943,447.49	
	DANONE	63,843	63.61	4,061,053.23	
	L' OREAL	24,128	177.85	4,291,164.80	
	BAYER AG	38,535	107.00	4,123,245.00	
	BNP PARIBAS	64,361	60.46	3,891,266.06	
INTESA SANPAOLO	1,031,776	2.53	2,618,647.48		

	KBC GROEP NV	44,429	62.77	2,788,808.33	
	CERVED INFORMATION SOLUTIONS	18,910	9.53	180,212.30	
	LEG IMMOBILIEN AG	16,972	75.75	1,285,629.00	
	AMADEUS IT GROUP SA	48,114	46.70	2,247,164.37	
	SCOUT24 AG	40,771	32.10	1,308,952.95	
	CELLNEX TELECOM SAU	126,180	15.20	1,917,936.00	
	KONINKLIJKE KPN NV	1,023,767	2.81	2,879,856.57	
	ENEL SPA	697,400	4.28	2,990,451.20	
	ENGIE	99,821	12.58	1,255,748.18	
	ITALGAS SPA	172,522	4.09	706,305.06	
	SUEZ	62,252	14.16	881,488.32	
	ASM INTERNATIONAL NV	23,698	52.09	1,234,428.82	
ユーロ小計		4,727,350		78,091,111.85	(9,352,191,555)
英ポンド	BP PLC	768,522	4.51	3,472,566.65	
	CAIRN ENERGY PLC	249,240	2.01	500,972.40	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	49,246	36.08	1,776,795.68	
	RIO TINTO PLC	81,169	32.57	2,644,080.17	
	IMI PLC	35,386	12.35	437,017.10	
	EXPERIAN PLC	111,027	16.36	1,816,401.72	
	GKN PLC	273,979	3.72	1,019,201.88	
	BELLWAY PLC	28,541	27.78	792,868.98	
	BURBERRY GROUP PLC	71,498	17.62	1,259,794.76	
	COMPASS GROUP PLC	110,828	15.11	1,674,611.08	
	DOMINO'S PIZZA GROUP PLC	597,964	3.18	1,903,319.41	
	PADDY POWER BETFAIR PLC	40,592	86.95	3,529,474.40	
	WHITBREAD PLC	23,543	39.10	920,531.30	
	WPP PLC	134,953	16.85	2,273,958.05	
	NEXT PLC	19,224	41.30	793,951.20	
	BOOKER GROUP PLC	1,210,801	2.01	2,433,710.01	
	GREGGS PLC	57,097	10.16	580,105.52	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	53,008	73.45	3,893,437.60	
	BARCLAYS PLC	915,028	2.26	2,076,656.04	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,947,175	0.68	2,005,552.58	
	IG GROUP HOLDINGS PLC	281,484	4.96	1,397,005.09	

	BEAZLEY PLC/UK	901,504	4.38	3,950,390.52	
	HISCOX LTD	186,647	11.02	2,056,849.94	
	AUTO TRADER GROUP PLC	56,787	3.92	222,775.40	
	FIDESSA GROUP PLC	36,035	25.50	918,892.50	
	JUST EAT PLC	381,351	5.73	2,187,047.98	
	MONEYSUPERMARKET.COM	367,694	3.42	1,260,455.03	
	BT GROUP PLC	242,569	3.25	789,925.94	
	VODAFONE GROUP PLC	1,057,745	2.11	2,238,188.42	
	DRAX GROUP PLC	12,328	3.31	40,904.30	
	SSE PLC	103,334	15.04	1,554,143.36	
英ポンド小計		11,406,299		52,421,585.01	(7,247,284,127)
スイスフラン	SIKA AG-BR	272	5,940.00	1,615,680.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	7,839	194.30	1,523,117.70	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	27,576	78.45	2,163,337.20	
	NESTLE SA-REG	124,839	77.20	9,637,570.80	
	NOVARTIS AG-REG	65,372	73.75	4,821,185.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	26,208	252.90	6,628,003.20	
	JULIUS BAER GROUP LTD	37,291	49.49	1,845,531.59	
	UBS GROUP AG-REG	222,437	15.54	3,456,670.98	
スイスフラン小計		511,834		31,691,096.47	(3,543,064,585)
スウェーデンクローナ	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	94,637	289.20	27,369,020.40	
	ERICSSON LM-B SHS	498,701	58.25	29,049,333.25	
	COM HEM HOLDING AB	240,991	99.90	24,075,000.90	
スウェーデンクローナ小計		834,329		80,493,354.55	(1,011,801,466)
ノルウェークローネ	DNB ASA	105,192	138.20	14,537,534.40	
ノルウェークローネ小計		105,192		14,537,534.40	(189,569,448)
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	71,732	231.60	16,613,131.20	
	JYSKE BANK-REG	26,726	354.90	9,485,057.40	
	SYDBANK A/S	41,232	242.60	10,002,883.20	
	TDC A/S	456,213	36.79	16,784,076.27	
		595,903		52,885,148.07	

デンマーククローネ小計			(851,450,883)
合 計	18,180,907		22,195,362,064 (22,195,362,064)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	株式 33銘柄	100.0%	42.0%
英ポンド	株式 31銘柄	100.0%	32.7%
スイスフラン	株式 8銘柄	100.0%	16.0%
スウェーデンクローナ	株式 3銘柄	100.0%	4.6%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%	0.9%
デンマーククローネ	株式 4銘柄	100.0%	3.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		

預金	81,776,547	6,078,826
コール・ローン	15,473,355	88,627,305
株式	6,206,706,678	6,922,879,246
投資証券	83,766,730	141,467,169
派生商品評価勘定	171,960	-
未収入金	140,278,596	115,436,706
未収配当金	52,790,228	59,304,544
流動資産合計	6,580,964,094	7,333,793,796
資産合計	6,580,964,094	7,333,793,796
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,034	104,975
未払金	37,443,709	98,508,010
未払解約金	72,350,158	34,264,584
未払利息	-	74
流動負債合計	109,803,901	132,877,643
負債合計	109,803,901	132,877,643
純資産の部		
元本等		
元本	1,284,674,242	1,203,615,359
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	5,186,485,951	5,997,300,794
元本等合計	6,471,160,193	7,200,916,153
純資産合計	6,471,160,193	7,200,916,153
負債純資産合計	6,580,964,094	7,333,793,796

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	2,047,143,000円	1,284,674,242円
	期首からの追加設定元本額	246,362,935円	294,422,678円
	期首からの一部解約元本額	1,008,831,693円	375,481,561円
	元本の内訳		
	G W 7つの卵	537,413,244円	499,267,889円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	15,632,046円	15,200,949円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	39,126,136円	32,607,620円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	269,674,635円	261,585,878円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	142,524,819円	128,125,453円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	182,551,302円	159,305,404円
	アジア太平洋先進国株式ファンド	17,792,851円	16,240,568円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	4,459,528円	5,117,713円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	7,457,694円	9,744,597円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	12,338,653円	14,338,244円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	26,349,461円	30,607,315円	
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	29,353,873円	31,473,729円	
計	1,284,674,242円	1,203,615,359円	
2.	受益権の総数	1,284,674,242口	1,203,615,359口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左



金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左
----------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成28年 3月25日現在)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	952,766,761
投資証券	10,083,032
合計	962,849,793

(平成29年 3月27日現在)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	931,040,655
投資証券	12,902,543
合計	943,943,198

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成28年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,104,609	-	5,126,588	21,979
	米ドル	5,104,609	-	5,126,588	21,979
	売建	39,082,818	-	38,942,871	139,947
	米ドル	959,931	-	968,874	8,943
	豪ドル	37,649,406	-	37,499,425	149,981
	シンガポールドル	473,481	-	474,572	1,091
合計		44,187,427	-	44,069,459	161,926

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	12,183,475	-	12,078,500	104,975
	香港ドル	12,183,475	-	12,078,500	104,975
合計		12,183,475	-	12,078,500	104,975

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	5.0372円	1口当たり純資産額	5.9827円
(1万口当たり純資産額)	(50,372円)	(1万口当たり純資産額)	(59,827円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	41,000	40.72	1,669,520.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	212,300	7.24	1,537,052.00	
米ドル小計		253,300		3,206,572.00 (354,133,811)	
豪ドル	WOODSIDE PETROLEUM LTD	44,630	31.00	1,383,530.00	
	BHP BILLITON LTD	177,008	24.26	4,294,214.08	
	DULUXGROUP LTD	172,266	6.69	1,152,459.54	
	INCITEC PIVOT LTD	479,080	3.86	1,849,248.80	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	97,417	20.23	1,970,745.91	
	ORICA LIMITED	65,855	17.56	1,156,413.80	
	RIO TINTO LTD	38,528	60.11	2,315,918.08	
	BRAMBLES LTD	274,737	9.33	2,563,296.21	
	CROWN RESORTS LTD	1,842	11.59	21,348.78	
	WESFARMERS LTD	51,646	43.88	2,266,226.48	
	WOOLWORTHS LTD	91,050	25.94	2,361,837.00	

	RESMED INC-CDI	172,905	9.38	1,621,848.90	
	CSL LTD	29,935	123.50	3,696,972.50	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	104,492	31.36	3,276,869.12	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	45,631	83.38	3,804,712.78	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	144,346	32.09	4,632,063.14	
	WESTPAC BANKING CORP	101,201	33.90	3,430,713.90	
	ASX LTD	39,604	49.67	1,967,130.68	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	513,707	2.86	1,469,202.02	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	127,346	12.82	1,632,575.72	
	COMPUTERSHARE LTD	100,790	13.72	1,382,838.80	
	TELSTRA CORPORATION LTD	276,239	4.59	1,267,937.01	
	AGL ENERGY LTD	81,010	26.03	2,108,690.30	
豪ドル小計		3,231,265		51,626,793.55	(4,351,106,160)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	116,272	97.80	11,371,401.60	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	247,500	31.90	7,895,250.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	235,000	41.60	9,776,000.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	245,000	32.40	7,938,000.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	99,600	63.00	6,274,800.00	
	AIA GROUP LTD	635,000	50.10	31,813,500.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	192,200	28.50	5,477,700.00	
	KERRY PROPERTIES LTD	98,000	27.35	2,680,300.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	78,000	114.30	8,915,400.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	362,000	24.60	8,905,200.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	39,200	225.20	8,827,840.00	
	SMARTONE TELECOMMUNICATIONS	187,000	10.04	1,877,480.00	
香港ドル小計		2,534,772		111,752,871.60	(1,589,125,834)
シンガポールドル	COMFORTDELGRO CORP LTD	490,300	2.52	1,235,556.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	105,100	9.57	1,005,807.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	79,292	21.78	1,726,979.76	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	127,800	10.42	1,331,676.00	
	VENTURE CORP LTD	57,800	11.29	652,562.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	509,520	3.91	1,992,223.20	
シンガポールドル小計		1,369,812		7,944,803.96	(628,513,441)
合 計		7,389,149		6,922,879,246	(6,922,879,246)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
豪ドル	投資証券	LENDLEASE GROUP	109,351	1,678,537.85	
豪ドル小計			109,351	1,678,537.85 (141,467,169)	
合計				141,467,169 (141,467,169)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 2銘柄	100.0%		5.0%
豪ドル	株式 23銘柄	96.9%		61.6%
	投資証券 1銘柄		3.1%	2.0%
香港ドル	株式 12銘柄	100.0%		22.5%
シンガポールドル	株式 6銘柄	100.0%		8.9%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	519,124,269	246,500,687
コール・ローン	3,548,718	11,210,933
国債証券	14,174,314,200	10,484,104,430
特殊債券	308,381,216	117,438,879
社債券	1,442,598,153	1,267,676,905
派生商品評価勘定	71,662,976	42,690,550
未収入金	24,593,853	119,350,621
未収利息	110,385,666	89,436,056
前払費用	12,624,371	4,772,750
差入委託証拠金	357,201,489	98,571,771
流動資産合計	17,024,434,911	12,481,753,582
資産合計	17,024,434,911	12,481,753,582
<b>負債の部</b>		

流動負債		
派生商品評価勘定	73,132,306	39,641,293
未払金	54,098,637	110,062,589
未払解約金	515,674	557,939
未払利息	-	9
流動負債合計	127,746,617	150,261,830
負債合計	127,746,617	150,261,830
純資産の部		
元本等		
元本	6,858,962,353	5,250,589,817
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	10,037,725,941	7,080,901,935
元本等合計	16,896,688,294	12,331,491,752
純資産合計	16,896,688,294	12,331,491,752
負債純資産合計	17,024,434,911	12,481,753,582

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
1.	期首	平成27年 3月26日	平成28年 3月26日
	期首元本額	6,834,951,966円	6,858,962,353円

期首からの追加設定元本額	1,704,947,389円	524,565,232円
期首からの一部解約元本額	1,680,937,002円	2,132,937,768円
元本の内訳		
GW7つの卵	3,388,133,244円	2,581,380,206円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	149,960,397円	120,269,991円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	285,639,491円	191,359,548円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	1,769,715,033円	1,320,201,221円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	697,496,616円	524,468,063円
海外債券ファンド	52,711,138円	45,786,536円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定型)	37,068,121円	38,554,795円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定成長型)	73,722,945円	71,634,473円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス(成長型)	88,048,278円	78,198,410円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス(積極成長型)	169,511,404円	148,232,562円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス(積極型)	146,955,686円	130,504,012円
計	6,858,962,353円	5,250,589,817円
2. 受益権の総数	6,858,962,353口	5,250,589,817口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月26日 至 平成28年 3月25日	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月25日現在	平成29年 3月27日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成28年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	70,180,075
特殊債券	5,621,236
社債券	585,003
合計	75,216,308

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	284,919,742
特殊債券	1,489,404
社債券	6,785,224



合計	293,194,370
----	-------------

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(平成28年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,139,765,028	-	1,139,149,648	615,380
	売建	352,052,500	-	352,908,546	856,046
合計		1,491,817,528	-	1,492,058,194	1,471,426

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,397,331,882	-	1,402,209,549	4,877,667
	売建	365,211,479	-	364,434,566	776,913
合計		1,762,543,361	-	1,766,644,115	5,654,580

(注) 1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(平成28年 3月25日現在)

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	6,494,587,054	-	6,555,187,263	60,600,209
	米ドル	3,351,490,143	-	3,375,648,150	24,158,007
	加ドル	365,640,260	-	371,536,370	5,896,110
	メキシコペソ	69,042,327	-	69,716,080	673,753
	ユーロ	1,034,238,972	-	1,048,657,303	14,418,331
	英ポンド	518,675,057	-	519,836,000	1,160,943
	スイスフラン	27,043,292	-	27,290,550	247,258
	スウェーデンクローナ	173,484,513	-	175,118,240	1,633,727
	ノルウェークローネ	166,973,599	-	167,772,900	799,301
	デンマーククローネ	97,659,576	-	98,351,040	691,464
	ポーランドズロチ	22,123,406	-	22,480,800	357,394
	豪ドル	333,183,092	-	341,036,290	7,853,198
	ニュージーランドドル	149,040,211	-	149,862,600	822,389
	シンガポールドル	166,291,266	-	168,130,440	1,839,174
	南アフリカランド	19,701,340	-	19,750,500	49,160
	売建	6,416,903,075	-	6,477,486,459	60,583,384
	米ドル	3,244,512,585	-	3,269,589,299	25,076,714
	加ドル	277,618,040	-	280,371,890	2,753,850
	メキシコペソ	43,957,080	-	44,589,680	632,600
	ユーロ	1,096,863,630	-	1,115,441,840	18,578,210
	英ポンド	658,947,200	-	657,582,200	1,365,000
	スイスフラン	53,901,950	-	54,585,800	683,850
	スウェーデンクローナ	87,366,400	-	87,559,120	192,720
	ノルウェークローネ	88,640,300	-	89,110,800	470,500
	デンマーククローネ	195,484,290	-	196,702,080	1,217,790
	ポーランドズロチ	11,221,400	-	11,248,000	26,600
	豪ドル	239,099,130	-	244,759,690	5,660,560

	ニュージーランド ドル	178,848,420	-	180,289,980	1,441,560
	シンガポールドル	230,533,650	-	235,747,080	5,213,430
	南アフリカランド	9,909,000	-	9,909,000	-
	合計	12,911,490,129	-	13,032,673,722	16,825

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	2,000,239,642	-	1,967,906,157	32,333,485
	米ドル	1,441,497,331	-	1,415,385,757	26,111,574
	加ドル	122,586,597	-	119,174,400	3,412,197
	メキシコペソ	20,270,349	-	21,149,610	879,261
	ユーロ	80,096,190	-	79,400,880	695,310
	英ポンド	67,357,578	-	66,488,630	868,948
	スイスフラン	30,128,107	-	30,188,700	60,593
	スウェーデンク ローナ	135,105,699	-	134,800,680	305,019
	ノルウェークロー ネ	11,934,776	-	11,596,700	338,076
	豪ドル	81,002,031	-	79,606,800	1,395,231
	ニュージーランド ドル	10,260,984	-	10,114,000	146,984
	売建	1,945,814,980	-	1,916,031,598	29,783,382
	米ドル	589,851,073	-	576,481,943	13,369,130
	加ドル	22,514,000	-	21,931,400	582,600
	メキシコペソ	16,758,000	-	16,729,500	28,500
	ユーロ	530,113,300	-	531,255,360	1,142,060
	英ポンド	131,512,040	-	130,489,120	1,022,920
	スイスフラン	19,592,320	-	19,678,560	86,240
	スウェーデンク ローナ	9,094,360	-	9,000,120	94,240
	ノルウェークロー ネ	38,966,900	-	37,826,090	1,140,810
	デンマーククロー ネ	70,805,480	-	71,516,200	710,720

	ポーランドズロチ	8,711,160	-	8,891,850	180,690
	豪ドル	124,366,327	-	121,168,015	3,198,312
	ニュージーランド ドル	347,380,620	-	335,240,200	12,140,420
	シンガポールドル	36,149,400	-	35,823,240	326,160
	合計	3,946,054,622	-	3,883,937,755	2,550,103

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (金利関連)

(平成28年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引 売建	140,546,326	-	140,561,055	14,729
	合計	140,546,326	-	140,561,055	14,729

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引 売建	108,965,626	-	109,020,846	55,220

合計	108,965,626	-	109,020,846	55,220
----	-------------	---	-------------	--------

## (注) 1. 時価の算定方法

金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

平成28年 3月25日現在		平成29年 3月27日現在	
1口当たり純資産額	2.4634円	1口当たり純資産額	2.3486円
(1万口当たり純資産額)	(24,634円)	(1万口当たり純資産額)	(23,486円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B-0.625%-17/11/30	1,005,000.00	1,002,644.28	
		US TREASURY N/B-1.5%-18/08/31	2,800,000.00	2,813,616.40	
		US TREASURY N/B-1.625%-19/03/31	2,040,000.00	2,054,502.36	
		US TREASURY N/B-1.375%-20/04/30	5,135,000.00	5,106,819.12	
		US TREASURY N/B-2.625%-20/11/15	220,000.00	227,085.54	
		US TREASURY N/B-3.125%-21/05/15	2,860,000.00	3,010,430.28	
		US TREASURY N/B-2.125%-21/08/15	1,250,000.00	1,263,916.25	
		US TREASURY N/B-1.75%-21/11/30	1,500,000.00	1,489,776.00	
		US TREASURY N/B-1.75%-22/04/30	375,000.00	370,971.75	
		US TREASURY N/B-2.5%-24/05/15	2,525,000.00	2,570,174.77	
		US TREASURY N/B-2.0%-25/02/15	910,000.00	889,649.67	
		US TREASURY N/B-2.0%-25/08/15	3,430,000.00	3,339,492.59	

	US TREASURY N/B-4.5%-36/02/15	355,000.00	451,460.24
	US TREASURY N/B-3.0%-42/05/15	1,220,000.00	1,223,502.62
	US TREASURY N/B-2.75%-42/08/15	660,000.00	631,434.54
	US TREASURY N/B-3.125%-43/02/15	1,440,000.00	1,473,497.28
	US TREASURY N/B-2.875%-43/05/15	235,000.00	229,510.63
	US TREASURY N/B-3.625%-43/08/15	335,000.00	374,113.93
	US TREASURY N/B-3.0%-45/05/15	1,915,000.00	1,909,615.02
	US TREASURY N/B-2.5%-46/05/15	545,000.00	489,606.20
国債証券小計		30,755,000.00	30,921,819.47 (3,415,005,742)
特殊債券	FNGT 2004-T3 1A1-6.0%-44/02/25	17,995.29	20,578.58
	FNR 1999-37 F-1.382%-29/06/25	5,602.59	5,610.21
	FNR 2000-13 F-1.632%-23/09/25	8,695.05	8,751.69
	FNW 2004-W2 5AF-1.332%-44/03/25	18,529.88	18,515.96
	FNW 2004-W8 2A-6.5%-44/06/25	39,364.98	45,279.96
	FSPC T-21 A-1.138%-29/10/25	20,256.18	20,099.42
	FSPC T-61 1A1-1.996%-44/07/25	79,618.86	80,125.76
特殊債券小計		190,062.83	198,961.58 (21,973,316)
社債券	ACTAVIS FUNDING SCS-2.35%-18/03/12	445,000.00	447,396.32
	AIG GLOBAL FUNDING-1.65%-17/12/15	400,000.00	400,316.00
	ANADARKO PETROLEUM CORP-8.7%-19/03/15	265,000.00	297,600.56
	ANHEUSER-BUSCH INBEV FIN-2.65%- 21/02/01	425,000.00	428,003.05
	BANK OF AMERICA CORP-7.625%-19/06/01	400,000.00	446,528.40
	BAT INTL FINANCE PLC-2.75%-20/06/15	385,000.00	388,642.48
	BERKSHIRE HATHAWAY FIN-1.45%-18/03/07	400,000.00	400,220.40
	CHEVRON CORP-1.104%-17/12/05	525,000.00	524,493.37
	CITIGROUP INC-2.05%-18/12/07	500,000.00	501,305.50
	GE CAPITAL INTL FUNDING-2.342%- 20/11/15	202,000.00	202,642.96
	GENERAL ELEC CAP CORP-4.65%-21/10/17	72,000.00	79,408.22
	GENERAL MOTORS FINL CO-4.2%-21/03/01	200,000.00	209,084.40
	GOLDMAN SACHS GROUP INC-2.3%-19/12/13	370,000.00	371,054.13
	KINDER MORGAN INC/DELAWA-3.05%- 19/12/01	320,000.00	325,007.36
	MASSMUTUAL GLOBAL FUNDIN-1.55%- 19/10/11	350,000.00	346,309.60
	MET LIFE GLOB FUNDING I-1.3%-17/04/10	600,000.00	599,989.20
	MOLSON COORS BREWING CO-2.1%-21/07/15	55,000.00	53,809.91
	MORGAN STANLEY-2.2%-18/12/07	320,000.00	321,504.64
	NEW YORK LIFE GLOBAL FDG-1.55%- 18/11/02	400,000.00	399,263.20
	NGN 2011-R3 1A-1.291%-20/03/11	270,212.68	270,422.28

		NISSAN MOTOR ACCEPTANCE-1.55%-19/09/13	390,000.00	384,315.36
		NORTHEAST UTILITIES-1.45%-18/05/01	375,000.00	373,687.12
		PLAINS ALL AMER PIPELINE-6.5%-18/05/01	330,000.00	346,012.59
		PRICOA GLOBAL FUNDING 1-1.35%-17/08/18	500,000.00	499,290.50
		PRINCIPAL LFE GLB FND II-2.2%-20/04/08	251,000.00	250,631.28
		REYNOLDS AMERICAN INC-2.3%-18/06/12	505,000.00	508,205.23
		SKANDINAVISKA ENSKILDA-2.375%-19/03/25	500,000.00	503,460.00
		TIME WARNER CABLE LLC-6.75%-18/07/01	305,000.00	323,088.33
		UNITEDHEALTH GROUP INC-1.9%-18/07/16	320,000.00	321,295.36
		WELLS FARGO & COMPANY-2.1%-21/07/26	310,000.00	303,858.59
	社債券小計		10,690,212.68	10,826,846.34 (1,195,716,909)
米ドル小計			41,635,275.51	41,947,627.39 (4,632,695,967)
加ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-19/09/01	295,000.00	301,726.00
		CANADIAN GOVERNMENT-0.75%-21/09/01	500,000.00	493,230.00
		CANADIAN GOVERNMENT-2.5%-24/06/01	595,000.00	638,125.60
		CANADIAN GOVERNMENT-5.0%-37/06/01	390,000.00	561,245.10
		CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-41/06/01	105,000.00	137,085.90
		CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-48/12/01	75,000.00	82,432.50
	国債証券小計		1,960,000.00	2,213,845.10 (183,262,097)
	社債券	BANK OF AMERICA CORP-5.15%-17/05/30	440,000.00	443,220.80
社債券小計		440,000.00	443,220.80 (36,689,817)	
加ドル小計			2,400,000.00	2,657,065.90 (219,951,914)
メキシコペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.0%-19/12/11	10,035,100.00	9,604,694.56
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	5,368,900.00	5,514,262.96
		MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-36/11/20	2,759,600.00	3,497,337.66
メキシコペソ小計			18,163,600.00	18,616,295.18 (109,463,815)
ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM-3.5%-17/06/28	690,000.00	697,502.37
		BELGIUM KINGDOM-3.75%-20/09/28	580,000.00	665,034.96
		BELGIUM KINGDOM-0.8%-25/06/22	730,000.00	743,917.45
		BELGIUM KINGDOM-5.0%-35/03/28	385,000.00	613,522.91
		BELGIUM KINGDOM-3.75%-45/06/22	180,000.00	259,960.68
		BELGIUM KINGDOM-2.25%-57/06/22	45,000.00	47,043.76

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.5%-18/01/31	685,000.00	712,950.05	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.4%-20/01/31	740,000.00	771,780.78	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.5%-21/04/30	935,000.00	1,138,196.07	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.75%-21/07/30	432,000.00	441,091.43	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.4%-22/04/30	204,000.00	202,678.48	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.6%-25/04/30	485,000.00	494,088.41	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.3%-26/10/31	145,000.00	141,408.49	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.5%-27/04/30	275,000.00	270,169.62	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-6.0%-29/01/31	735,000.00	1,056,984.39	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.2%-37/01/31	105,000.00	132,040.44	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.7%-41/07/30	320,000.00	431,888.96	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.9%-46/10/31	120,000.00	119,674.44	
BUNDES OBLIGATION-0.25%-19/10/11	350,000.00	358,568.70	
BUNDES OBLIGATION-0.0%-21/04/09	696,000.00	709,449.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-22/09/04	1,660,000.00	1,821,630.88	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.0%-23/08/15	320,000.00	364,143.68	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.0%-25/08/15	1,101,000.00	1,179,221.64	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%-26/08/15	550,000.00	533,307.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-5.5%-31/01/04	610,000.00	1,006,429.85	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.75%-34/07/04	245,000.00	403,519.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.0%-37/01/04	115,000.00	180,177.86	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%-44/07/04	440,000.00	582,733.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.75%-18/01/15	815,000.00	821,809.32	
BUONI POLIENNALI DEL TES-1.5%-19/08/01	220,000.00	226,379.56	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.7%-20/05/01	1,675,000.00	1,691,059.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.45%-21/06/01	145,000.00	143,642.94	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.5%-22/09/01	1,335,000.00	1,629,300.75	



	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.75%-24/09/01	755,000.00	851,772.12
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.5%-24/12/01	745,000.00	774,424.52
	BUONI POLIENNALI DEL TES-1.6%-26/06/01	371,000.00	352,891.49
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.5%-30/03/01	1,140,000.00	1,247,872.50
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.0%-37/02/01	580,000.00	661,875.70
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%-44/09/01	490,000.00	609,230.72
	FINNISH GOVERNMENT-4.375%-19/07/04	525,000.00	584,509.80
	FINNISH GOVERNMENT-1.5%-23/04/15	510,000.00	555,511.38
	FRANCE (GOVT OF)-0.5%-19/11/25	1,245,000.00	1,274,400.67
	FRANCE (GOVT OF)-0.0%-20/05/25	1,305,000.00	1,317,554.10
	FRANCE (GOVT OF)-0.25%-20/11/25	540,000.00	549,244.26
	FRANCE (GOVT OF)-0.0%-21/05/25	520,000.00	522,321.28
	FRANCE (GOVT OF)-2.25%-24/05/25	735,000.00	825,107.32
	FRANCE (GOVT OF)-0.5%-25/05/25	2,520,000.00	2,476,567.79
	FRANCE (GOVT OF)-4.75%-35/04/25	834,000.00	1,258,122.36
	FRANCE (GOVT OF)-1.25%-36/05/25	192,000.00	179,642.88
	FRANCE (GOVT OF)-1.75%-39/06/25	50,000.00	50,174.40
	FRANCE (GOVT OF)-3.25%-45/05/25	275,000.00	351,826.75
	FRANCE (GOVT OF)-4.0%-60/04/25	235,000.00	357,858.00
	FRENCH TREASURY NOTE-1.0%-17/07/25	500,000.00	502,878.00
	IRISH TREASURY-4.5%-18/10/18	310,000.00	333,863.49
	IRISH TREASURY-3.4%-24/03/18	350,000.00	417,445.00
	IRISH TREASURY-1.7%-37/05/15	70,000.00	67,852.12
	IRISH TREASURY-2.0%-45/02/18	40,000.00	39,019.48
	NETHERLANDS GOVERNMENT-1.25%-19/01/15	585,000.00	605,523.55
	NETHERLANDS GOVERNMENT-3.25%-21/07/15	225,000.00	260,412.30
	NETHERLANDS GOVERNMENT-2.0%-24/07/15	830,000.00	941,309.64
	NETHERLANDS GOVERNMENT-4.0%-37/01/15	65,000.00	100,354.93
	NETHERLANDS GOVERNMENT-3.75%-42/01/15	265,000.00	416,467.11
	REPUBLIC OF AUSTRIA-1.15%-18/10/19	455,000.00	467,982.51
	REPUBLIC OF AUSTRIA-3.65%-22/04/20	290,000.00	345,881.84
	REPUBLIC OF AUSTRIA-1.2%-25/10/20	100,000.00	106,616.30
	REPUBLIC OF AUSTRIA-0.75%-26/10/20	220,000.00	223,131.92
	REPUBLIC OF AUSTRIA-4.15%-37/03/15	125,000.00	190,369.50
	REPUBLIC OF AUSTRIA-3.15%-44/06/20	110,000.00	153,248.15
	国債証券小計	36,175,000.00	40,564,573.35 (4,858,013,304)
特殊債券	FMS WERTMANAGEMENT-0.05%-17/09/19	500,000.00	501,642.50
		500,000.00	501,642.50

	特殊債券小計			(60,076,705)
	社債券	FCE BANK PLC-2.875%-17/10/03	290,000.00	294,507.18
	社債券小計		290,000.00	294,507.18
				(35,270,179)
ユーロ小計			36,965,000.00	41,360,723.03
				(4,953,360,188)
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-1.0%-17/09/07	610,000.00	612,691.32
		UK TREASURY-1.75%-19/07/22	330,000.00	342,155.88
		UK TREASURY-2.0%-20/07/22	90,000.00	95,091.30
		UK TREASURY-1.5%-21/01/22	950,000.00	990,932.65
		UK TREASURY-4.75%-30/12/07	655,000.00	925,273.96
		UK TREASURY-4.25%-32/06/07	125,000.00	170,550.00
		UK TREASURY-4.25%-36/03/07	335,000.00	472,798.23
		UK TREASURY-3.25%-44/01/22	270,000.00	351,137.70
		UK TREASURY-3.5%-45/01/22	645,000.00	880,418.55
		UK TREASURY-3.75%-52/07/22	660,000.00	1,018,644.00
		UNITED KINGDOM GILT-0.5%-22/07/22	660,000.00	655,686.90
		UNITED KINGDOM GILT-2.5%-65/07/22	55,000.00	70,958.25
英ポンド小計			5,385,000.00	6,586,338.74
				(910,561,330)
スイスフラン	国債証券	SWITZERLAND-2.0%-22/05/25	115,000.00	130,234.97
	国債証券小計		115,000.00	130,234.97
				(14,560,269)
	特殊債券	KFW-2.75%-18/10/11	300,000.00	316,537.20
	特殊債券小計		300,000.00	316,537.20
				(35,388,858)
スイスフラン小計			415,000.00	446,772.17
				(49,949,127)
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT-4.25%-19/03/12	2,365,000.00	2,589,599.32
		SWEDISH GOVERNMENT-1.5%-23/11/13	830,000.00	897,616.78
		SWEDISH GOVERNMENT-1.0%-26/11/12	1,070,000.00	1,102,216.62
		SWEDISH GOVERNMENT-2.25%-32/06/01	460,000.00	521,234.74
スウェーデンクローナ小計			4,725,000.00	5,110,667.46
				(64,241,089)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	2,430,000.00	2,705,758.82
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	1,740,000.00	1,819,570.20
ノルウェークローネ小計			4,170,000.00	4,525,329.02
				(59,010,290)
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK-4.0%-19/11/15	7,290,000.00	8,142,201.00
		KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	700,000.00	1,174,189.10
デンマーククローネ小計			7,990,000.00	9,316,390.10
				(149,993,880)

ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-5.5%-19/10/25	1,820,000.00	1,971,879.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-3.25%-25/07/25	1,015,000.00	1,008,960.75	
ポーランドズロチ小計			2,835,000.00	2,980,839.75	(83,672,171)
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-20/04/15	345,000.00	371,019.90	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-24/04/21	835,000.00	846,908.77	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.25%-25/04/21	870,000.00	909,126.51	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.75%-37/04/21	235,000.00	247,098.74	
豪ドル小計			2,285,000.00	2,374,153.92	(200,093,692)
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.0%-20/04/15	500,000.00	509,358.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-6.0%-21/05/15	2,080,000.00	2,361,754.71	
ニュージーランドドル小計			2,580,000.00	2,871,113.21	(223,516,163)
シンガ ポールド ル	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT-3.25%-20/09/01	925,000.00	980,037.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-42/04/01	50,000.00	52,725.00	
シンガポールドル小計			975,000.00	1,032,762.50	(81,701,841)
マレーシ アリン ギット	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT-3.955%-25/09/15	450,000.00	442,620.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-5.734%-19/07/30	1,335,000.00	1,396,827.85	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.127%-32/04/15	450,000.00	425,495.70	
マレーシアリングット小計			2,235,000.00	2,264,943.55	(56,555,640)
南アフリ カランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.0%- 30/01/31	7,540,000.00	7,108,273.17	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6.5%- 41/02/28	1,690,000.00	1,257,244.57	
南アフリカランド小計			9,230,000.00	8,365,517.74	(74,453,107)
合計				11,869,220,214	(11,869,220,214)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 20銘柄	73.7%	28.8%
	特殊債券 7銘柄	0.5%	0.2%
	社債券 30銘柄	25.8%	10.1%
加ドル	国債証券 6銘柄	83.3%	1.5%
	社債券 1銘柄	16.7%	0.3%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.9%

ユーロ	国債証券	68銘柄	98.1%	40.9%
	特殊債券	1銘柄	1.2%	0.5%
	社債券	1銘柄	0.7%	0.3%
英ポンド	国債証券	12銘柄	100.0%	7.7%
スイスフラン	国債証券	1銘柄	29.2%	0.1%
	特殊債券	1銘柄	70.8%	0.3%
スウェーデンクローナ	国債証券	4銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%	1.3%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	100.0%	0.7%
豪ドル	国債証券	4銘柄	100.0%	1.7%
ニュージーランドドル	国債証券	2銘柄	100.0%	1.9%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.0%	0.7%
マレーシアリングgit	国債証券	3銘柄	100.0%	0.5%
南アフリカランド	国債証券	2銘柄	100.0%	0.6%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2017年 3月31日現在です。

### 【日本大型株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	178,455,249円
負債総額	28,191円
純資産総額（ - ）	178,427,058円
発行済口数	137,252,539口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3000円

### 【日本小型株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	270,732,679円
負債総額	45,940円
純資産総額（ - ）	270,686,739円
発行済口数	72,311,185口
1口当たり純資産額（ / ）	3.7434円

### 【日本債券ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	54,520,516円
負債総額	4,030円
純資産総額（ - ）	54,516,486円
発行済口数	46,755,039口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1660円

### 【北米株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	122,814,510円
負債総額	18,903円

純資産総額（ - ）	122,795,607円
発行済口数	84,949,457口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4455円

## 【欧州先進国株式ファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	104,557,098円
負債総額	17,507円
純資産総額（ - ）	104,539,591円
発行済口数	74,619,757口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4010円

## 【アジア太平洋先進国株式ファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	103,351,337円
負債総額	17,614円
純資産総額（ - ）	103,333,723円
発行済口数	32,178,146口
1口当たり純資産額（ / ）	3.2113円

## 【海外債券ファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	111,740,217円
負債総額	13,453円
純資産総額（ - ）	111,726,764円
発行済口数	73,218,660口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5259円

（参考）

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	35,051,540,451円
負債総額	277,421,625円
純資産総額( - )	34,774,118,826円
発行済口数	17,532,360,270口
1口当たり純資産額( / )	1.9834円

## 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	11,917,977,605円
負債総額	83,838,634円
純資産総額( - )	11,834,138,971円
発行済口数	2,338,880,469口
1口当たり純資産額( / )	5.0597円

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	23,372,806,006円
負債総額	37,989,776円
純資産総額( - )	23,334,816,230円
発行済口数	17,137,314,817口
1口当たり純資産額( / )	1.3616円

## 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	27,129,125,270円
負債総額	194,557,370円
純資産総額( - )	26,934,567,900円
発行済口数	11,432,746,301口
1口当たり純資産額( / )	2.3559円

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	23,110,945,481円
負債総額	134,118,887円
純資産総額（ - ）	22,976,826,594円
発行済口数	7,897,297,473口
1口当たり純資産額（ / ）	2.9095円

#### アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

##### 純資産額計算書

資産総額	7,470,805,469円
負債総額	37,565,499円
純資産総額（ - ）	7,433,239,970円
発行済口数	1,203,642,603口
1口当たり純資産額（ / ）	6.1756円

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

##### 純資産額計算書

資産総額	12,528,566,236円
負債総額	62,258,115円
純資産総額（ - ）	12,466,308,121円
発行済口数	5,251,479,316口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3739円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

##### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

##### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知



するものとしします。

- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとしします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成29年3月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の意思決定機関（平成29年3月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

##### (3) 運用の意思決定プロセス（平成29年3月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成29年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	714	136,572

株式投資信託	668	111,714
単位型	184	7,806
追加型	484	103,907
公社債投資信託	46	24,857
単位型	32	354
追加型	14	24,503

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第57期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第58期中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第56期 (平成27年3月31日)		第57期 (平成28年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金	3	14,206	3	14,308
金銭の信託		-	3	153
有価証券		277		86
前払費用	3	509	3	489
未収入金		3		10
未収委託者報酬		8,441		9,374
未収収益	3	1,566	3	2,280
関係会社短期貸付金		436		5,333
立替金		666		2,960
繰延税金資産		1,446		819
その他	2	195	2,3	428
流動資産合計		27,750		36,243
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	56	1	146
器具備品	1	166	1	210
有形固定資産合計		222		356

無形固定資産		
ソフトウェア	113	140
無形固定資産合計	113	140
投資その他の資産		
投資有価証券	14,184	12,195
関係会社株式	21,702	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	740	781
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	248	425
投資その他の資産合計	36,936	35,165
固定資産合計	37,273	35,662
資産合計	65,023	71,905

(単位：百万円)

	第56期 (平成27年3月31日)		第57期 (平成28年3月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金	387		410
未払金	5,545		3,841
未払収益分配金	6		6
未払償還金	112		112
未払手数料	3	3,145	3
その他未払金		2,282	
未払費用	3	4,636	3
未払法人税等		814	
未払消費税等	4	1,070	4
関係会社短期借入金		-	
賞与引当金		1,990	
役員賞与引当金		120	
その他	3	82	3
流動負債合計		14,646	
固定負債			
退職給付引当金		1,111	
固定負債合計		1,111	
負債合計		15,758	
純資産の部			
株主資本			
資本金		17,363	
資本剰余金			
資本準備金		5,220	
資本剰余金合計		5,220	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		25,836	
利益剰余金合計		25,836	

自己株式	68	502
株主資本合計	48,351	52,028
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,002	151
繰延ヘッジ損益	88	258
評価・換算差額等合計	913	410
純資産合計	49,265	52,438
負債純資産合計	65,023	71,905

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,990	66,339
その他営業収益	3,729	4,382
営業収益合計	67,719	70,722
営業費用		
支払手数料	30,408	30,529
広告宣伝費	1,045	1,098
公告費	5	3
調査費	15,571	17,470
調査費	747	821
委託調査費	14,782	16,600
図書費	41	48
委託計算費	502	505
営業雑経費	660	718
通信費	199	195
印刷費	263	321
協会費	64	65
諸会費	27	22
その他	106	113
営業費用計	48,193	50,327
一般管理費		
給料	7,585	8,138
役員報酬	289	365
役員賞与引当金繰入額	120	145
給料・手当	5,127	5,495
賞与	59	51
賞与引当金繰入額	1,990	2,080
交際費	163	185
寄付金	36	27
旅費交通費	503	503
租税公課	208	258
不動産賃借料	785	875
退職給付費用	349	372
退職金	16	113
固定資産減価償却費	148	196
福利費	908	952
諸経費	2,673	2,952

一般管理費計	13,380	14,577
営業利益	6,146	5,817

(単位：百万円)

	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業外収益		
受取利息	10	91
受取配当金	1 1,152	1 1,330
有価証券償還益	13	-
時効成立分配金・償還金	1	1
為替差益	-	32
その他	107	32
営業外収益合計	1,285	1,488
営業外費用		
支払利息	28	242
有価証券償還損	81	-
デリバティブ費用	269	69
時効成立後支払分配金・償還金	295	5
支払源泉所得税	71	119
為替差損	26	-
その他	21	94
営業外費用合計	795	531
経常利益	6,636	6,774
特別利益		
投資有価証券売却益	270	720
その他	-	0
特別利益合計	270	720
特別損失		
投資有価証券売却損	22	100
固定資産処分損	0	6
特別賞与	-	204
割増退職金	243	91
役員退職一時金	-	64
外国税関連費用	2 1,650	-
特別損失合計	1,916	467
税引前当期純利益	4,991	7,027
法人税、住民税及び事業税	2,356	1,359
法人税等調整額	466	706
法人税等合計	1,890	2,065
当期純利益	3,101	4,962

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209
会計方針の変更による 累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	68	45,250
当期変動額							
当期純利益				3,101	3,101		3,101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	3,101	3,101	-	3,101
当期末残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	321	-	321	45,531
会計方針の変更によ る 累積的影響額				41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	321	-	321	45,572
当期変動額				
当期純利益				3,101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	680	88	591	591
当期変動額合計	680	88	591	3,692
当期末残高	1,002	88	913	49,265

第57期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351

会計方針の変更による 累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351
当期変動額							
剰余金の配当				850	850		850
当期純利益				4,962	4,962		4,962
自己株式の取得						434	434
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	4,111	4,111	434	3,676
当期末残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	502	52,028

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	1,002	88	913	49,265
会計方針の変更による 累積的影響額				-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,002	88	913	49,265
当期変動額				
剰余金の配当				850
当期純利益				4,962
自己株式の取得				434
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	851	347	503	503
当期変動額合計	851	347	503	3,173
当期末残高	151	258	410	52,438

## [注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 資産の評価基準及び 評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法



2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3年～15年	器具備品	5年～20年
建物	3年～15年				
器具備品	5年～20年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>				
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>				

(会計方針の変更)

第57期  
(自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月31日)

## （企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

## （未適用の会計基準等）

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

## （1）概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もる枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件

（分類2）に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

## （2）適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

## （3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

## （貸借対照表関係）

第56期 (平成27年3月31日)	第57期 (平成28年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 1,122百万円	建物 1,170百万円
器具備品 679百万円	器具備品 653百万円
2 信託資産	2 信託資産
流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
(流動資産)	(流動資産)
現金・預金 4,256百万円	現金・預金 4,072百万円
前払費用 2百万円	金銭の信託 153百万円
未収収益 110百万円	前払費用 2百万円
(流動負債)	未収収益 147百万円
未払手数料 108百万円	その他 193百万円
未払費用 500百万円	(流動負債)
その他 57百万円	未払手数料 93百万円
	未払費用 722百万円
	その他 266百万円

<p>4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務27百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務842百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務728百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務689百万円に対して保証を行っております。</p>
--	---

## ( 損益計算書関係 )

第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">受取配当金 719百万円</p> <p>2 外国税関連費用1,650百万円は、中国税務当局等が平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成21年11月17日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算したものであります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株マザーファンド」及び「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」の2ファンドであり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社が負担しております。</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">受取配当金 1,193百万円 支払利息 123百万円 デリバティブ費用 889百万円</p>

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

## 3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当事業
--	--------------------	-----

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	年度末残高(百万円)
平成21年度 ストックオプション (1)	普通株式	15,902,700	-	-	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,567,500	-	-	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	2,955,200	-	-
平成23年度 ストックオプション (1)	普通株式	5,388,900	-	359,700	5,029,200	-
合計		28,124,300	-	3,314,900	24,809,400	-

- (注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。なお、当該新株予約権は平成27年2月8日に失効いたしました。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

##### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

##### 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	704,500	-	814,100

##### 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度 ストックオプション (1)	普通株式	15,902,700	-	14,140,500	1,762,200	-
平成21年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,567,500	-	1,392,600	174,900	-

平成22年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	-	2,310,000	-	-
平成23年度 ストックオプション (1)	普通株式	5,029,200	-	290,400	4,738,800	-
合計		24,809,400	-	18,133,500	6,675,900	-

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株及び平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月30日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,495	7.62	平成28年3月31日	平成28年6月22日

##### (リース取引関係)

第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	841百万円	1年内	865百万円
1年超	3,420百万円	1年超	2,653百万円
合計	4,261百万円	合計	3,518百万円

##### (金融商品関係)

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営

業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシ - ドマネ - の投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ - ・アット - リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。

#### 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	14,206	14,206	-
(2) 未収委託者報酬	8,441	8,441	-
(3) 未収収益	1,566	1,566	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	14,431	14,431	-
(5) 未払金	(5,545)	(5,545)	-
(6) 未払費用	(4,636)	(4,636)	-
(7) デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	-

ヘッジ会計が適用されているもの	(57)	(57)	-
デリバティブ取引計	(82)	(82)	-

(1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額30百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,206	-	-	-
未収委託者報酬	8,441	-	-	-
未収収益	1,566	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	277	1,219	3,205	1,232
合計	24,492	1,219	3,205	1,232

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営

業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシ・ドマネ - の投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベ - スで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ - ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベ - スで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	14,308	14,308	-
(2) 未収委託者報酬	9,374	9,374	-
(3) 未収収益	2,280	2,280	-
(4) 関係会社短期貸付金	5,333	5,333	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	12,265	12,265	-



(6) 未払金	(3,841)	(3,841)	-
(7) 未払費用	(4,920)	(4,920)	-
(8) 関係会社短期借入金	(5,631)	(5,631)	-
(9) デリバティブ取引( 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(254)	(254)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	170	170	-
デリバティブ取引計	(84)	(84)	-

( 1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

( 2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用並びに(8) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されないものは貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されるもののうち193百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,308			
未収委託者報酬	9,374			
未収収益	2,280			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	86	714	1,766	963
合計	26,049	714	1,766	963

(有価証券関係)

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809

関連会社株式	2,892
--------	-------

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,839	11,293	1,546
	小計	12,839	11,293	1,546
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,591	1,656	64
	小計	1,591	1,656	64
合計		14,431	12,949	1,482

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 30百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,661	270	22
合計	3,661	270	22

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

### 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

### 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	5,593	4,872	720
	小計	5,593	4,872	720
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	6,672	7,175	502
	小計	6,672	7,175	502

合計	12,265	12,047	218
----	--------	--------	-----

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	30	17	-
投資信託	5,442	703	100
合計	5,473	720	100

### (デリバティブ取引関係)

第56期(平成27年3月31日)

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

##### (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,337	-	25	25
	買建	-	-	-	-
合計		2,337	-	25	25

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

#### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### (1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資有価証券	2,586	-	68
	豪ドル		276	-	8
	シンガポールドル		878	-	4
	ユーロ		219	-	1
合計			3,961	-	57

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第57期(平成28年3月31日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,093	-	11	11
	買建	-	-	-	-
合計		1,093	-	11	11

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法  
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

## (2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	5,631	-	243	243
合計		5,631	-	243	243

(注) 1 時価の算定方法  
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資有価証券	3,943	-	179
	豪ドル		767	-	18
	シンガポールドル		75	-	4
	香港ドル		151	-	5
	人民元		1,948	-	8
ユーロ	173		-	0	
合計			7,060	-	170

(注) 1 時価の算定方法  
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,078	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,037
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,396	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,686
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,720	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,901

## (退職給付関係)

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,174
会計方針の変更による累積的影響額	63
会計方針の変更を反映した期首残高	1,110
勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	47
退職給付の支払額	59
退職給付債務の期末残高	1,233

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,233
未積立退職給付債務	1,233
未認識数理計算上の差異	121
貸借対照表に計上された負債の額	1,111
退職給付引当金	1,111
貸借対照表に計上された負債の額	1,111

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	18
確定給付制度に係る退職給付費用	152

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、196百万円でありました。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,233
会計方針の変更による累積的影響額	-
会計方針の変更を反映した期首残高	1,233
勤務費用	145
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	33
退職給付の支払額	119
退職給付債務の期末残高	1,299

### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,299
未積立退職給付債務	1,299
未認識数理計算上の差異	144
貸借対照表に計上された負債の額	1,154
退職給付引当金	1,154
貸借対照表に計上された負債の額	1,154

### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	145
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	9
確定給付制度に係る退職給付費用	162

### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、209百万円でありました。

### (ストックオプション等関係)

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

### (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株

付与日	平成22年 2月 8日	平成22年 8月20日
権利確定条件	平成24年 1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年 1月22日から 平成32年 1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年 8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年 1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年 1月22日から 平成32年 1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

### ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2月 8日	平成22年 8月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	0	0

権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,388,900
付与	0	0
失効	0	359,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,029,200
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。



第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	14,140,500	1,392,600
権利確定	0	0
権利未確定残	1,762,200	174,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,029,200
付与	0	0
失効	2,310,000	290,400
権利確定	0	0
権利未確定残	0	4,738,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な 評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な 評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

## (税効果会計関係)

第56期 (平成27年3月31日)		第57期 (平成28年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳  (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳  (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金		賞与引当金
	658		642
	その他		その他
	813		177
	小計		小計
	1,472		819
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	134		96
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	1,510		1,430
	退職給付引当金		退職給付引当金
	360		353
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	133		122
	その他		その他
	73		65
	小計		小計
	2,213		2,068
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	3,685		2,888
	評価性引当金		評価性引当金
	1,510		1,430
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	2,174		1,457
	繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	25		71
	小計		繰延ヘッジ利益
	25		114
	繰延税金負債(固定)		その他
	その他有価証券評価差額金		26
	454		小計
	454		213
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	480		213
	繰延税金資産の純額		繰延税金資産の純額
	1,694		1,244
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	35.6%		33.1%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入され ない項目		交際費等永久に損金に算入され ない項目
	1.3%		1.4%
	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目		受取配当金等永久に益金に算入 されない項目
	4.3%		4.8%
	税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正		税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正
	3.6%		1.3%
	海外子会社の留保利益の影響額 等		所得拡大促進税制
	1.7%		2.2%
	税効果会計適用後の法人税等の 負担率		海外子会社の留保利益の影響額 等
	37.9%		0.6%
			税効果会計適用後の法人税等の 負担率
			29.4%

第56期 (平成27年3月31日)	第57期 (平成28年3月31日)
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の施行に伴い平成26年4月1日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は135百万円、繰延ヘッジ損益が4百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が48百万円、法人税等調整額が179百万円、それぞれ増加しております。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が59百万円減少し、その他有価証券評価差額金が3百万円、繰延ヘッジ損益が6百万円、法人税等調整額が69百万円、それぞれ増加しております。</p>

## ( 関連当事者情報 )

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	184 (千SGD 2,059) (注2)	関係会社短期貸付金	436 (千SGD 5,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	7 (千SGD 92)	未収収益	7 (千SGD 82)

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額184百万円(2,059千SGD)の内訳は、貸付424百万円(5,000千SGD)及び返済240百万円(2,940千SGD)であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）  
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成26年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	23,832百万円
負債合計	6,549百万円
純資産合計	17,283百万円
営業収益	15,406百万円
税引前当期純利益	4,977百万円
当期純利益	3,441百万円

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社  
重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000 (千SGD)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 (シンガポールドル貨建) (注1)	90 (千 SGD 1,000) (注2)	関係会社 短期貸付 金	333 (千 SGD 4,000)
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注1)	18 (千 SGD 215)	未収収益	6 (千 SGD 74)
							資金の貸付 (円貨建) (注3)	5,000	関係会社 短期貸付 金	5,000
							貸付金利息 (円貨建) (注3)	70	未収収益	70
	Nikko Asset	アメリカ	181,542	アセット	直接	資金の借入	資金の借入 (米ドル貨建) (注5)	6,176 (千 USD 50,000)	関係会社 短期借入 金	5,631 (千 USD 50,000)

子会社	Management Americas, Inc.	力合衆国	(千USD) (注4)	マネジメント業	100.00	借入	借入金利息 (米ドル 貸建) (注5)	113 (千 USD 949)	未払費用	106 (千 USD 949)
-----	---------------------------	------	----------------	---------	--------	----	------------------------------	-----------------------	------	-----------------------

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額 90百万円 (SGD 1,000千) の内訳は、貸付957百万円 (SGD11,000千) 及び返済1,047百万円 (SGD12,000千) であります。
- 3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 Nikko Asset Management Americas, Inc.の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
- 5 融資枠USD50,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (東京証券取引所等に上場)  
三井住友信託銀行株式会社 (非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成27年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	30,897百万円
負債合計	9,936百万円
純資産合計	20,960百万円
営業収益	26,843百万円
税引前当期純利益	9,553百万円
当期純利益	6,411百万円

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 関連情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	250円20銭	267円27銭
1株当たり当期純利益金額	15円74銭	25円25銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益(百万円)	3,101	4,962
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,101	4,962
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,464
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1)5,029,200株	平成21年度ストックオプション(1)1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2)174,900株、平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期 (平成27年3月31日)	第57期 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	49,265	52,438
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	49,265	52,438
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,903	196,198

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

第58期中間会計期間  
(平成28年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	16,370
金銭の信託	152
有価証券	29
未収委託者報酬	8,443
未収収益	1,681
関係会社短期貸付金	488



繰延税金資産		821
その他	2	2,083
流動資産合計		30,070
固定資産		
有形固定資産	1	323
無形固定資産		129
投資その他の資産		
投資有価証券		11,401
関係会社株式		23,203
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		781
繰延税金資産		409
長期前払費用		0
投資その他の資産合計		35,857
固定資産合計		36,311
資産合計		66,382

(単位：百万円)

第58期中間会計期間  
(平成28年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金		4,011
未払費用		4,007
未払法人税等		1,052
未払消費税等	3	440
賞与引当金		1,112
役員賞与引当金		60
その他		517
流動負債合計		11,201

## 固定負債

退職給付引当金		1,203
固定負債合計		1,203

## 負債合計

12,404

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220

## 利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		31,627
利益剰余金合計		31,627

自己株式 672

株主資本合計 53,537

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	340
繰延ヘッジ損益	780
評価・換算差額等合計	439
純資産合計	53,977
負債純資産合計	66,382

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第58期中間会計期間  
(自 平成28年4月1日  
至 平成28年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		32,215
その他営業収益		1,942
営業収益合計		34,158
営業費用及び一般管理費	1	31,520
営業利益		2,637
営業外収益	2	1,760
営業外費用	3	327
経常利益		4,070
特別利益	4	50
特別損失	5	19
税引前中間純利益		4,102
法人税等	6	927
中間純利益		3,174

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第58期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	502	52,028
当中間期変動額							
剰余金の配当				1,495	1,495		1,495
中間純利益				3,174	3,174		3,174
自己株式の取得						170	170
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計				1,679	1,679	170	1,508
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	31,627	31,627	672	53,537

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産 合計
当期首残高	151	258	410	52,438
当中間期変動額				
剰余金の配当				1,495
中間純利益				3,174
自己株式の取得				170
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	491	521	29	29
当中間期変動額合計	491	521	29	1,538
当中間期末残高	340	780	439	53,977

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	第58期中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

<p>4 ヘッジ会計の方法</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>
--	---

## (会計方針の変更)

<p>第58期中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)</p> <p>(減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年 6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年 4月 1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(税金費用の計算方法) 従来、年度決算と同様の方法による税金費用の計算を適用しておりましたが、当社の中間決算業務の一層の効率化を図るため、当中間会計期間より事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り算出された見積実効税率に、税引前中間純利益を乗ずる計算方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。</p>
---

## (追加情報)

<p>第58期中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日)を当中間会計期間から適用しております。</p>
--

## (中間貸借対照表関係)

<p>第58期中間会計期間 (平成28年 9月30日)</p> <p>1 有形固定資産の減価償却累計額 1,891百万円</p>
--

## 2 信託資産

流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。

## 3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## 4 保証債務

当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務582百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務558百万円に対して保証を行っております。

## ( 中間損益計算書関係 )

第58期中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	70百万円
無形固定資産	20百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	7百万円
受取配当金	1,591百万円
デリバティブ収益	6百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	128百万円
支払源泉所得税	155百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	50百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	18百万円
6 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

## ( 中間株主資本等変動計算書関係 )

第58期中間会計期間（自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	814,100	305,000	-	1,119,100

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	1,762,200	-	19,800	1,742,400	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	174,900	-	-	174,900	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	4,738,800	-	-	4,738,800	-
平成28年度ストックオプション(1)	普通株式	-	4,437,000	-	4,437,000	-
合計		6,675,900	4,437,000	19,800	11,093,100	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。  
 2 平成28年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
 3 平成21年度ストックオプション(1)1,742,400株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株及び平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月30日取締役会	普通株式	1,495	7.62	平成28年3月31日	平成28年6月22日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第58期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	865百万円
1年超	2,220百万円
合計	3,085百万円

## (金融商品関係)

第58期中間会計期間(平成28年9月30日)

## 1 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額

(1) 現金及び預金	16,370	16,370	-
(2) 未収委託者報酬	8,443	8,443	-
(3) 未収収益	1,681	1,681	-
(4) 金銭の信託	152	152	-
(5) 関係会社短期貸付金	488	488	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,431	11,431	-
(7) 未払金	(4,011)	(4,011)	-
(8) 未払費用	(4,007)	(4,007)	-
(9) デリバティブ取引( 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24	24	-
ヘッジ会計が適用されているもの	268	268	-
デリバティブ取引計	292	292	-

( 1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

( 2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は金融商品取引所が定める清算指数、為替予約取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 未払金及び(8) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(中間貸借対照表計上額20,310百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第58期中間会計期間(平成28年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	20,310

関連会社株式	2,892
--------	-------

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,215	2,649	565
	小計	3,215	2,649	565
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	8,199	9,255	1,056
	小計	8,199	9,255	1,056
合計		11,414	11,905	490

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### (デリバティブ取引関係)

第58期中間会計期間(平成28年9月30日)

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

##### (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	3,386	-	24	24
合計		3,386	-	24	24

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

#### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### (1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		3,575	-	156
	豪ドル		67	-	1
	シンガポールドル		685	-	38



	ユーロ		82	-	2
	香港ドル		87	-	4
	人民元		1,831	-	65
	合計		6,329	-	268

## (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第58期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,017百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	8,257百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,144百万円

## (ストックオプション等関係)

第58期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当中間会計期間において、ストックオプションを付与しておりますが、当該ストックオプションの付与による影響が当社の財政状態、経営成績等にとって重要でないと認められるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第58期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## [関連情報]

第58期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第58期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第58期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第58期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	第58期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	275円54銭
1株当たり中間純利益金額	16円18銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益(百万円)	3,174
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	3,174
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,123
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 1,742,400株、 平成21年度ストックオプション(2) 174,900株、 平成23年度ストックオプション(1) 4,738,800株、 平成28年度ストックオプション(1) 4,437,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期中間会計期間 (平成28年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	53,977
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(百万円)	53,977
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(千株)	195,893

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が

禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	624百万米ドル (平成28年12月末現在)	
M F S インターナショナル(U.K.) リミテッド	1,996千英ポンド (平成28年12月末現在)	

ＪＰモルガン・アセット・マネジメン ト株式会社	2,218百万円 (平成28年12月末現在)	資産運用に関する業務を 営んでいます。
ジャナス・キャピタル・マネジメン ト・エルエルシー	1,076百万米ドル (平成29年3月末現在)	
スパークス・アセット・マネジメン ト株式会社	2,500百万円 (平成28年12月末現在)	
シュローダー・インベストメント・マ ネージメント(シンガポール)リミ テッド	5,077万シンガポールドル (平成28年12月末現在)	
日興アセットマネジメント アメリカ ズ・インク	181百万米ドル 資本金と資本剰余金 の合計額 (平成28年9月末現在)	
日興グローバルラップ株式会社	1,499百万円 (平成28年12月末現在)	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成28年9月末現在)	

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

### (3) 投資顧問会社

- ・委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行ない  
ます。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

三井住友信託銀行株式会社

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

MFS インターナショナル(U.K.) リミテッド

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール) リミテッド

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

- ・各マザーファンドの投資顧問会社の評価・選定などに関する情報提供や助言などを行ないます。

日興グローバルラップ株式会社

日興アセットマネジメント アメリカズ・インク

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有し  
ております。(平成28年9月末現在)

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アメ  
リカズ・インクの発行済株式総数の100%を保有しております。(平成28年9月末現在)

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成28年 6月24日	有価証券届出書
平成28年 6月24日	有価証券報告書
平成28年12月22日	有価証券届出書の訂正届出書
平成28年12月22日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本大型株式ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本大型株式ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本小型株式ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本小型株式ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本債券ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本債券ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米株式ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米株式ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

## P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州先進国株式ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州先進国株式ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア太平洋先進国株式ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア太平洋先進国株式ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外債券ファンドの平成28年3月26日から平成29年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外債券ファンドの平成29年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。